

「知的財産戦略ビジョン」
の策定に向けた意見募集
に寄せられた意見

法人・団体名
一般社団法人 日本知財学会知財教育分科会
意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(D) その他
意見（要旨）
知財教育に関する政策提言
意見（全文）
<p>平成 29 年 3 月 15 日 （本意見は、日本知財学会知財教育分科会でまとめ、日本知財学会として平成 29 年 3 月 15 日に発表した政策提言です）</p> <p>日本は資源に乏しいと言われるが、一億を超える豊富な人的資源を有する国である。その国民一人ひとりが優れた知財人材となるように、知財に関する法的な知識を得るだけでなく知財を尊重する態度、そしてさらには知的創造を行う等の知財マインドの育成が求められる。このために知財教育は法的な知識の獲得に留まらず、「知財を意識した創造性」「知財に関する知識・理解」「知財を尊重する態度」をバランスよく体系的に進める必要がある。特に意識に関わる部分は幼少の早い段階から発達段階に応じた教育が求められる。</p> <p>以下、提言の具体である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家事業として知財教育を推進していることの周知を図ること ・ 知的財産の一部でなく全体を体系的に学ぶようにすること ・ 知財教育をより大きな教育体系の一部として適切に位置づけること ・ 幼少から優れた才能を発揮する知財人材の芽を伸ばす受け皿を整備すること ・ 特に理系の創造教育を推進すること ・ 普通高校における理系の創造教育を推進すること ・ 核となる教科を設定すること ・ 学校教育における適切な引用を厳格化すること ・ 教員養成課程において知財教育を必修にすること ・ 現職教員が知財教育を受ける仕組みを構築すること ・ 教育の一環で生まれる発明等に対する知財の取り扱い、個人情報保護環境の整備を行う ・ 学校教育における著作物の複製に関する特例措置の整理と適切な運用を行うこと <p>知財教育に関する政策提言 一般社団法人 日本知財学会 知財教育分科会 平成 29 年 3 月 15 日 （本意見は、日本知財学会知財教育分科会でまとめ、日本知財学会として平成 29 年 3 月 15 日に発表した政策提言です）</p> <p>1 提言の背景</p> <p>我が国では 2002 年に出された知的財産戦略大綱により、知的財産立国のためには小学校段階からの系統的な知的財産（知財）教育が不可欠であると指摘された。これを受ける形でいくつかの教科の学習指導要領に知的財産に関する指導をすることを求める記載が追加された。著作権教育に関しては従来から実績があるものの、産業財産権等については小中学校段階では皆無に近い状況であった。知財を直接的な目的とする教科がないこと、教師自身が知財に関する指導を受けた経験がないことから、その指導はなお手探りの状態であり、担当する教師により取り扱う量、深みが大きく異なるのが現状である。知財教育は狭義には知財に関する法教育と捉えられるが、広義には知財を産み出す創造教育（文化芸術系と理系の双方）、産み出された知財と創出者を尊重するといったモラル教育、法的にどのように保護・活用されていくのかの法教育、新しい知財を活用して事業を起こす起業家教育、さらにはよりよい社会へと変革をもたらすイノベーション教育、またこれらを通じて確かな職業観を身に付けるキャリア教育まで包含、ないし連携して実施されるべきものである。後者の広義の知財教育を含めて一部の学校では先進的な取り組みがなされており、これらは本学会で取りまとめた書籍「知財教育の実践と理論」等に実践事例として取り上げられている。今後はこうした優れた取り組みを実施する学校を増やしていく、またどの学校でも一定程度以上の知財教育が担保される</p>

といった水平展開が望まれる。

中国では、2008年に中国国務院から「国家知的財産戦略綱要」が発表された。その中で「知的財産サービスをサポートするシステムと人材が著しく不足している」ことが指摘され、「企業向けの知財管理人材と仲介サービス人材を重点的に育成する」と明確に知財人材育成の方針が掲げられた。学校段階では「創新教育」という言葉が作られ、良い発明をした児童・生徒やその学校には特別に助成を行うなど、知財教育に関する英才教育が推進されている。2015年には小中学校を対象に知財教育モデル校の指定が始まっている。

また韓国では、2001年に英才教育振興法が制定され、小中学校における英才教育に対する法的な裏づけがされた。そして2007年に出された第2次英才教育振興総合計画に基づき、英才教育の1つとして韓国特許庁は各地の発明教室を発明英才学級として活用することとした。また発明教育に関係する学会として、英才学会、英才教育学会、技術教育学会、実科教育学会、職業教育学会など数多く存在する。このように韓国では英才教育を代表する一分野として知財教育を位置づけ、学問的な裏付けの下に実績を上げつつある。さらに2015年から使用されはじめた小学校の実科（日本の技術科に相当）の教科書には授業で発明活動を行うことが記載されている。またごく最近（2017年2月）になって「発明教育支援活性化法」が可決されたとのことで、発明教育に関してさらに強化が進むものとみられる。

こうした動きに対応して日中韓の小学生から大学生までの知財に関する意識（知財を意識した創造性、知財に関する知識・理解、知財を尊重する態度、および知財の国際性の4観点）がどのようであるかの比較調査がなされた（JinXiu 他、国際ワークショップ IWRIS、2016）。この報告は速報的なものであり、データ取得数、分析の点でまだ予備的なものであることに注意する必要があるが、1）国ごとに意識の程度、学年進行に伴う傾向が大きく異なること、2）日本の児童・生徒・学生の知財に対する意識は三国の中で憂慮すべき状況にあるようであること、が示されている。日本の知財教育は知的財産戦略大綱以降、知的財産推進計画に則り着実に進展してきていたが、2009年の事業仕分けにより産業財産権標準テキストの経費のカット等が行われ全体にトーンダウン、その影響をなお引きずっているものとみられる。

平成27年度全国学力・学習状況調査によると「学習に対する関心・意欲・態度に関する質問項目について、小学校より中学校で肯定的回答が減少する傾向があるが、理科については、国語、算数・数学と比較しても顕著（同一世代に当たる平成24年度の小学校6年生と平成27年度の中学校3年生の回答状況を比較）」という結果が示されている。学習指導要領の中学校理科では教科の目標を「自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う」としている。徐々に学ぶ内容が難しくなる中で自然の事物・現象について純粋に科学的探究心を持ち続ける児童・生徒も存在する一方で、それがどのように自身のこととして役立つのかを見失う者が少なくないようである。理科においても見方や考え方を養うだけに留まらず学んだ原理、法則を活用した創造的活動（すなわち発明）に踏み込むことはこの状況を打開する一方策とも位置付けられる。

2. 知財教育に関する用語の整理

知財教育に関する政策提言を行うにあたり、知財教育の定義を明確にしておく必要がある。「知的財産」という用語は知的財産基本法では第二条に「この法律で『知的財産』とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」と定義されている。また「知的財産権」という用語についても「この法律で『知的財産権』とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されている。したがって、知的財産基本法の記述から見る限り知財教育はシンプルにはこのように定義される知的財産および知的財産権に関する教育であることになる。

2006年の知的財産人材育成総合戦略には知財人材の多様性として以下の3分類が示されており、ここには知財を創造する人材が含まれている。

知的財産専門人材 - 知的財産の保護・活用に直接的に関わる人材
 知的財産創出・マネジメント人材 - 知的財産を創造する人材、知的財産を活かした経営を行う人材 等
 裾野人材 - 知的財産に関する一般的な知識を保有することが期待される人材、知的財産を将来創造することが期待される人材 等

このうち最後の裾野人材については「裾野」という言葉に語弊があるため「いわゆる... 裾野人材」といった表現がされてきた。今後は裾野人材という言い方を取りやめ、代わりに知財基礎人材という表現を提案する。また上記3分類の人材育成に対応する教育も「知財専門教育」「知財創出・マネジメント教育」「知

財基礎教育」、そしてこれら全体を指す用語として「知財教育」という表現を提案する。提言の背景ですでに示したとおり、知財教育は狭義には知財に関する法教育に使われる場合があるが、法的な知識を獲得するだけでは不十分である。前述の総合戦略には次の記述がある。

国民の「知財民度」を高める

子供から社会人にいたるまで、知的財産に関する教育・啓発を受ける機会を拡大することにより、あらゆる人が知的財産マインドを持ち、知的創造を行い、他人の知的財産を尊重する等、「知財民度」を高める。

日本は資源に乏しいと言われるが、一億を超える豊富な人的資源を有する国である。その国民一人ひとりが優れた知財人材となるように、知財に関する法的な知識を得るだけでなく知財を尊重する態度、そしてさらには知的創造を行う等の知財マインドの育成が求められる。このために知財教育は法的な知識の獲得に留まらず、「知財を意識した創造性」「知財に関する知識・理解」「知財を尊重する態度」をバランスよく体系的に進める必要がある。特に意識に関わる部分は幼少の早い段階から発達段階に応じた教育が求められる。本提言もこの広義の知財教育を対象にしている。

3. 提言の具体

以下に具体的な提言を箇条書きの形で示す。

- ・ 国家事業として知財教育を推進していることの周知を図ること

韓国の発明教室は学校の空き教室を使った形で設置され、選ばれた児童・生徒を対象にした発明英才教育だけでなく広く一般に創意工夫をする機会を提供している。このため韓国では発明教室が児童・生徒、保護者、教師に広く知られた存在となっている。今後わが国では知財教育推進コンソーシアム／地域コンソーシアム（仮称）が設置され、知財教育が推進されることが期待されているが、これらの学校現場での認知度を高める工夫が必要である。具体的には、(1)知財教育が学校現場の内部的な活動で実施されることを促進し、それを支援する形でコンソーシアムが動くことが望まれる。また、(2)コンソーシアムが出前授業的に学校に関わる場合は、文部科学省がその事業を主導的に進めていることを明示的に示すようにといった工夫が求められる。

- ・ 知的財産の一部でなく全体を体系的に学ぶようにすること

学校現場で「授業で知的財産権を取り扱っていますか」の問いに「うちの学校では力を入れて取り扱っている」といった肯定的な回答を得た場合でも、詳しく聞くと著作権の一部だけを取り扱っていて他は限定的であることが少なくない。知的財産基本法第二条に「この法律で『知的財産権』とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されているように、知的財産権は多岐にわたる。これらが系統的にバランスよく学べる手立てを講じる必要がある。

- ・ 知財教育をより大きな教育体系の一部として適切に位置づけること創造教育、ものづくり教育、知財教育、アントレプレナー（起業家）教育、イノベーション教育、そしてキャリア教育は相互に不可分であり、適切に連携してこそ大きな意味を持つものとなる。著作物の創作や発明をし、権利化し保護するのがゴールではなく、これらを流通・活用し、さらにはよりよい社会の実現に向けてのイノベーションへとつなげる必要がある。本政策提言も狭義の知財教育を推進することを提言するのではなく、創造性に溢れた豊かな文化・芸術・産業・社会の実現を目指すものであり、これらの総合的な教育振興を願うものである。なお、知財教育は特別支援学校においても進める必要がある。特別支援学校に通う児童・生徒は在学中も卒業後も優れた創造性を発揮するケースがあり、本人（ないし保護者）も知財の取り扱いに一定以上の知識を有する必要があることによる。

- ・ 幼少から優れた才能を発揮する知財人材の芽を伸ばす受け皿を整備すること

幼少から優れた才能を発揮する人材については、例えばスポーツなら地域のクラブチームに入りそこから推薦されてトレセンでその才能を伸ばす指導を受けることができる。芸術関係でも地域のピアノ教室に通い、特に優れていれば著名な方に師事すること等が考えられる。しかしながら幼少から発明等で優れた才能を発揮する人材があっても現状では少年少女発明クラブ以外に受け皿がほとんど存在しない。発明等で優れた人材を発掘し、その芽を伸ばす仕組みも存在しない。スポーツや芸術と同様に発明等の素養も幼少から優れた人材を見出し、伸ばすことが求められる。高校のSSH (Super Science High School) やSGH (Super Global High School) の小中学校版（仮称 SSJ : Super Science Junior）の活動を知財教育コンソーシアムと連携

して進めることが必要である。

- ・ 特に理系の創造教育を推進すること

現行の学習指導要領には「創造」「工夫」の用語が多く、多くの教科で使用されている。しかし、義務教育段階で見ると文化・芸術を対象としたものが大半であり、算数／数学、理科では使用されていない。原理、法則、自然の事物・現象の理解、探究する能力を培うだけでなく、これらをいかに組み合わせ生活や産業に活かすことができるかといった、応用・活用する教育までシームレスに行う必要がある。応用・活用する教育は粘り強く考えることを促進するものであり、また理系の知識がいかに役立つかを体験的に知ることとなり、その成功体験は新しい知識の学習意欲となる。応用・活用するためには公式や法則の暗記ではなく、その意味するところを深く理解することにつながる。これらは中学になって学習内容が難しくなることによる理科離れを抑制することもつなげると期待される。

次期学習指導要領では小学校にもプログラミング教育が導入される。プログラミング教育を通じて理系の創造教育が小学校段階に導入されていくことが期待される。次期学習指導要領ではアクティブ・ラーニングが一つの重要なキーワードとなっている。創造教育・知財教育はこのアクティブ・ラーニングに親和性を持つ。

知財推進計画 2004 には「創造性を育む教育と科学技術に重点を置いた教育を推進し、世界に通用する優れた人材を育成する」という記述がある。これは大学向けに書かれた文章であるが、前半はそのまま学校教育にも通じるものであり、幼少の時期から発達段階に応じて進める必要がある。

- ・ 普通高校における理系の創造教育を推進すること

専門高校では創意工夫ものづくりにかかる取り組みが進められているのとは対照的に普通高校ではほとんどなく、工学系への進路に影響を与えている。次期学習指導要領に向けて検討されている高校の新しい教科「数理探究」はこれを打開するものとして期待される。この教科では数理の探究に留まらず、発明を含めたアクティブ・ラーニングが展開されることが望まれる。現に実施されている SSH (Super Science High School) や SGH (Super Global High School) の取り組みの中でも発明を含めた活動が展開されることが望まれる。

- ・ 核となる教科を設定すること

知財は様々な分野にまたがるものであり、様々な教科で取り扱われるべきものである。これは現行の学習指導要領でもそのようになっており今後もそうあるべきである。一方で知財教育に関する適切なカリキュラムマネジメントを学校単位で進めるには核となる教科を設定することが適切と考えられる。例えば著作権については国語科、産業財産権等について理科ないし技術・家庭科技術分野が中心となり、他教科でも実施される知財教育を含めてレビューし、児童・生徒から見て教科間にまたがってはいるが統一された一つの概念であることを示すようにする。核となる教科を設定することは知財教育コンソーシアムとの連携の窓口の明確化の意味でも有効である。

- ・ 学校教育における適切な引用を厳格化すること

引用の仕方については国語科で指導するように現行の学習指導要領では記されているが、国語科に留まらずすべての教科において調べ学習のまとめやレポート類の提出にあたっては適切な引用を徹底する必要がある。これは教員養成を含む大学においても強く求められる。米国では授業のレポート類でも剽窃があれば放校となる。我が国においても厳格化することが求められる。

- ・ 教員養成課程において知財教育を必修にすること

学校教育の中で知財教育を推進するには当然ながら教師が知財について一定程度以上の知識を有し、意義を理解し、かつその教育方法を獲得している必要がある。また、学校現場では配布物や児童・生徒の産み出した知財の取り扱いについて問題が生じることがある。こうした場合に適切に対応するためにも教師は知財について一定程度以上の知識を有している必要がある。

- ・ 現職教員が知財教育を受ける仕組みを構築すること

遅滞なく知財教育を広めるには知財教育を受けたことがない現職教員向けの知財教育が必要である。具体的には、一部で実施されている教員免許状更新講習における知財教育を広く提供する、また教員免許状更新講習は 10 年ごとであるのでそれを待たずに教師が知財教育を受けられる仕組みを構築する必要がある。

- ・ 教育の一環で生まれる発明等に対する知財の取り扱い、個人情報 保護環境の整備を行うこと

わが国では、公立学校は法人格を持たないため、学校として特許等の申請ができない。また未成年者の場合は本人や保護者に関する個人情報が出るという問題がある。今後知財教育を推進するためにはこれらを解決しておく必要がある（参考：中国の例では公立学校でも学校として申請をしている）。今後は専門高校や高等専門学校だけでなく、小学校や中学校からも単に教育的な意味合いのものではなく、実際に産業・文化振興に資する特許等の申請が期待される。その申請手続きを学校現場だけで行うことには無理があり、日本弁理士会や TLO などの関連団体の支援が必要となる。そのためにコンソーシアムにこうした関連団体を組み込むことが考えられる。

・ 学校教育における著作物の複製に関する特例措置の整理と適切な運用を行うこと

著作権法第 35 条で「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」とされているが、研究授業の参観者等に配布する場合は複製ができない。このことは学校現場の授業の改善に対する大きな阻害要因となっており見直しが求められる。一方「授業を受ける者」も複製することが認められたことについては、児童・生徒に授業資料を準備させることで、自由にコピーができる、という誤解を与える恐れがあり、慎重な取り扱いが求められる。

授業の ICT 活用が推進されているところであるが、ここで大きな問題となっているのが授業のアーカイブ化に伴う著作権である。従来の授業の中では第 35 条で認められていた複製が、同じ授業をアーカイブ化する際には許諾が求められる。しかしながら資料の中には許諾先が不明、ないし不明でなくても許諾を得るための多大な労力、場合によっては少くない許諾料の支払いは教育現場に馴染まない。適切な特例措置が求められる。

法人・団体名
一般財団法人 知的財産研究教育財団
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
◆知財の活用があまり進んでいない中小・ベンチャー企業に対して、既に知財を活用している中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人材を活用して、知財普及啓発活動をすべきである。 ◆全ての中小・ベンチャー企業で、知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。 ◆IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、IP ランドスケープ業務を担い得る人材を育成すべきである。
意見（全文）
1. 中小・ベンチャー企業における知財マネジメント人材の育成・確保 (1) 現状と課題 中小・ベンチャー企業が知財を積極的に活用することにより、イノベーション創出や地域経済の活性化に寄与していくことが期待されているが、そのためには中小・ベンチャー企業が知財への意識を高め、知財マネジメント人材を育成・確保することが不可欠である。 「知的財産人材育成総合戦略」（2006 年 1 月）においても、全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」を実施するという施策が掲げられているところであるが、知的財産を理解できる人材を有する中小企業はまだ一部に限られているのが現状であり、一層の推進が求められる。 (2) 今後取り組むべき施策 (1) 中小・ベンチャー企業内の知財マネジメント人材の活用 知財の活用があまり進んでいない中小・ベンチャー企業に対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなどの知財普及啓発活動において、既に経営戦略において知財を活用している中小・ベンチャー企業にいる知財マネジメント人材を積極的に活用すべきである。

(2) 中小・ベンチャー企業における知的財産を理解できる人材の育成

中小・ベンチャー企業の知財意識を高めるために、全ての中小・ベンチャー企業で、知的財産管理技能士等の知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。

これと同時に、「一社一人運動」に取り組むなど一定の基準を満たした中小・ベンチャー企業を、知財人材育成・活用に関する状況が優良な企業として、経済産業大臣・特許庁長官が認定する制度等を創設し、さらに、この制度による認定を受けた企業は政府や公的機関の競争入札において追加評価点が得られたり、支援策の優先適用を受けることができる等のインセンティブ制度を導入すべきである。

また、「一社一人運動」への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励すべきである。

2. IP ランドスケープ業務を担う人材の育成

(1) 現状と課題

2007年に経済産業省によって策定された「知財人材スキル標準」が、近年の経営環境の変化の中、現在のニーズや知財人材のあり方に対応するため、2017年に改訂された。

特に「戦略」について大幅な改訂が行われ、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の4業務を特定している。上記の4つの項目の中でも、「IP ランドスケープ」は、この10年で新しく発生した業務であり、この業務を担い得る人材が不足しており、人材育成が喫緊の課題となっている。

(2) 今後取り組むべき施策

IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、IP ランドスケープ業務を担い得る人材を育成すべきである。

3. 地方・中小企業による知財活用の推進

(1) 現状と課題

「推進計画 2017」では、地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要であるとし、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、知的財産は経営戦略上の重要な要素の1つであるという意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要であるとの認識が示されているが、この状況は変わっていないと考えられる。

(2) 今後取り組むべき施策

「推進計画 2017」に掲げられた「地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。」という施策を継続すべきである。

4. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(1) 現状と課題

「推進計画 2017」では、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しもが何らかの形で、知的財産の創造に始まり知的財産の保護・活用に至る知的創造サイクルの一翼を担いつつ、新たな価値を創出していくことが求められているとし、知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進する施策が掲げられている。

しかし、まだ「国民一人ひとりが知財人材」という目標には到達していないので、引き続き推進が求められる。

(2) 今後取り組むべき施策

「推進計画 2017」に掲げられた「知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。」という施策を継続すべきである。

以上

法人・団体名

日本製薬工業協会 知的財産委員会

意見の対象

(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）

(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
<p>わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、研究成果が適切に知的財産として保護される環境が必要である。掲題「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知財紛争処理システムの大きな変更は不要であり、慎重な検討を要望する 2. 医療分野のあるべき知財保護システムの構築を要望する 3. 知的財産外交の強化を要望する
意見（全文）
<p>1. 知財紛争処理システムについて</p> <p>知的財産権に関する訴訟が多いほどイノベーション創出が促進されるとは考えず、本来は侵害行為が起きず訴訟提起の必要がないことが望ましい。</p> <p>知的財産推進計画 2017 に取り組むべき施策として挙げられていた事項に関連して、製薬協知的財産委員会として以下の要望を行うものである。</p> <p>（1）ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現</p> <p>懲罰的な損害賠償や課徴金等は日本の制度にはなじまず、また諸外国（米国を除く）と比較しても高額であることから、法改正による損害賠償額の引き上げは望まない。対比されることのある米国の訴訟においても損害賠償額は減少傾向にある（特に裁判官が判断するケース）。</p> <p>実施料は、様々な状況を考慮の上で決定されるため、異なる状況において同一実施料を適用することは適切ではない。また、実施料決定に当たり考慮された事情を各企業が明らかにすることはできない。このような状況で、他の事件の実施料の参考とするために実施料データベースを作成するのは適切ではない。</p> <p>（2）通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化</p> <p>現状、TPP 協定からの米国離脱により、医薬品データ保護を含めた知財項目の大部分が凍結されている。TPP 協定への復帰を米国に働きかけ、早期に TPP 協定を完全に発効させるなど、ハイレベルの国際協定を規律強化の基礎として有効に活用できる状態を確保いただくよう要望する。</p> <p>2. 医療分野のあるべき知財保護について</p> <p>近年、再生医療、個別化医療等の先端医療が登場し、さらには AI やビッグデータを活用した創薬などが行われるようになってきた。これらの環境変化から、従来からの伝統的な医薬品産業の姿とこれからの姿が異なってくることは容易に想像できる。進展しつつある新しい研究開発及びビジネスのパラダイムに対応するためには、なにを（客体物）、どのように保護する（適用法）かについて多面的な視点が必要とされる。</p> <p>わが国の医薬品産業も国際的競争力をもってこの環境変化に対応し、革新的な医薬品を創出し患者に提供する必要があるところ、その活動は知的財産権として適切に保護され、かつ、事業活用が促進されなければならない。</p> <p>従来からの伝統的な知的財産政策のみではこれに対応することはできず、産業界の実情を踏まえつつ、新たな知的財産の保護及び活用促進の政策について再考する必要があると思われる。</p> <p>上記を踏まえ、医療分野のあるべき知財保護について、製薬協知的財産委員会として以下の要望を行うものである。</p> <p>（1）医療行為の知財化</p> <p>2025-30 年には、益々少子高齢化が進み、医療費の財政圧迫が続くことが予想される。そのような状況下、より質の高い医療が早く・安価に提供されることを求める社会的要請は年を追って高まり、かかる要請に応える画期的な製品・サービスを開発し提供することがヘルスケア産業にさらに強く求められる。</p> <p>医療分野において、従来はプレーヤーごとの役割が比較的明確であり棲み分けがなされており、たとえば、(ア) 医師による診察・診断・カウンセリング、(イ) 医療機器、(ウ) 介護、(エ) セルフケア、(オ) 細胞移植・手術、(カ) 薬、といったセグメントに分類できる。しかし、こういったセグメントの境界が、再生医療や遺伝子治療、デジタルヘルス等先端技術の進歩により曖昧になり、それぞれが競争関係となる場合や、相加・相乗関係になる場合など、その関係性も様々な形態となることが予想される。</p>

知財保護という観点からは、従来は「薬」「医療機器」といったものが保護になじむとされ、他方、診断・手術といった医療行為等はなじまないものとされてきた。しかしながら、上記のとおり「医療行為等」も患者に提供される医療（治療）という意味では、「薬」や「医療機器」と同じ土俵にある選択肢のひとつとなり、相互の関係性も高まってくるのが予想されことから、かかる医療行為も含めた医療/治療に関する様々なサービス・製品について、近未来の技術動向、社会情勢等も想定しながら、これまでの知財の枠組みを超えて保護が必要となる場合も生じ得ると思われる。そこで、知財をドライバーとし、質の高い医療が普及することにより国民の健康が増進され、くわえて関連産業の発達にも資するといった観点から、高度な医療技術に貢献する企業に対する適切な知財保護システムを策定いただきたい。

については、次世代医療を見据えた医療特許のあり方について、医療機器・医薬、IT等の専門家を交えた議論を開始していただきたい。たとえば、医療機器・手術/介護ロボット他の技術カテゴリーや、上記(ア)乃至(カ)の組み合わせの中から生まれる各医療行為全体を見直して、何をもって知財（特許）とするのが、患者（国民）、社会（医療経済も含む）、産業界その他のステークホルダーにとって最適となりうるか議論していただきたい。

具体的には、医師の免責を認め、基盤技術の公共性なども考慮した上で、医療行為を含む発明を特許化できるようにすることでインセンティブを付与し、より優れた治療行為の開発が促進されるような仕組み、より質の高い医療行為が広く利用されるような仕組みを構築していただきたい。

（2）産官学・産学・産産の協創について

上記のようなヘルスケア産業の発展には、産官学・産学・産産（特に異業種間）の協創が不可欠である。そこで、イノベーションを創出するエコシステムの形成強化等、ビジネスによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図っていただきたい。

産官学・産学・産産で、オープンクローズ戦略を積極的に取り入れる必要がある。標準化、パテントプール、コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられる。たとえば、医療データや健康データ等のビッグデータについても共有できる部分については共有化・利活用を促進することにより、ヘルスケア産業各社の重複研究等を減らし社会的コストを抑制することができると予想される。また、再生医療等の分野でも、製造や臨床試験の標準化等によって、研究開発期間の短縮や研究開発費用の削減が期待できるため、知財推進計画では、win-winの協創を実現できるようなルールや仕組みの構築を目標としていただきたい。

（3）情報（データ）の利活用の促進

先端技術の発達により、薬単体ではなく、薬と情報（データ）とを組み合わせることによって、その薬の付加価値を最大化することができると考えられる。たとえば、「誰が、どこに、どのような症状で」という情報をもとに、最適の治療が提供できることで薬の効果が最大化されたり、集積された情報をもとに研究開発や投与を行うことで薬の経済性の最大化（研究開発工数の削減・期間短縮、小規模開発、余計な投与の防止）を図ることができる。その結果、より価値ある薬を患者に届けることができる。このようなデータ（情報）と薬の組み合わせによるイノベーションを創出できるよう、情報提供者にインセンティブを与えつつ、情報所有者が独占・秘匿しておきたい場合にはその意思や利益を損なわないようなかたちで、情報の共有化・利活用が進むような仕組みを構築していただきたい。

効率的な研究開発、効果的な薬の提供を行うためのデータ取得・利用が早く実現できるよう、官庁及びAMEDを中心に医療データ利活用の仕組みづくりやデータプラットフォームの整備を加速していただきたい。医療データの利活用について、官民データ活用基本法、次世代医療基盤法などの制度が整いつつあるが、匿名化などにも留意しながら個人情報保護が足かせにならない仕組みづくりや運用化をお願いしたい。

3. 知的財産外交の強化について

日本は知財先進国のひとつとしてグローバルな知財社会の中で一定の地位・発言力を発揮してきているが、中国を始めとする新興国が台頭し、あるいは、グローバル化についても多種多様な価値観が生まれてきているなかで、いかにして日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度をリードしていくかについて、中長期的視点からの戦略を策定していただきたい。グローバルでどれだけ市場を獲得していけるかが日本産業の発展には必要不可欠であり、いかに外国の知財制度、知財行政、あるいは、司法判断に影響を与えうるかということの重要性が今後さらに高まると考えられるためである。

日本企業の進出が遅れているような新興国においては、法整備のサポートなどを通して各国におけるイノベーションを支援することにより、日本企業の進出やプレゼンスの獲得の後押しができるよう、中長期的な

戦略とプランを立てていただきたい。

特に、データ利活用が急激に促進される将来を見据えると、国際社会全体としてデータの利活用から最大限の価値が創出できるようにするためにも、国際ルール制定が重要になると考えられる。データの取得・利活用のグローバル競争も一層加速化すると思われるところ、日本も官民をあげて積極的に国際ルールの制定に参加していくことが必要であると考え。医療データが広く利用されて創薬や人々の治療に資する仕組みづくりは、すべての人に健康と福祉を届けること（国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つ）に資すると思われる。

まずは、さらに積極的な各国知財制度への働きかけを強化していただきたい。たとえば、特許庁から駐在員の数を増やすなどして、国際機関や新興国におけるサポートなどをさらに推進し、日本国の影響力を高めていただきたい。TPP 協定などにおいて凍結された知財条項の復活など、多国間・二国間における経済協定を通して、各国における知財条項制定に働きかけることも重要である。

日本が官民あげて標準化などの国際ルールの制定に積極的に参加できるような土台とネットワークを構築し、グローバルで適切なルール作りをリードしていただきたい。たとえば、再生医療等技術においても、日本が先導して制度や国際標準を作ることが期待される。加えて、そのような活動ができる人材の育成、体制作りをお願いしたい。

特にデータ利活用が促進される将来を見据えると、データの利活用についても国際的なルール作りを日本主導で行っていただきたい。一部の米国企業のデータ独占などが懸念されているところ、日本こそ積極的にデータ利活用のルール作りをリードしていくべきである。今後のグローバルなデータ取得・利用競争の中において日本企業が活躍できるためにも、日本主導で国際的なフォーラムを立ち上げるなどして積極的なルール作りをお願いしたい。

以上

法人・団体名
一般社団法人 日本民間放送連盟
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見
<p>1. イノベーション促進に向けた権利制限規定等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権法への導入が予定されている「柔軟な権利制限規定」について、当連盟はかねてから「居直り侵害」「思い込み侵害」を助長する可能性を指摘するとともに、放送事業者が人権やプライバシーなどに特段の配慮を行って制作・放送している放送番組が、その意図に反する形で利用されることの懸念を表明してきた。同規定の導入を提言した「文化審議会著作権分科会報告書」（平成 29 年 4 月）でも、「今回本分科会が提言する権利制限規定の整備によって、著作者人格権や、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など著作権法上の保護を受ける権利以外の権利の侵害が認められることとなるものと解してはならない。（中略）これらの権利を適切に保護することが求められることに留意する必要がある」とされている。 同規定の導入にあたっては、上記のような懸念が払拭されるよう、関係権利者の意見を十分に踏まえ、運用ガイドライン等に明記するなど、必要な措置を講じることを要望する。 <p>2. クリエーターや権利者への適切な対価還元について</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の著作権法が私的複製を幅広く認めるなかであって、デジタル技術等の進展・普及によって、著作物等の複製がいつそう容易となり、利用者の利便性は質、量の両面から飛躍的に高まっている。そうした私的利用は、社会全体としてみると権利者に大きな経済的な損失を与えており、知的財産推進計画が掲げるコンテンツ産業の振興やコンテンツ立国のスローガンそのものと矛盾をきたしかねない状況にある。権利者に対しても社会全体が享受している利益に見合う適切な対価が還元されるよう、機能していない現行の私的録画補償金制度を建て直し、利用者と権利者の利益の不均衡を早急に是正する必要がある。 <p>3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内サイトにおける放送コンテンツ等の違法配信については、巧妙化・悪質化するアップローダーの摘発を一層強化するとともに、プロバイダの法的責任範囲の再検討やプロバイダに一定の対応を行う義務を課

すなど、プロバイダの積極的な協力のもとで、被害者（権利者）に過度の負荷がかからない仕組みの構築を要望する。

- ・ いわゆるリーチサイトについては、現在、文化審議会著作権分科会で検討が進められているが、被害者（権利者）がリーチサイト等に対抗できる実効性のある法改正を要望する。「リーチサイトの特性」や「リンク先のコンテンツのビジネスモデル（有償／無償）」、あるいは「デッドコピーかどうか」といった観点から保護の可否を判断することは、著しく実効性を欠くことになるため慎重に検討願いたい。また、知財侵害サイトへのオンライン広告への対応等についても、引き続き検討のうえ、違法配信の抑止に有効な方策を講じることを要望する。
- ・ 海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、日本の放送局等が行う配信事業にとって大きな障害となっているが、これらの違法配信を行うアップローダーの摘発のために必要な発信者情報等について、現状では十分に得られないことが多い。中長期的ビジョンとして、違法配信の発信国（サイト運営者の国籍もしくはサーバー設置国）との間において、互いの国のコンテンツを尊重し、国境を越えた違法配信対策を検討するなど、正規の配信事業者が公正な条件の下で海外サイトと競争できる環境を整備することを要望する。

4. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- ・ 放送事業者の著作隣接権の条約レベルの保護は、依然として1950年代の社会的状況を前提としたローマ条約の水準にあり、デジタル、ネットワーク時代への対応が進んでいる著作者、実演家、レコード製作者の劣後にある。現在、世界知的所有権機関（WIPO）で検討されている「放送機関の保護に関する条約」は、こうした状況を解消するとともに、国境を越えた放送コンテンツの違法配信対策を図るうえにも必須のものであることから、WIPOにおける議論の状況を的確に見定め、国として早期の条約成立に向けて、加盟国間のコンセンサスが望める現実の範囲を見極め、各国間の意見調整に積極的にさらに努めるよう要望する。

5. コンテンツの海外展開の推進について

- ・ 総務省は「2020年までに放送コンテンツの海外輸出額を500億円に引き上げる」という目標を掲げている。こうした目標を達成させるとともに、2020年以降も見据えたコンテンツの海外展開を行っていくためには、中長期的なビジョンの構築が必要である。
- ・ 現在、放送コンテンツの海外展開を牽引しているのは、「国際ドラマフェスティバル in TOKYO」や「放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」などの民間組織であり、これら実績を上げている組織が継続的かつ安定的に事業を行えるような政策的・財政的な支援を要望する。
- ・ 近年、コンテンツの海外展開については、各省庁が独自の施策のもとで予算計上しており、非効率な面があることは否めない。より効率的・合理的な海外展開を推進するため、省庁横断的な取り組みを要望する。
- ・ コンテンツの海外展開における他国との制度的・文化的側面での障壁など、民間では対処が困難な事案（海外における違法動画への対応を含む。）について、国家間での解決に向けた取り組みの推進を要望する。

6. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進について

- ・ 音楽著作物の分野においては同一の著作物の著作権を支分権ごとに複数の著作権等管理事業者が別々に管理しているため、膨大な権利処理実務が生じ、コンテンツの流通を阻害しかねない。また、著作権等管理事業者に管理委託していないノンメンバーの権利者や、不明権利者に関する権利処理も課題となっている。利用の円滑化を図るために、拡大集中許諾制度の導入、権利情報を集約する組織を設置するなど、早急に検討を進めるよう要望する。

7. アーカイブの利活用について

- ・ 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

8. 知財マネジメント人材等の育成・確保について

- ・ 知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を一層推進するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成を支援する制度を要望する。

以上

法人・団体名
日本製薬団体連合会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(D) その他
意見（要旨）
<p>（知的財産推進計画 2018 について）</p> <p>医療関係者の要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要である。また、このような国民の権利を保障するために権利制限すべき課題は他にもあり、より柔軟性の高い権利制限の導入により、それらの解決を図るべきである。</p> <p>（知的財産戦略ビジョンについて）</p> <p>イノベーションを起こすには、他者の研究成果にあらゆるユーザーがアクセス可能となり、研究者の所属や分野を越えた協働が欠かせない。研究成果へのアクセスの阻害要因は、イノベーションの阻害要因でもあり、オープンアクセスの推進や著作権の制限規定の対象とするなど、阻害要因を根本的に排除する施策が必要である。</p>
意見（全文）
<p>1. 対象：知的財産推進計画 2018 について、分野：その他</p> <p>医療関係者は、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける事が出来るように、最適な医薬品情報を迅速に取得し検討する必要がある。その際に必要な情報源は、主に学術文献である。これらの学術文献については、最適な情報を迅速に取得するために、医療関係者が自ら調査収集する以外に、製薬企業にその提供を求めることが多い。</p> <p>製薬企業は、この要請に応えるため、製薬企業の立場からも患者が最善の治療を受けることが出来るよう、薬物治療に関する最適な学術文献を選択し、その複製物を迅速に提供する必要がある。</p> <p>学術文献（著作物）については、著作権管理団体が複製権の管理を進めているが、いまだに管理されていない著作物も多い（現実問題として、全ての学術文献が管理団体によって管理されることになる可能性は極めて低いと思料する。）。管理されていない著作物については、複製にあたって事前に著作権者の許諾を得なければならない。管理著作物については、著作権管理団体と契約を締結することによって、複製の都度の許諾手続を不要とすることができるものもあるが、紙での利用（複写）のみしか許諾されていないものや複製の態様等によっては複製の都度の許諾手続を要するものもある。</p> <p>このような現況（“非管理著作物の存在”・“一部の利用態様しか対象とならない許諾形態の存在”）であるから、利用者（製薬企業）は、医療関係者の求めに応えるため、選択した学術文献の複製にあたっては、著作権管理団体の管理著作物であって複製の都度の許諾手続を要するものか否か、あるいは、いずれの著作権管理団体にも管理されていない非管理著作物なのか等の、権利関係や契約関係の確認を行わなければならない。さらに、より迅速に適切な文献情報を電子的に管理・提供できるようにすることが求められているが、電子的な利用については許諾を受けられないものが多く利用することができない。</p> <p>このように利用方法の制限や、その確認を要する現状は、最適な情報の迅速な提供の障害となり、投薬を含めた治療を検討する医療関係者に必要な情報が適時に届かず、ひいては患者の治療に支障をきたす恐れも否定できない。このような状況は患者が投薬を含めた最善の治療を受けることが出来ない可能性があることを意味しており、患者の生命安全が危機にさらされかねない。</p> <p>さらに著作権が管理されているとされる著作物の中に権利関係で問題があるものが含まれている事例が国会でも問題提起されている。つまり、著作権管理団体が管理する著作物の中には出版社や学会が社告や投稿規程で著作権を有していない著作物までも著作権を有しているとして管理すると一方的に宣言している著作物も多く含まれている。このような場合、管理団体・出版社と真の権利者との間の問題は解決されていない可能性があり、利用者における複製及び、最適な情報の迅速な提供に支障をきたしかねない状況であるといわざるを得ない。</p> <p>そこで、上記のような医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が</p>

投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものである。

薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章-I-3-?-（2）利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II-3-?-（3）利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。

しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。

前記のとおり、医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が投薬も含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものであるため、一日も早くその審議の再開を要望するものである。なお、医療関係者による学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることから、権利制限の検討がなされるべきと考える。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「医療関係者の求めに応じて提供される情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」、との指摘もなされているところである。前述したとおり、医療関係者が投薬も含めた最善の治療を検討する際に、薬物治療に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

以上のとおり、当連合会の要望の対象となる「医療関係者の求めに応じて提供される情報にかかる複製等」は公益性の高いものであり、患者が投薬も含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする審議が再開され法改正がなされるべきことを要望し、知財推進計画2018に盛り込むべきと考えます。

なお、当連合会としては、上記のような積み残された課題に対応した、また新たなイノベーションを阻害しない著作権法制度の基盤整備が、引き続き重要であると考えており、特に、権利制限の一般規定として言い表されるような「より柔軟性の高い権利制限規定」の導入について、引き続き検討していただきたいと考えている。

現在、「第17期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における当面の検討課題及び検討の進め方について」の中では、平成29年4月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書（以下「平成29年報告書」という。）に基づき、取り組むべき課題を整理しているが、平成29年報告書においては、我が国における著作権法の普及状況が極めて低い水準であるという実態が示されているとされている。平成

29年報告書で、この実態の論拠としている外部委託された調査研究とその報告については、上場企業全社や利用者団体、個人に対するアンケート等の調査を行い、その結果をもってわが国の現状としているが、当連合会の文献複写問題検討ワーキングチーム所属の上場会社17社中、半数以下の8社しかアンケートが届いていないことが判明している。つまり、上場企業全社へのアンケート結果からわが国の現状としているが、実際には一部の企業にのみ発送したアンケートとその結果をもって、わが国の現状と評しているのである。さらに、非回答者の存在を勘案して、(著作権法に)「実際に馴染みや理解がある者の割合はこれより小さい可能性が高い。」と評価しているが、上記のように、アンケートを送付せずに非回答として一方的に評価を下してまとめられた調査研究の報告が我が国の実態を反映しているとは到底考えられないし、非回答として一方的に評価を下された企業としては、心外であろう。そのような報告を前提として課題を挙げ取り組みを検討しても、的を射ったものになるのか、甚だ疑問に感じるところである。

以上より、文化庁は、デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズ募集の結果から把握したニーズの解決を考えているようであるが、デジタル・ネットワークの発達とは関係なく存在する課題も正しく把握し、過去に文化庁で取り上げられた前記課題についても積み残されたままであるので、新たなニーズとともに積み残しの課題についても早急に解決していただきたいし、また、より柔軟性の高い権利制限の導入は、それらを解決する有力な対策であると考え、権利制限の一般規定として言い表されるような「より柔軟性の高い権利制限規定」の導入を知的財産推進計画2018に盛り込むべきと考えます。

2. 対象：知的財産戦略ビジョンについて、分野：その他

イノベーションを起こすには、他者の研究成果、とりわけ学術文献情報が重要であり、容易にアクセス可能であることが肝要である。この点については、平成23年の第4期科学技術基本計画において、「論文等の教育研究成果の電子化による体系的収集、保存やオープンアクセスを促進する。」との方針が出されている。さらに平成28年の第5期科学技術基本計画においても、「オープンアクセスが進むことにより、学界、産業界、市民等あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能となる。」とされている。

これらの計画に基づき J-STAGE における学会誌のオープンアクセス化は増加したものの、まだ欧米と比べ、学術論文の電子化が遅れており、学術情報(研究成果)へのアクセスは容易でない状況が続いている。特に医療関係者が、医学情報にアクセスするのは容易ではなく、そのため製薬企業に情報提供を求めるものの、前記のような著作権の問題が生じて迅速に必要な情報が得られないという実態が存在している。

一方、米国においては、米国国立衛生研究所(NIH)が、2008年より、NIHの資金によって得られた研究成果論文を公表する際には、PMC(NIH内のオンライン論文アーカイブ)への論文登録が義務付けられ、誰もが無料で自由に研究成果にアクセス可能になった。

このような現状を踏まえ、米国のように科学研究費のような国の資本を使った研究においては、パブリックアクセス化の義務化を含めた更なる施策の推進が必要であると考えます。

他方で、オープンアクセスではない学術雑誌に掲載された学術論文では、毎年高騰する高額な購読料を支払わないと、他者の研究成果にアクセスできないという情報格差も生じかねない状況が続いており、イノベーションの創出の阻害要因ともなっている。この解決にあたっては、研究成果に関する学術論文については、著作権の権利制限の対象とすることが考えられる。つまり、そもそも研究者や医療関係者による学術文献の利用は、(著作権法の保護対象としての)思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることから、著作権の権利制限の対象としても、研究や発表を阻害することはなく、むしろイノベーションの創出に寄与するものである。

以上のように、イノベーションの創出のために必要な他者の研究成果へのアクセスの自由を確保するために、研究成果のオープンアクセスへの投稿の義務化や学術論文に関する著作権の権利制限を検討し推進する必要があると考え、知的財産戦略ビジョンへ盛り込むべきと考えます。

以上

法人・団体名

一般社団法人 日本音楽著作権協会

意見の対象

(A) 知財推進計画2018に関するもの(現行制度や短期的な方向性についてのご意見)

(B) 知財戦略ビジョンに関するもの(2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見)

意見の内容

(B) 主としてコンテンツに関するもの

意見

「知的財産推進計画2018」関係

意見1 国際調和等の観点から、著作物の保護期間を著作者の死後70年までに延長するとともに、我が国にのみ片務的に課された戦時加算義務を解消すべきです。

(1) 知的財産推進計画に継続的に掲げられている「コンテンツの海外展開の促進」を図るためには、その基礎として、国際的に調和の取れた知財システムの構築が不可欠であり、そのためには、保護期間を著作者の死後70年までに延長すべきであると考えます。

(2) 政府も指摘しているとおり、「著作物の保護期間を原則として著作者の死後50年を経過するまでの間から死後70年を経過するまでの間に延長することは、著作物の保護期間に関する諸外国の制度との整合性が確保されることや、新たな創作活動が促進されること等により、文化の発展に寄与するという意義があります（平成28年4月8日付け内閣衆質190第225号）。

(3) OEC D加盟35か国のうち、31か国は著作物の保護期間を著作者の死後70年までとしています。保護期間を延長し、制度の違いによるコンテンツ流通の障壁を取り除くことで、海外においても人気を博する作品から長期的に収益を得ることが可能となります。その収益は、新たな創作活動や人材育成の原資となり、豊かで活力ある経済社会の実現に寄与します。

(4) 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（2016年12月16日公布）では、著作物の保護期間を著作者の死後70年までに延長することなどが盛り込まれています。米国を除いた11か国で新たに合意した「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（TPP11）においては、著作物の保護期間などは凍結事項とされていますが、上記(2)の意義を重視し、著作物の保護期間に関する規定は速やかに施行されるようにすべきです。

(5) また、サンフランシスコ平和条約15条(c)の規定に対応するために制定された連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭和27年法律第302号）に基づく戦時加算義務は、我が国にのみ片務的に課されているものであり、国際間の保護期間の調和を大きく乱す原因となっていることから、保護期間の延長を契機として、解消を図るべきです。

意見2 現行の私的録音録画補償金制度を、私的複製について適正な対価が確実に権利者に還元される制度に早急に改めるべきです。

(1) 現行著作権法30条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものですが、補償が有名無実化して久しく、このバランスは完全に崩壊しています。

(2) 「平成29年度私的録音に関する実態調査-中間報告-」（平成29年12月20日みずほ情報総研株式会社）によれば、過去1年間に私的複製を行ったことがない者の割合は減少していません。

(3) このような実態の下で、権利の保護と利用の円滑とのバランスを回復するため、権利者に適正な対価が還元される実効的な制度を早急に実現すべきです。

意見3 著作権法に柔軟性のある権利制限規定を創設する場合、現に形成されているライセンス市場に係る権利者の利益が奪われることがないようにすべきです。

現在、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、柔軟性のある権利制限規定の整備に向けた検討が行われていますが、立法化する際には、著作者の利益が不当に害されることがないように、十分な考慮が必要です。特に、文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）においては、権利者の権利行使を「本来的市場」に限定する考え方が示されていますが、「非本来的市場」あっても、関係当事者による真摯な交渉の積み重ねによって現にライセンス市場が形成されている場合は、それを尊重すべきです。

意見4 インターネット上の著作権侵害行為及び侵害助長行為について、より実効性が高い対策を講じるべきです。

(1) 著作権侵害行為及び侵害助長行為（以下「著作権侵害行為等」といいます。）の巧妙化・悪質化が進み、権利者の侵害対策はより困難になっています。特に、侵害コンテンツの蔵置先が海外にあるような場合や、リーチサイト等により大量の侵害コンテンツの利用が可能な場合においては、権利者の自助努力のみでは抜本的な対策が取れず、費用倒れとなるおそれもあります。

(2) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関する議論が進められていますが、速やかに法制化すべきです。また、著作権侵害行為等への対策の実効性をより高めるため、著作権侵害行為等によるフリーライダーへのオンライン広告料の流

入の遮断などについても積極的に検討を進めるべきです。サイトブロッキングについては、既に導入して一定の効果を上げている英国等の先進的な事例を参考として、表現の自由との関係にも十分に配慮した仕組み作りが期待されます。

意見5 権利者不明著作物に係る課題の解決に向けた官民の取組を推進すべきです。

(1) 権利者又はその所在が不明である著作物（以下「権利者不明著作物」といいます。）をより簡便な手続で適正に利用したいというニーズの高まりを受けて、裁定制度（著作権法第2章第8節）の改善が図られてきました。

(2) 当協会も、写真、文芸などの権利者団体で組織された委員会において、裁定制度における利用者の負担を軽減する方策の検討及びその効果を検証するための実証事業を進めています。また、著作物の適法かつ円滑な利用を促進するための「権利情報プラットフォーム」の構築に向けて、音楽分野の権利者団体等で組織された「権利情報集約化等協議会」において、権利情報の継続的な収集・更新の方策等の諸課題を整理検討し、その負荷・効果を検証するための実証事業を進めています。

(3) これら実証事業への支援等のほか、利用者による権利者の捜索に係る費用・労力、手続に要する時間等に関する問題を抜本的に解決するため、拡大集中許諾制度等の新たな制度の導入に向け、具体的な対応を進めるべきです。

意見6 アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準向上に向けた取組をより積極的に推進すべきです。

(1) コンテンツの海外展開を単発的な取組で終わらせずに継続的な収益につなげていくためには、著作権侵害等のビジネスリスクの低減と権利収入の確保が必須であり、そのためには、現地の著作権管理団体や政府当局との連携が欠かせません。

(2) こうした見地から、当協会は、政府による取組に協力するだけでなく、独自の取組も続けてきました。特に、アジア・太平洋地域については、国際音楽創作者評議会（C I A M）の地域組織であるアジア・太平洋音楽創作者連盟（A P M A）の活動に協力しているほか、各国の著作権管理団体職員や政府関係者を対象とする研修を実施するなどしてきましたが、著作権保護・著作権管理の水準はいまだ十分とはいえません。

(3) 当協会は、アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理水準の向上を促進するため、これまで以上に踏み込んだ取組を進めておりますので、政府におかれましてもより積極的な取組を推進していただき、相乗効果を高めることが肝要であると考えます。

?

「知的財産戦略ビジョン」関係

意見 知的財産戦略ビジョンには、プロのクリエイターの価値・地位が評価され、適正な対価が還元されるようにするための制度設計を盛り込むべきです。

(1) 一握りの巨大なプラットフォーマーがインターネット上の各種サービスに強い影響力を持ち、「自らの望む国際秩序」を形成しつつあります。コンテンツ分野においても、コンテンツ提供者がそれらプラットフォーマーの設定した条件の下でしかコンテンツを流通させることができなくなるなど、「小作人化」の懸念が高まっています（知的財産戦略本部知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会第1回「資料4」7頁～9頁）。

(2) 既に、音楽業界においては、権利者に適正な対価が還元されていないことについて、以下のとおり、相次いで問題提起がされています。

ア C I S A C（著作権協会国際連合）による2017年5月26日付けの意見表明「CISAC position paper on the transfer of value」

(<http://www.cisac.org/What-We-Do/Legal-Policy/CISAC-position-paper-on-the-transfer-of-value>)

イ I F P I（国際レコード産業連盟）による問題提起「Rewarding creativity? fixing value gap」

(http://www.ifpi.org/value_gap.php)

ウ 米英等の著名アーティスト186組、メジャーレーベル、著作権管理団体等が名を連ねた米国連邦議会宛ての公開書簡「Dear Congress: The Digital Millennium Copyright Act is Broken and No Longer Works for Creators」（2016年6月21日にtwitter上等で公開）

エ A P M A（アジア・太平洋音楽創作者連盟）が2017年5月12日に採択した「ソウル宣言」

(<https://apmaciam.wixsite.com/home/blank-3>), 同年11月6日に採択した「東京宣言」

(<https://apmaciam.wixsite.com/home/20171115-1j>)

(3) 我が国においても、現行のプロバイダ責任制限法の枠組みを維持したままでは権利者の侵害対策コスト

が増すばかりで、クリエイターへの適正な対価の還元がより困難となります。

(4) こうした問題提起を受け、欧州では「Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market」（デジタル単一市場における著作権指令案）の中で適正な対価の還元に向けた仕組み作りが検討されており、米国でもセーフハーバー条項の見直しを求める機運が高まっています。また、アジア・太平洋地域では、豪州において、もともと限定的であったセーフハーバー条項の適用範囲を拡大して大手プラットフォームも適用対象にする著作権法改正案が一度は示されましたが撤回され、最終的に提出された法案では、教育機関や図書館などに限定して適用範囲を広げることとされています。

(5) 我が国においても、コンテンツ産業・文化交流の基礎を支えるプロのクリエイターの価値・地位が適切に評価され、適正な対価が還元されるよう、中長期的な視点による環境改善策を知的財産戦略ビジョンに盛り込むべきです。

法人・団体名
日本弁理士会（「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見）
意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見（要旨）
以下の2施策の検討を提案する。 1. いわゆるパテントボックス税制（特許権等の知的財産権に起因する所得について法人税に軽減税率又は所得控除が適用され得る制度）の導入に向けて具体的に検討を進めるべきである。 2. 国等の公的機関が主導して、市中のニーズを实名で募集して匿名で公表し、シーズを持つ企業等とニーズを持つ者とをマッチングするシステムを構築することを検討してはどうか。
意見（全文）
<p>(意見1)</p> <p>いわゆるパテントボックス税制（特許権等の知的財産権に起因する所得について法人税に軽減税率又は所得控除が適用され得る制度）の導入に向けて具体的に検討を進めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>研究開発税制の維持・拡充に加えて、いわゆるパテントボックス税制の導入により、日本企業や国内における外国企業による特許権等の知的財産権のライセンス・アウト等の活用事業への意欲を維持・促進し、ひいては、これらの企業による国内における研究開発や発明等の知的財産の創造・取得等のイノベーション活動への意欲を維持・促進すべきである。これにより、特許権等の知的財産権の活用を見据えて発明等の知的財産の創造・取得・保護のイノベーション・サイクルをより一層活性化することが期待される。それとともに、いわゆるパテントボックス税制を既に導入済みのおランダ、スイス、アイルランド、ルクセンブルグ、ベルギー、英国、仏国、スペイン、中国等の諸外国との関係において、国内における企業の研究開発拠点等の流出を可及的に予防し、日本の研究開発拠点としての立地競争力を維持・強化することが期待される。</p> <p>(意見2)</p> <p>国等の公的機関が主導して、市中のニーズを实名で募集して匿名で公表し、シーズを持つ企業等とニーズを持つ者とをマッチングするシステムを構築することを検討してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>世の中のニーズを広く見えるようにすることで、企業における技術やサービスの開発の方向性や、国や地方自治体等が用意する各種支援の設定の方向性を見えやすくできるのではないかと。</p> <p>そして、ニーズは、自分の弱点ともいえる、实名で広く公表することには抵抗があることも考えられるが、公的機関が仲立ちして匿名で公表でき、相手方の提案に興味があった場合のみ返信すればよいのなら、公表できるのでは。従来よく行われているシーズの公表や、商談会など対面でのマッチングでは、ニーズの匿名化ができないという問題がある。</p>

ニーズを持つ側からシーズを持つ側に商品やサービスの提供を打診するよりも、シーズを持つ側からニーズを持つ側に提案する機会を設ける方が、より積極的に取引成立に向けて動くと考えられる。なお、シーズを持つ側からニーズを持つ側への提案の伝達は、システムを介し、ニーズを持つ側の匿名性を維持しつつ行えることを想定している。

今後、オープンイノベーションという言葉を出すまでもなく、国、企業、人等、様々な能力を持つ団体や個人が柔軟に連携して種々の課題に取り組むことが重要であり、テクノロジーの進展により、それを効率よく仲介するシステムも構築可能になっていると考える。

今後の社会を支えるインフラあるいはプラットフォームとして、上記のようなマッチングシステムを構築することを検討してはどうか。

以上

法人・団体名
一般社団法人 日本レコード協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見（要旨）
1. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備 2. 「レコード演奏・伝達権」の創設 3. 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し 4. ウェブサイトへのアクセス遮断措置（サイトブロッキング）の導入 5. 放送番組のインターネット同時送信に関する方策検討の在り方
意見（全文）
<p>1. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備</p> <p>ユーザーは、多種のデジタル複製手段により高品質の録音録画物を容易に作成し、その録音録画物により自分の好きな時に自分の好きな場所で著作物を享受できる環境にある。一方、クリエイターである権利者は、著作物が利用されているにもかかわらず現行の私的録音録画補償金制度の空洞化により、長期に亘って適切な対価還元を受けられておらず、制度見直しは一刻の猶予も許されない。我が国では私的使用目的の複製について広範な権利制限が認められている中、政府は、私的録音録画の実態に応じて柔軟にクリエイターへの対価還元策を講じることができる実効的な制度づくりを早急に進めるべきである。</p> <p>2. 「レコード演奏・伝達権」の創設</p> <p>レストラン、クラブ、店舗等で CD を再生したり、音楽ラジオ放送を受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聴かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達によって生み出される経済的利益に与ることができていない。</p> <p>「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界 145 カ国（OECD 加盟 35 カ国中 33 カ国）において導入されている中、我が国も、新たなレコード製作の経済的基盤を確保するための権利として導入すべきである。</p> <p>3. 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し</p> <p>動画投稿サイトにおける UGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者</p>

は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。しかし、電気通信設備・役務の単なる提供を超え、権利侵害コンテンツを含む大量の UGC 公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時には想定されておらず、権利者側に侵害通知の負担を求める従来の法的枠組みを今後も維持することの可否を検証する必要がある。

EU では、2016 年 9 月に新指令案（デジタル単一市場における著作権指令案）が公表され、大量の UGC を保存・公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者と締結した契約の実効性を確保し、又は権利者が特定した権利物の無許諾配信を防止するための手段を講じる義務などが規定されている。

我が国においても、EU 等の動向も踏まえながら、動画投稿サイトに係る法的ルールの在り方について、プロバイダ責任制限法の見直しの検討を行うべきである。

4. ウェブサイトへのアクセス遮断措置（サイトブロッキング）の導入

膨大な数にのぼるインターネット上の著作権等侵害は、権利者が発見し削除要請等の対応を実施しても、蔵置場所を変えて日々絶え間なく発生し続けている。そのため、もはや権利者による事後的な対応だけでは侵害量の顕著な減少は期待できない状況となっている。

政府は、既に実施している諸外国における違法利用の減少効果等を適切に見極めながら、違法の蓋然性が極めて高いウェブサイトへのアクセス遮断措置（いわゆるサイトブロッキング）の導入を積極的に検討すべきである。

5. 放送番組のインターネット同時送信に関する方策検討の在り方

放送番組のインターネット送信について、当協会は、平成 18 年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、その枠組みの下で NHK・民放等の放送番組配信は安定的に実施されている。

当協会は、従来より放送事業者のビジネスモデルに応じて包括許諾の契約条件を柔軟に調整し、レコードの利用円滑化を図ってきた。放送番組のインターネット同時送信に関しても、許諾権の切下げは不要であり、集中管理を促進して包括許諾契約の活用を進めていくことが権利者・利用者双方の利益に適うものと考えられる。

以上

法人・団体名
一般社団法人 インターネットユーザー協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの (B) 主としてコンテンツに関するもの (C) 主としてクールジャパンに関するもの (D) その他
意見（要旨）
<p>■著作権保護期間について</p> <p>著作権保護期間の延長には反対。CPTPP は TPP とは別協定である。また CPTPP には著作権保護期間延長に関する条項が含まれていない。については著作権保護期間の延長については引き続き凍結されるべき。</p> <p>■リーチサイト規制について</p> <p>リーチサイト規制に反対。リンクは情報伝達において不可欠な役割を担い、インターネットを支える根幹技術のベースにある技術である。リーチサイトの定義については、一定のサイトに限定する案がないのが現状である。また「悪質」のような主観的な判断でリーチサイトを定義することは、リーチサイト規制は直接的あるいは間接的に表現の自由そのものを抑圧し、議論によっては人を罪に問うものであることから許されない。</p>

■著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて

サイトブロッキングは憲法で保障された人権を侵害するものであるから、決して導入されるべきではない。諸外国でサイトブロッキングが導入されている事例はあるが、うまく行っているとは言えない。効果の低いサイトブロッキングよりも海賊版サイトを摘発・削除するための取り組みに力を注ぐべきである。

■クリエイターへの適切な対価還元に関する議論について

クリエイターへの対価還元における議論においては「複製はすなわち不利益」という形で議論が進んでいるが、権利制限は権利者の犠牲において行われるのではなく、文化の発展産業の発達に沿う範囲で行われるものである。メディア変換やタイムシフト・プレースシフト、アーカイビングなどを目的とした複製は対価還元の対象から外し、ユーザーの自由を制限する DRM とのバランスという視点を盛り込んで議論が行われることを求める。

■柔軟性のある権利制限規定の創設について

抽象度の高い権利制限規定を導入しようとしている点は評価できるが、デジタル化やネットワーク化による著作物の利用について、それが多様化したのは決して企業だけではなく、一般ユーザーにも大きく関わるものである。現状の案は消費者が求めるニーズに応えるものとなっていない。米国型フェアユースを念頭に置いた、柔軟性のある権利制限規定が必要。

意見（全文）

■著作権保護期間について

著作権保護期間の延長について、当協会は従来より後述の理由から反対する。また TPP 協定への批准に向けた著作権法改正においては著作権保護期間延長も含まれているが、その要件として TPP 協定の発効が定められている。TPP 協定においては米国の離脱によりその発効は現状では見えていない。米国以外の TPP 協定参加国による CPTPP は TPP とは別協定である。また CPTPP には著作権保護期間延長に関する条項が含まれていない。ゆえに TPP 協定発効を前提とした著作権法改正はなんら理由がない。については著作権保護期間の延長については引き続き凍結されるべきである。

[著作権保護期間を延長すべきでない理由]

著作権の保護期間が早く終われば、その著作物を用いて二次的著作物を制作したり、その作品を上演したりする際の許諾や著作権使用料が不要となるため、二次的著作物の制作や作品の上演が大きく加速される。結果として近代や現代の作品を演奏・上演する楽団や劇団などが増加し、著作物の漫画化やノベライズ、パロディといった新たな創作物の出現が活性化される。

さらに著作権が切れた著作物を利用することで、新たなビジネスが生まれている。例えば著作権が切れた書籍のデジタル化を進めている「青空文庫」のデータは数多くの電子書籍端末などに収録されており、日本における電子書籍の普及に役立っている。しかし著作権保護期間の延長によって、このような創造のサイクルが大きな打撃を受け、新たなビジネスチャンスを失うことになる。

加えて情報通信政策研究分野では、保護期間の延長が社会全体の利益や創作活動の振興に結びつかないという研究が知られている。また政府は近年、「EBPM (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案)」を重視している。勘や経験、声の大きさ等によって政策が歪むことを排し、政策がその目的を達成するように「証拠」に基づいた議論をすることを政府は目指しているはずである。著作権保護期間の延長を議論するのであれば、これまでの有力な研究成果に反する政策を行う根拠を示すべきである。

■リーチサイト規制について

リーチサイト規制については 2017 年 6 月 30 日に開催された文化庁第 17 期文化審議会法制・基本問題小委員会（第 2 回）で当協会は意見を述べる機会を得た。当協会のリーチサイトに関する議論への意見はその際に発表したもの (<https://miau.jp/ja/820>) と変わらず、知的財産推進計画についても同様の意見を提出する。

著作権を侵害する違法アップロード行為は許されるものではなく、取り締まられるべきである。またその違法アップロードを取り締まる法制度はすでに整備されており、効果をあげている。海賊版対策は違法アップロード対策をベースに考えることが原理原則だ。

対して現在議論されているリーチサイト規制について、リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第 21 条第 1 項により保護される。加えてリンクは http (hyper text transfer protocol) というインターネットを支える根幹技術のベースにあるものである。そのような視点から我々はリーチサイト規制に反対の立場をとる。検討の際は表現の自由の側面はもちろん、技術的な側面にも目を配るべきである。

リーチサイト規制に関して、リーチサイトをどのように定義するかという議論は難しく、文化審議会でも指摘されているように「一定のサイトに限定する案がないのが現状」と考える。リーチサイトを「リンク情報の数、侵害コンテンツへのリンク情報である割合、コンテンツの検索を容易にする工夫など」で定義することはできない。

また「悪質」のような主観的な判断でリーチサイトを定義すればよいという声があるが、それでは検索エンジンやソーシャルメディアサービス、そしてそのようなサービスのユーザーが萎縮する。「悪質」という判断基準事態がそもそも不明確な規定であり問題といえる。フェアユースのように表現の自由を担保するに際しての柔軟性ある基準と異なり、リーチサイト規制は直接的あるいは間接的に表現の自由そのものを抑圧し、議論によっては人を罪に問うものである。そのような議論に「悪質」といった判断をリーチサイトの定義に入れ込むことは容認できない。もし主観的な判断を入れるのであれば、ユーザーや市井のエンジニア、ビジネスセクターが戦えるよう、米国型 4 要件によるフェアユース規定の導入が併せて行われる必要がある。

■著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて

違法アップロードサイトが社会問題となり、その対策がさまざまところで議論され、その対応の手法としてサイトブロッキングが挙げられることがある。対して当会は「知的財産推進計画 2017」策定に当たっての意見募集において、著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて下記の意見を提出した。2018 年も引き続き同様の内容を求め、拙速な議論とならないように注意する必要がある。

また、サイトブロッキングが行われている地域では、接続経路を偽装するツールやサービスが発達するなど、サイトブロッキングを回避する手法が充実してきている。サイトブロッキングの導入により、こうした匿名化ツールやサービスにユーザーを誘導してしまえば、ブロッキングが容易に回避されるばかりか、海賊版サイトの大胆な利用を誘発し、事態の悪化を招く恐れもある。

[著作権侵害を理由としたサイトブロッキングをすべきでない理由]

サイトブロッキングは通信全般を監視し、なんらかのアルゴリズムで不相当と判断された通信を遮断するというもので、憲法で保障されている「通信の秘密」を侵す事実上の検閲行為にあたる。そしてこの件は 2010 年の児童ポルノサイトブロッキングに関する議論において通信の秘密と違法性阻却事由の観点から大きく議論され、著作権侵害についてのサイトブロッキングは不相当であるという結論がすでに出されている。については著作権侵害を理由としたサイトブロッキングは憲法で保障された人権を侵害するものであるから、決して導入されるべきではない。

実際にイギリスやフランスなどの諸外国で著作権侵害を理由としたサイトブロッキングは行われていることは事実だが、効果としては低いとされている。ブロッキングを行ったとしても、海賊版サイトはドメインやサーバをすぐに変えてしまうため、ブロックの判決が出た数日後には使えるようになっていることが多い。これはサイトブロッキングは単にアクセスを遮断して見えなくするだけであり、海賊版サイト自体は厳然として存在するのであるから当然である。なお、児童ポルノと同様に裁判所を通さずに行政手続きでサイトブロッキングを行えば十分なスピードでブロッキングができるという主張もあるが、これは「表現の自由」への影響が大きく、諸外国でも採用されていないことに留意すべきである。

ISP に負担をかけるだけで、「表現の自由」を侵害するにもかかわらず効果の少ないサイトブロッキングを行うよりも、おおもとの海賊版サイトを摘発・削除するための取り組みに力を注ぐべきだ。

■クリエイターへの適切な対価還元に関する議論について

クリエイターへの対価の還元については、常にユーザー側の利便性との関係で論じる必要がある。ユーザーの複製の自由と対価の還元は密接に関係する、いわば車の両輪だからだ。現在文化審議会で行われている

クリエイターへの適切な対価の還元の議論では「複製はすなわち不利益」という形で議論が進んでいるが、すべての複製に不利益が伴うものではない。仮に不利益があっても、補償までの必要がないものも存在する。そもそも権利制限は権利者の犠牲性において行われるのではなく、文化の発展産業の発達に沿う範囲で行われるものである。ついてはメディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどを目的とした複製は、対価還元の対象から外すことを求める。

またクリエイターへの対価還元における議論においては、ユーザーの利便性を制限する DRM とのバランスという視点を盛り込んで行われることを引き続き要望する。これは保護と利用のバランスのとれた新しい制度設計につながる。

弊団体としては、新しいクリエイターへの還元措置として、契約モデルによる対価還元と、補償金制度のクリエイター育成基金化を提案しているが、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会においては権利者団体側が現状の補償金制度に拘泥しすぎており、新しい制度のあり方まで議論が進まないことは、大きな問題である。

現在総務省が 4K・8K 放送の推進を主目的とした地上テレビジョン放送の高度化技術についての議論を進めているところであるが、これはクリエイターへの適切な対価の還元の議論にも大きな影響を与える。ついては文化庁だけでなく総務省はじめ、関係省庁の審議会との合同会議の設定が必要である。多くの関係者の参加によって、より合理的で、豊かなサービスの可能性を縛らず、コンテンツ産業、録画機器メーカー、消費者・ユーザーすべてにとってのより良い未来の環境整備となる新たなルール設定が必要である。

■柔軟性のある権利制限規定の創設について

文化審議会著作権分科会の報告書を受けて、デジタル化やネットワーク化の進展に対応する柔軟な権利制限規定が各所で議論されているようである。イノベーションの創出や情報通信技術の発展を視点に入れた、従来の著作権法よりも抽象度の高い権利制限規定を導入しようとしている点は評価できる。

ただデジタル化やネットワーク化による著作物の利用について、それが多様化したのは決して企業だけではなく、一般ユーザーにも大きく関わるものである。対してこれまでの知的財産制度の改正は、権利者を一方的に保護するものであり、消費者やインターネットユーザーの表現の自由や情報機器の利便性を一方的に損ねるものである。著作権の保護と利用のバランスを取る上では、柔軟な権利制限規定は単なる産業振興策ではなく、言論の自由を担保し、教育やエンタテインメント、ユーザーによる技術検証・改善に資するものであるべきである。特に利用者が自身で使うハードウェアやソフトウェアを解析したり、その上で自由なソフトウェアを動かしたり、自身で修理したりすることができる「いじる自由 (Freedom of Tinker)」を阻害しない制度設計が求められる。

またデジタル化やネットワーク化による著作物の利用の促進をめざすのであれば、著作権法第三十条第一項第一号についても、制定された趣旨とは異なる形で解釈されることで、用途に関わらずインターネットサーバーが本条文の該当機器となるおそれがあることから、情報通信サービスの萎縮を生むことになっている。事業者だけでなく消費者やユーザーもサーバーをレンタル、あるいは自ら運用するような技術革新があるなかで、サーバーが本条文の該当機器から除外されることを明確にするなど、現実に応じた形で本条文の概念が見直される必要がある。

残念ながら文化庁における議論については、メディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどの消費者が求めるニーズに応えるものとなっていない。ついては知的財産推進計画として米国型フェアユースを念頭に置いた、柔軟性のある権利制限規定の導入を知的財産推進計画として示す必要があると考える。

■国際通商協定交渉における知的財産権分野について

環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) の発効は非常に難しい状況となったが、現在も日 EU 経済連携協定 (日欧 EPA) やサービス貿易協定 (TiSA)、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などの多国間での通商協定交渉が続いている。これらの通商協定においては知的財産分野についても交渉が行われているようであるが、知的財産権、特に著作権分野は貿易の側面だけでなく、人権や表現の自由に関わる重要な分野であることから、交渉については交渉中の序文はもちろん、会議についてもそれを公開し、ユーザーや消費者のようなステークホルダーも参加できるようにすべきである。

■オープンデータのさらなる推進を

現在政府はオープンデータの推進を進めており、官民データ活用推進基本計画の下、自治体単位でも取り組みが進みつつあるが地方自治体や独立行政法人、交通機関など公共性の高い民間事業者、社会全体へとその動きを広げていく動きはいまだ弱い。また、より制約の少ないパブリックドメインのコンテンツを増やすことには政府のオープンデータ政策は取り組んでいない。米国連邦政府のように、公開されたコンテンツは原則パブリックドメインとし、それが難しい場合にはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスや政府標準利用規約に代表されるオープンライセンスのもとで公開するように知的財産計画として方針を示すべきだ。

特にインターネットを利用した選挙活動が解禁された今、有権者がインターネットを用いて選挙に関する情報を集められるよう、政見放送をインターネットで見られるような取り組みを進めるべきである。また政見放送や国会審議などの公的なコンテンツ及び災害に関する報道などの公共性・緊急性の高い番組については、通常放送に掛けられているCASを外して放送することを義務化し、国民が利用しやすい環境の整備を進めるべきである。

また国費を使って開発されたソフトウェアや研究論文のオープンライセンスでの公開など、米国での先進事例についても知的財産推進計画として視野に入れるべきだ。

■著作権について

わが国では、著作権の許諾権としての性格が強く意識されすぎている。著作権者に強力な許諾権があることは、企業がコンテンツを活かした新規事業に乗り出す上で不透明な「著作権リスク」をもたらし、企業活動を萎縮させる一方、ユーザーのコンテンツ利活用における利便性も損ねている。かつ、学界では、強力な許諾権があるからといって必ずしも著作権者に代価がもたらされるわけではないとする研究が有力である。このように、現状の許諾権としての著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害していると言わざるを得ない。そこで、より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようにシフトしていくべきであろう。

近年はICT技術やインターネットの普及に伴い、ユーザー＝クリエイターという関係が強く見られるようになった。ユーザーのコンテンツ利活用における利便性を高めることは、新たに多様なコンテンツを生み出すこととなり、結果的にコンテンツホルダーにとっても利益になる。ひいては経済活動の活性化をもたらし、日本経済にも貢献することになる。なお、ハーバード大学では著作権の報酬請求権化についての研究が進んでおり、参考になる。日本でも、例えば著作権法上のレベルでは許諾権のままでも、産業界の自主的な取り組みとして、合理的な範囲で報酬請求権として運用することが可能である。産業界にイノベーションをもたらし、経済を拡大するために、政府は報酬請求権としての可能性の啓発に取り組むべきである。

■「プロライツ」から「プロイノベーション」へ

今後の経済政策としてふさわしいのは、権利を囲い込み、墨守するだけの「プロライツ」ではない。権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の形を目指すべきである。安直なプロライツ（プロパテント・プロコピーライト）は結果としてイノベーションや競争を阻害し、ひいてはユーザーの利便性が向上する機会を損なう。ゆえに、コンテンツ産業戦略全般において、プロイノベーションという方針を明記し、それに従った具体策を策定すべきである。これからの時代のコンテンツの利用や創作は、それを鑑賞するためのイノベーションと不可分である。ユーザーの利便性を高めてコンテンツを活用していくためには、イノベーションを阻害しないことに最大限留意すべきである。

■政策立案プロセスへのユーザー代表の参加

知財戦略としての政策目的を促進するためには、公的な議論にユーザー代表が参加する必要がある。業界内やコンテンツホルダーとの間の短期的な利害対立に対する政府の調整能力は、既に限界にきている。一方、ICT産業やコンテンツ産業の一部においては、ユーザーの利便性への要求が産業を成長させてきた。特に近年では、ユーザー生成メディアが莫大な利益を生み、あらゆるコンシューマビジネスがこれを取り入れつつあることは周知のとおりである。このようにユーザーの利便性を高めることが産業界のイノベーションを産み、コンテンツの利用の拡大をもたらすことに鑑みれば、技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの代表が知財政策で強く発言していくべきである。

■著作権侵害の一部非親告罪化

わが国には二次的著作物やパロディに関する法制度が存在せず、司法では二次的著作物やパロディは著作権侵害と判断される。しかし現実には二次的著作物やパロディによる作品が数多く存在しており、今やそれらは日本の文化の一翼を担っている。そしてこのわが国独自の個性豊かな文化は世界に向け発信され、世界から共感を得ている。これは「クール・ジャパン」の源泉となっている。このような文化が熟成されたのは二次的著作物やパロディについて、その制作者と原著作者との間に信頼関係があり、著作者が黙認していたことに由来する。ただし二次的著作物やパロディを公的に紹介できない現状は、形式的な権利保護が却って文化の進出を阻害しており、国益の損失となっている状況を認識する必要がある。

上記の現状を踏まえた上で、著作権侵害が非親告罪となれば、信頼関係に関わらずあらゆる二次的著作物やパロディが刑事告訴の対象となり、パロディ法制などのないわが国においては「クール・ジャパン」の源泉となる文化が崩壊する結果となり、国益を害する。

また著作権侵害が非親告罪となることで相対的に捜査機関の権力が増大し、これまで社会的に容認されていたような軽微な著作権侵害においても、著作権侵害を理由に捜査機関が逮捕することができるようになる。そもそもインターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは、技術的・外形的に判断できないという根本的な問題もあり、これは別件逮捕などの違法な捜査を助長するおそれがある。

■アクセスコントロール回避規制

わが国では2012年10月の著作権法の改正によって、DVDなどにかかっているアクセスコントロール技術を回避しての複製行為が違法となった。これに対してTPP協定にはアクセスコントロールを回避する行為自体を規制する条文が導入されている。しかし無条件のアクセスコントロール回避規制は、ユーザーによるコンテンツのアーカイブを不可能とし、国民の正当なコンテンツ利活用を妨げる。またアクセスコントロール回避規制はわが国のICT技術の発展を不当に妨げ、ひいては日本製品の競争力をも損なっており、それに対する手当は一切なされていない。

アクセスコントロール回避規制によって、権利者に不当な損害を与えない「視聴のための複製」が不可能となっている状況は看過できない。また本来著作権法で認められている範囲での映像の引用が不可能となっており、それによって技術批評や映像に関する教育が難しくなっている。また自身の使う機器やソフトウェアの安全性チェックや、イノベーションを促進する「いじる自由」(freedom of tinker)を害している現状がある。また技術の互換性や相互運用性を担保するうえでもアクセスコントロールの回避が必要となる場合がある。

近年の技術進歩は急速であり、今後自動車や家電など、従来はそう見なされていなかった機器でもコンピュータ化、ネットワーク化、ブラックボックス化が進む可能性がある。また技術革新に伴って、コンテンツの新たな用途や利用形態が開拓されることもある。これらに伴い、アクセスコントロール回避の新たな形態が求められるようになる可能性は非常に高いと考えられる。

特にコンテンツの視聴のためであっても、オープンソースソフトウェアの利用を制限する現状の制度は、コンテンツ利用促進の観点からも負の影響が大きく、早急に手当が必要だ。またコンテンツの批評や引用など、著作権法で認められた用途においても著作物を利用することができない状況を解決する必要がある。ユーザーが購入したコンテンツを長く、そしてオープンソースソフトウェアによっても利用できるように規制のあり方を再度検討すべきであり、よって、柔軟かつ定期的に適用除外規定を追加できるような仕組みを考慮すべきである。さらにアクセスコントロール回避行為自体を違法とすることは、上記で述べてきた行為を現状行っている人全てを違法状態に置くこととなり、実効性がない。

■著作権の切れた出版物のインターネット上での速やかな公開

アメリカ議会図書館や欧州委員会のEuropeanaは、パブリックドメインとなった書籍・映画・音楽等のアーカイブ・オンラインでのデータ配信に熱心である。著作権が切れパブリックドメインとなった著作物は、速やかに全国民が利用しやすい形態で提供し、我が国の文化の向上に資するのが、文化を担う行政機関の責務である。

我が国には著作権が消尽し、文化的意義が大きいにも関わらず、鑑賞・閲覧の困難な戦前の作品が多数存在する。市場性が薄くなり著作権も切れた作品については国が主導して保存・公開する必要性が高いにも関わらず、こうした点についての現状認識・問題意識が乏しいのは大変遺憾である。

また我が国では著作権の切れた書籍について、権利を持たない者の申し出によって国立国会図書館ウェブサイト上での提供が一時凍結されたことがある。今後このような不必要な配慮を行わないよう知的財産推進計画に明記することを求める。

■アーカイブされた放送番組の権利処理にオプトアウトの考え方を

放送番組のアーカイブ化およびその一般利用は、2003年のNHKアーカイブス設立をきっかけに本格的にスタートした。当時から実践されてきた権利処理のモデルは非常に厳格なものであるが、これが後々他の事業者の権利処理のモデルとなった。だがNHK基準の厳格な権利処理にかかるコストでは民間事業は成り立たず、事実上の参入障壁となっている。

権利処理のうち、膨大な人件費がかかっているのは肖像権の処理であり、特にタレントなど契約によって出演契約が行なわれた者ではない、映像に収められた一般市民の権利許諾が大きな負担となっている。

我が国においては、肖像権は明文化された権利ではなく、判例によって一部パブリシティ権などが認められた例があるに過ぎないが、一般市民の間では過剰に権利を拡大して解釈する傾向が強まっているのも事実である。

このようなバランスを考慮し、収蔵された放送番組の利活用においては、研究および教育利用に限定した上で、オプトアウトで始めたらどうか。その課程で人物の特定および権利処理の手がかりが掴める可能性もあり、事業者の権利処理の負担が軽減できる。アーカイブは、蓄積しても利用されなければただの死蔵であり、利用開始が長引けばそれだけ資産価値を減少させ続ける結果となる。放送番組のアーカイブ利活用については、最終的には国民の直接視聴に繋がることを睨みつつも、資料としての価値を優先する形で、現実的な手段を検討すべきである。

■ACTA（模倣品海賊版拡散防止条約）について

知財戦略としての「模倣品・海賊版の拡散防止」という方向性には賛同する。しかしACTAはその目的から大きく逸脱したものであり、国内外から批難を浴びた。特に「HELLO DEMOCRACY GOODBYE ACTA」のスローガンのもとに、ACTAが欧州議会において大差で否決されたことを政府は厳しく認識すべきである。ユーザーの知へのアクセスを阻害し、また不透明なプロセスで批准が進められたACTAの発効の推進は、日本から見ても、そして交渉参加国から見ても知的財産戦略としては誤りで、知財計画に掲載すべきものではない。

■違法ダウンロード刑事罰化について

2012年10月の著作権法の改正によって、インターネット上に違法にアップロードされた音楽や映像を、そのファイルが違法であると知りながらダウンロードする行為について刑事罰が科せられる（いわゆる違法ダウンロード刑事罰化）こととなった。本改正の付則として定められた事業者による教育・啓発活動の義務規定や違法ダウンロード防止への努力規定による取り組みが進められているとはいうものの、これは「インターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは技術的・外形的に判断できない」という根本的な問題をクリアできるものではない。

また本法改正は文化審議会での議論を経たものではなく、音楽事業者や映像事業者を中心としたロビイングによって進められた。国会による議論もほぼなく、一方的に議員立法によって進められたこの改正のプロセスは大きな問題を抱えている。このように政府による知財計画や文化審議会での議論を無視し、業界団体のロビイングに唯々諾々と賛同し進めてしまったことは今後の知財戦略を考える上で大きな負の遺産を残した。

違法ダウンロード刑事罰化が本質的に抱える問題、そして政府や審議会の決定を無視したプロセスで利害関係者の一方的な要望が通ってしまった問題から、違法ダウンロードの刑事罰化については白紙撤回し、知財戦略本部や文化審議会における議論を行うべきである。

諸外国においても、ダウンロードなどを行っている個人の摘発を行うよりも、大規模な海賊版サイトをこそ摘発すべきであるという方向に移りつつある。いわゆるスリーストライク制度を導入していたフランスにおいても、既にダウンロード者に対する処罰は法改正で削除されており、警告と違法アップロード者への処罰だけとなっていることにも留意すべきである。

■電磁的な一時的複製の規制

著作物を一時的に電磁的なかたちで記憶装置に複製する行為についても複製権の対象とし、許諾なく電磁的な一時的複製を行った場合も著作権侵害とするような枠組みの策定が議論されている。しかしわが国は電磁的な一時的複製を著作権侵害とする要求を受け入れるべきではない。また国際的な経済連携協定に電磁的な一時的複製を規制する条項が入ること自体に強硬に反対すべきである。

現代のコンピュータはプログラムとそのプログラムが処理するファイルの一時的な複製をメモリーに自動的に作り続けることで動作する。またインターネットの利用においては、ネットワークから受け取ったデータを先読みしてメモリーにバッファしておくことで大容量のストリーミングコンテンツを快適に利用することができる。また一度見たウェブサイトのデータをストレージに一時的に保存しておくことで、高速なウェブサイトのブラウズが可能となり、またトラフィックの軽減につながるため、ネットワーク資源を有効に活用することができる。このように電磁的な一時的複製は情報技術を支える基幹の技術だ。電磁的な一時的複製を規制することは情報技術の実際と大きくかけ離れており、全く現実的ではない。

法人・団体名
日本弁護士連合会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見
<p>第1 意見の趣旨</p> <p>1 知的財産に関連する契約実務を高度化させるための施策を検討すべきである。特に中小企業・ベンチャー企業において、データを含む知的財産を活用した事業展開をなすには、知的財産各法のみならず、契約法、個人情報保護法、独占禁止法並びに訴訟法及び倒産法等の関連法令を踏まえた高度な契約に基づき、利益保護とリスク低減を図ることが重要である。これを可能にするためには、中小企業・ベンチャー企業に対して、産業財産権の権利化を支援するだけでなく、必要な人材を育成することを含め、知的財産に関連する契約法務活動の支援をすることを検討すべきである。</p> <p>2 種苗法に基づく品種登録制度に関する諸規定について、産業財産法制とのバランスを考慮しつつ、例えば、①出願公表に伴う補償金請求を容易にするための改善、②育成権者の権利範囲を理解するための情報へのアクセス改善、③権利無効の抗弁と同趣旨の制度の検討、④職務育成品種についての制度整備を図る等、現実的に制度の活用を支障のないように全体的な整理検討がなされるべきである。また、農林水産関係知財制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、エンフォースメント（権利行使）も視野に入れた形での途上国への法制度整備支援も展開されるべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 知的財産に関連する契約実務の高度化について</p> <p>(1) 第4次産業革命時代に即した産業競争力の強化のためには、標準化戦略やデータの利活用に関する戦略等にみられるように、円滑かつ実効的な企業間連携を推進していく必要がある。</p> <p>そのためには、技術起点で産業財産権を出願、権利化を図るといった観点のみの知的財産マネジメントでは十分とは言えず、企業間連携を含め、市場における事業展開を幅広く視野に入れた事業戦略的な観点から、知的財産を軸とする契約を活用するマネジメントが求められる。</p> <p>(2) しかしながら、我が国の契約実務は、例えばグローバルに事業を展開しているような一部の企業を除き、国際的にみて必ずしも高い水準にあるとは言えない。特に中小企業・ベンチャー企業においては、優れた技術を知的財産として有しているながら、それを基軸とする実践的な取引や企業間連携等を推進するための契約法務を取り入れた知的財産マネジメントを行う人材やコスト負担能力が不足している現状にある。特に、データを含む知的財産に関する契約には、知的財産各法のみならず、契約法、個人情報保護法、独占禁止法並びに訴訟法及び倒産法等の数多くの関連法令が係り、それらの全てに配慮して利益保護とリスク低減を図ることが重要であるところ、そのためには高度な知識・経験を必要とする。</p>

(3) そこで、「知的財産推進計画2018」策定にあたっては、技術的観点に偏らず、事業戦略の観点から、例えば効果的な企業間連携を実現する等、契約を駆使した知的財産マネジメントを行うことができるような人材を育成するとともに、知的財産を軸とするグローバルな事業展開に不足のないよう契約実務を高度化させるための施策を検討し、特に中小企業・ベンチャー企業において、知的財産に関連する契約法務を充実させるために必要な支援策を検討すべきである。

2 農林水産関係知財の保護の取組について

(1) 品種登録保護制度の改善点

当連合会は、『知的財産推進計画2017』策定に係る検討課題に関する意見書(2017年2月16日付け)においても、農林水産事業に関する知的財産(以下「農林水産知財」という。)の重要性と国内外での展開を視野に入れた今後の戦略的取組の必要性を指摘した。「知的財産推進計画2017」においては、「II. 1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」の項目中に農林水産事業等についての「現状と課題」の認識が示され、数々の取り組むべき施策が指摘された。

その取り組むべき施策の中に、育成者権の権利範囲(独占権の範囲)を画する判断基準の明確化についても短期・中期の検討項目として取り上げられ、現在、農林水産省において鋭意検討されていることと思料するが、関連して併せて検討されるべき事項を指摘する。

① 出願公表に伴う補償金請求について

品種登録制度は、既存品種(公知品種)にはみられない新しい特性を具える植物体を開発等した者が、農林水産大臣に対し、品種登録出願を行い、これに対し、審査当局において区別性、均一性及び安定性等の登録要件(種苗法3条1項)の実体審査が実施され、要件を備えているものと認められる場合には品種登録がなされて、出願者に対し育成者権(品種利用についての独占権)が設定・付与されるものである。

ところで、この品種登録制度は、特許制度と同様に、出願内容が出願後に審査当局より、遅滞なく公示されて出願公表がなされることとされている(種苗法13条)。この出願公表制度は、出願品種が出願審査中に第三者に無断利用されることがないように、後日品種登録に至った場合には、当該第三者に対して、補償金(ロイヤリティ相当額)を請求できることとして、出願者を保護するための制度である。

上記出願公表に伴う補償金請求は、特許制度における特許公開後の補償金請求と比肩されるべきものであるが、特許制度であれば、出願公開後に出願発明を実施する第三者に対して出願内容を知らしめるために、特許公開公報を提示することで足りる。しかし、品種登録制度における出願公表制度に基づく補償金請求を行うために、種苗法14条1項が指示する「出願品種の内容を記載した書面」がどのような内容であるかは不明確であり(品種登録出願においては、願書に添付する特性表の記載は簡略記載で足りる実務であり、それでは出願品種の特性を示す書面たり得ない。)、実務上、補償金請求が極めて困難な状況にある。

また、品種登録においては、出願者において出願品種(植物体)が具えていると考えている特性の記載に拘束されることなく、審査当局において出願時に出願者から提出される植物体の現物を栽培して特性を確認する試験等を実施して、上記登録要件が認められると判断される場合には、審査当局が認定した特性で登録されるものであり、願書に添付されている特性表の記載と、品種登録時の特性表の記載とが大きく乖離することも珍しくない。

その意味で、出願公表時点で、出願者が認識している出願品種の特性を上記第三者に何らかの形で説明し得たとしても、登録時点の特性表とは相当程度乖離しているものであるから、そのような事情が出願公表制度における補償金請求にどのように影響を及ぼすのかが制度上、極めて不明瞭である。

品種登録後の育成者権の権利範囲(独占範囲)の明確化は、育成者権の権利行使に直接影響を及ぼす事柄であるため、早急にその基本的な考え方が整理されるべきであるが、同様に、植物新品種の保護の一翼を担っている出願公表による補償金請求制度についても、実務的には対応困難な点が見受けられるため、その基本的な考え方が整理されるべきである。

② 育成者権の権利範囲を理解するための情報へのアクセス改善

特許等の産業財産制度においては、当業者をはじめとした第三者が特許発明の技術的範囲(権利範囲)の外延を判断するための各種資料(願書やこれに添付される特許請求の範囲や明細書、図面や審査当局が出願人に対して出される命令や通知等、あるいはこれらに対する出願人の意見書や補正書等の各種応答書類、公開特許公報、特許掲載公報等)の資料をウェブサイトで一般公表しており、第三者として容易に出願経緯を参酌できる環境が整っている。

他方、品種登録制度においては、登録品種の特性表を入手するには、農林水産大臣宛に謄本の交付請求を行う必要があり、利用者の便宜に資するとは言いがたい。品種登録制度における各種情報へのアクセスの容易化がより一層推進されることが望ましい。

③ 無効の抗弁について

特許権等産業財産権制度においては、2004年(平成16年)特許法等改正において、最高裁平成12年4月11日キルビー事件判決(特許に無効理由が存在することが明らかなきには、特段の事情が無い限り、

その特許権の行使は、権利の濫用として認めないというもの)の趣旨に基づき、特許法104条の3が創設されるに至った。そしてこの特許無効の抗弁は、権利設定型の知的財産権の権利行使が適正になされることを担保しており、実務上も多用されているところである。

上記最高裁判決の基本的な理念は、権利設定登録型の知的財産権において、登録要件の欠如等の事由(無効理由)が存在する場合には、瑕疵ある権利として他者に対して権利行使をさせるべきではなく、その点の審理は、特許無効審判手続や審決取消訴訟といった行政訴訟ルートでの判断結果に依存するのではなく、特許権侵害訴訟を担当する裁判所が行っても良いというものである。

そして、その趣旨は、育成者権においても同様に妥当するものでありながら、種苗法上は特許法104条の3に対応する規定はいまだ存在しないため、現行の実務においては、上記最高裁判決の趣旨を汲んでの権利濫用法理が適用されている。

種苗法においては、無効審判制度を有しないこともあって、直ちに特許法104条の3と同様の規定を創設できるものではないが、登録要件の欠如(種苗法においては、49条所定の品種登録の職権取消事由が特許無効理由に比肩されるものである。)が、育成者権侵害訴訟において問題となったときに、どのように対処されるべきかを、育成者権の適正な行使を担保するという観点から、特許制度と照らしあわせて検討されるべきである。

④ 職務育成品種について

2015年(平成27年)特許法等改正において、職務発明については、使用者(会社)側の選択により、法人帰属制の採用も可能とされたが、種苗法における職務育成品種については、同改正前の特許法35条の規定に平仄を合わせた規定のみである(種苗法8条参照。法人帰属制の選択の余地はない)。

しかしながら、植物新品種の開発行為も、植物特許と同様に、企業としての研究開発の成果である場合も当然にあり得るのであり、職務発明として捉えれば発明は使用者に原始的に帰属するが、職務育成として捉えた場合には品種登録を受ける権利は従業者に帰属しているという整理は、極めて不明瞭であり、職務発明制度と同様に、職務育成品種についても、法人帰属を選択できるようにすべきである。

(2)「知的財産推進計画2017」においては、「海外における品種の適切な保護」が謳われた。東アジア地域の国々に対して、植物新品種保護に関する国際条約(UPOV条約)への加盟を促進し、また当該国での植物品種保護法制の実施体制の整備支援等も指摘されているところであるが、当該国における育成者権(植物品種保護に関する権利)のエンフォースメントという観点からみた場合には、当該国の司法制度をも視野に入れた法制度整備支援が必要である。我が国の植物新品種の保護のための法制度整備支援については、関係省庁が連携を図り当該国で展開するのが望ましい。国内外において実務的知見を有する会員を擁する当連合会としても、これらの取組に協力する所存である。

(3)当連合会は、前述の『「知的財産推進計画2017」策定に係る検討課題に関する意見書』において、全国各地の小規模な農林水産事業者に向けた農水知財の啓発及び制度の周知を図る必要性を説き、各知的財産法を所管する官庁が連携するべきであると意見を述べた。本年1月末には、農水知財の各法を所管する省庁や関係機関をはじめ、当連合会及びその活動から派生して設立された弁護士知財ネットが連携し、書籍「攻めの農林水産業のための知財戦略～食の日本ブランドの確立に向けて～」を上梓した。

当連合会としても、引き続き、関係省庁・団体と連携を図りながら、農水知財分野における知的財産法制や適切な契約対応の在り方等について普及・啓発を行い、専門家に対し身近に相談できる相談体制の整備など、農林水産事業者からの相談の受け皿作りに寄与する所存である。

以上

法人・団体名
日本行政書士会連合会
意見の対象
(A) 知財推進計画2018に関するもの(現行制度や短期的な方向性についてのご意見)
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの(2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見)
意見の内容
意見
1 知的財産推進計画2017の見直すべき項目について (1) 知財教育の推進について <意見> 小学校及び中学校における「知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメント」にあつては、産業財産権分野に偏ることなく、著作権分野(著作権等のモラルの涵養

を含む。)においても、同様に力を入れていただきたい。

<参考/知的財産推進計画 2017 (以下、「計画 2017」という)の記述>

II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(2) 今後取り組むべき施策

①小中高等学校、大学等における知財教育の推進 (計画 2017 p. 55)

(小中高等学校における知財教育の推進)

- ・2017年3月に告示された新学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知的財産に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。(短期・中期)(文部科学省)
- ・先進的な理数教育を実施する高等学校等において、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則などの知識を実社会と関わりうる形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指して、生徒の資質・能力を将来的な知的財産の積極的活用・事業化へとつなげる取組を併せて実施する。(短期・中期)(文部科学省)

(2) 大学等における知財教育の推進について

<意見>

小中高等学校において児童生徒に対して、「知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進」を図るには、まず現職教諭に対しても知的財産の普及啓発を図ることが不可欠と考える。このことから、教育職員免許状取得にあたっては、著作権を含む知的財産に関する科目を新設し、この科目の取得を義務付けることが必要と考える。

<参考/計画 2017 の記述>

①小中高等学校、大学等における知財教育の推進 (計画 2017 p. 55)

(大学等における知財教育の推進)

- ・知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の実例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省)
- ・知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期)(文部科学省)

(3) 地域コンソーシアムへの行政書士会の活用について

<意見>

各都道府県行政書士会(行政書士法第15条第1項)では、著作権を含む法教育を推進している。「知財創造教育推進コンソーシアム」における「地域コンソーシアム」には、都道府県ごとに置かれている行政書士会の活用を検討いただきたい。

<参考/計画 2017 の記述>

②地域・社会と協働した学習支援体制の構築 (p. 56)

(「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討)

- ・関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各「地域コンソーシアム」に対する支援の在り方等を具体的に検討する。(短期・中期)(内閣府、文部科学省、関係府省)

- ・「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知する。(短期・中期)(内閣府、経済産業省、文部科学省)

(「地域コンソーシアム」の構築促進)

- ・教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった「知財創造教育」を展開するための「地域コンソーシアム」の構築を促進する。(短期・中期)(内閣府、文部科学省、関係府省)

(4) 知財創造教育の推進について

<意見>

小学校児童及び中学校生徒向けの著作権法についての教材は、従来型の知識付与中心の多いように見受けられる。新学習指導要領では、例えば、「・・・児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、・・・」（現行の学習指導要領での記述は、次のとおり「・・・児童や学校の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、・・・」（「小学校学習指導要領（平成29年3月31日公示）比較対照表」p.12）となっており、そのためにも児童生徒が自ら「主体的・対話的で深い学び」を行えるよう、図書館等の積極的活用を含むアクティブ・ラーニングに向けた教材の開発に尽力くださるよう、検討をお願いしたい。

<参考/計画2017の記述>

③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備（p.56）

（教材等の充実）

・知財に関する教材の充実の観点から、著作権法について、最新の話題も考慮した教材等の在り方を検討した上で、教材の開発・普及を行う。（短期・中期）（文部科学省）

・知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。（短期・中期）（文部科学省）

2 「知的財産推進計画2018」等に新たに盛り込むべき政策事項等の意見

(1) クリエイターの労働環境に関する制度整備について

最近のクリエイターの労働環境を再調査して、「働き方改革」（働き方改革実行計画）に沿ったうえで、創作活動を推進する環境の整備に取り組みられてはどうかと考える。例えば、漫画家の従業員アシスタントでは、締め切り前は缶詰になるが、それ以外の時間では比較的自由になる等、勤務時間に偏りが生じることもある。そうした場合の働き方が違法にならないように配慮が必要であると考えます。

(2) クリエイターをサポートするエージェント人材の育成施策の拡充について

デジタル化やインターネットの普及によって、クリエイター1人で創作から販売、販促までできるようになった。反面として、1人ではできないことが自覚されたことから、かえってエージェント（代理業）が重要であるとの認識が深まっていると思われる。エージェント業務やアシスタント業務は創作活動では必要不可欠な存在だが、当該業務を執り行える人材の育成や確保に日々現場は悩まされている。これらの業務の魅力を掘り起こす施策を実施することによって、将来の創作活動の先細りを回避することにもなると考える。

(3) 著作権法の見直しについて

映画の著作物は著作権法上、出資をした者に帰属する原則だが、機材の高機能化によって写真撮影と動画撮影の垣根が無くなってきている（例えば、4K動画撮影のコマから静止画写真を取り出すということもされるようになった）。映画の著作物の著作権法上の規定について、改めて検討をする必要があると考える。

以上

法人・団体名
一般社団法人 発明推進協会
意見の対象
(A) 知財推進計画2018に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見
知的財産推進計画2017に、「産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する」ことが明記されました。 しかし教育の現場では、多くの教員が、自分自身、知的財産に関する知識を十分に有していないのが実情であることから、教材に加え、その教材を授業に活用する際の指導書の開発・普及が重要と思量します。 つきましては、知的財産推進計画2018・「知的財産戦略ビジョン」に、

次のとおり、盛り込むことをご検討いただければと存じます。

- ・ 知財教育に資する教材及び教員用指導書の開発・普及する民間の取組を奨励し、発信する。

法人・団体名
公益社団法人 発明協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見
<p>小中学生の「知財創造教育」の普及のためには、学校の授業だけでなく、課外での活動を積極的に推進し、関心の高い小中学生に対し、その関心度に合わせた学習の場を提供することが重要と思量されます。</p> <p>当協会では、子どもたちが生来持っている個性を十分に成長させるため、自由な発想や創意を育み、それを形あるものとして創り上げる力を身につける手助けとなるよう、昭和 49 年（1974 年）より青少年創造性育成開発事業を開始し、現在日本全国、212ヶ所に「少年少女発明クラブ」を設置し、活動を支援しています。この「少年少女発明クラブ」では、毎年約 9,200 名の小中学生が学んでおり、企業の技術者及び小中学校の教員等約 2,800 名が、ボランティアで指導して下さっています。</p> <p>つきましては、知的財産推進計画 2018・「知的財産戦略ビジョン」に、次のとおり、盛り込むことをご検討いただければと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に展開されている「少年少女発明クラブ」等、課外での「知財創造教育」活動を支援する。

法人・団体名
知的財産人材育成推進協議会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
<p>「知的財産戦略ビジョン」の策定にあたっては、本協議会が昨年公表した「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」において言及した事項や知的財産の創造領域の人材育成、中小企業等の知財人材確保について中長期的視点から検討すべきである。</p> <p>「知的財産推進計画 2018」の策定にあたっては、これまでの各施策との継続性を意識しつつも、時代の変化に対応した新たな施策の導入も検討すべきである。</p>
意見（全文）
<p>1. はじめに</p> <p>本協議会では、従前より、毎年の知的財産推進計画策定にあたって、知的財産に関わる人材の育成について提言し個別の施策に対する意見を述べるとともに、中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性についても言及してきた。また、平成 29 年 9 月 12 日には、「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」（URL：http://www.inpit.go.jp/content/100862722.pdf）を公表し、平成 18 年に策定された「知的財産人材育成総合戦略」及び平成 24 年に相互補完的に策定された「知財人材育成プラン」が策定された当時の状況変化に鑑み、知的財産に関わる人材の育成に対する中長期の総合戦略が新たに必要となっている旨を提言した。</p> <p>今般、検証・評価・企画委員会における「知的財産推進計画 2018」の策定に加えて、2025 年～2030 年を見据えて中長期の知的財産戦略の在り方を示す「知的財産戦略ビジョン」を策定すべく専門調査会を設置し、将来の知財システムに必要な人材についても検討を開始したことは、我が国の官民が一体となって人づくり革命に取り組んでいく中で、人材育成も知的財産戦略を考える上での一つの柱であることが明らかであることに鑑みれば、これまで本協議会が提言してきた趣旨とも一致し、歓迎すべきことである。</p> <p>本提言は、以上のことに鑑み、平成 29 年 9 月 12 日に行った提言を参照により組み込みつつ、それに加えて</p>

「知的財産戦略ビジョン」に盛り込むべき事項、また「知的財産推進計画 2018」に反映すべき個別の施策について提言するものである。

2. 中長期的視点から検討すべき事項について

知的財産に関わる人材の育成について中長期的な視点から検討が必要となる事項については、先の「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」において述べたとおりであるが、そこで提言したことに加えて、「創造」領域における諸活動をサポートできる知的財産人材の育成、中小企業の直面する課題に対応した人材育成も今後中長期的視点からの検討が必要である。

知的創造サイクルの活性化は以前から提唱されてきたところであるが、知的創造サイクルは創造・保護・活用からなるサイクルである。このうち、保護・活用に関しては多くの施策が実施されてきたものの、Society5.0に向けた第四次産業革命が進行する中では、知的財産の創造領域における知的財産人材の重要性が高まっていくことは論をまたないが、創造領域に積極的にコミットできる知的財産人材の育成については、これまでの知的財産に関わる施策は十分でなかった可能性がある。

他方で、そもそも知的財産として保護・活用すべき対象が創造されなければ、その後の保護・活用につながらないのであるから、創造は知的創造サイクルを活性化するにあたり最も重要なファクターであると考えられることもできる。実際、知的創造活動の範囲は従来型の研究・開発の範ちゅうにとどまらず、新たな領域におけるビジネスシナリオづくり、データの収集・利活用戦略の策定などにまで広がりを見せ、既存企業の事業拡大、スタートアップの活発な活動に結びついている。

そこで、今後策定される「知的財産戦略ビジョン」においては、知的財産を創造する重要性を明確にし、知的財産の観点から創造を支援する知的財産人材の育成のため、公的組織及び民間企業がそれぞれ担うべき役割を明確化するとともに、創造分野の諸活動に積極的にコミットして支援できる知的財産人材の育成についても言及すべきである。

また、中小企業では経営者の高齢化に伴って事業承継の問題が大きくなっており、平成 29 年に中小企業庁が策定した「中小企業の事業承継に関する集中実施期間について（事業承継 5 ヶ年計画）」においては、経営スキルの高い人材を企業の内外から活用するための環境整備や中小企業の事業再編・統合・共同化を促進する制度的枠組みの検討が提唱されている。

このような状況下において、企業が保有する知的財産の価値を適切に評価できる人材の育成、また企業内外の経営人材の知的財産に関する理解増進を図ることは我が国中小企業の今後に大きな影響を与える喫緊の課題であり、中長期的な中小企業の動向にも鑑みつつ、施策を検討していくべきである。

そして、以上のような人材の育成について、時間軸に基づいた具体的目標値を定め、役割分担を明確にするべきである。また、その実現を検証するために、進捗状況を調査し、必要な評価や新たな提言助言ができる機関を設けて、定期的な目標再設定や予算配分をするとともに、毎年の知的財産推進計画において短期的に達成すべき具体的な施策を掲げるべきである。

3. 「知的財産推進計画 2018」の策定に向けて検討すべき事項について

「知的財産推進計画 2018」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、引き続き人材育成に努めていくべきである。特に、昨今の第四次産業革命の進展に対応して、企業におけるデータ利活用の促進に向け弁理士の更なる活用が期待されているように、各施策が育成すべき人材像と一致したものであるとなっているか等、不断の見直しをすべきである。

また、人材の育成にあたり横断的に検討すべき事項として、以下の人材育成を実施していくことが必要である。

(1) 地域知財の活性化に対応した人材育成

「知的財産推進計画 2017」では、地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要であるとし、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、知的財産は経営戦略上の重要な要素の 1 つであるという意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要であるとの認識が示されている。

今後もこのような目標の達成のための施策を継続するとともに、地域における弁理士、弁護士、中小企業診断士、知的財産管理技能士等の知的財産に関係する人材の連携強化を推進していくべきである。

(2) 中小企業・スタートアップ等を対象とした、知的財産の理解増進活動

知的財産の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップ等に対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなど、知財に対する理解増進活動を推進すべきである。その際、既に経営戦略において知

的財産を活用している中小企業・スタートアップ等の支援経験が豊富な人材を積極的に活用すべきである。

(3) 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保

中小企業・スタートアップ等の知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップ等で、知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保（外部人材の活用を含む）する取組を推進すべきである。また、そのような取組を実施する中小企業・スタートアップ等にとって、インセンティブとなる制度の導入を検討すべきである。

(4) IP ランドスケープ業務を担う人材の育成

平成 19 年に経済産業省によって策定された「知財人材スキル標準」が、近年の経営環境の変化の中、現在のニーズや知財人材のあり方に対応するため、昨年改訂された。特に「戦略」について大幅な改訂が行われ、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の 4 業務を特定している。これらの項目の中でも、「IP ランドスケープ」業務を担い得る人材が不足している。そこで、「IP ランドスケープ」業務に関する調査研究を行い、IP ランドスケープ業務を担い得る人材の育成方針を示すべきである。

(5) 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

「知的財産推進計画 2017」では、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しものが何らかの形で、知的財産の創造に始まり知的財産の保護・活用に至る知的創造サイクルの一翼を担いつつ、新たな価値を創出していくことが求められているとし、知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進する施策が掲げられている。一方で、「国民一人ひとりが知財人材」という目標はまだまだ到達しているとはいえない。「知的財産推進計画 2016」を踏まえて設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」においては知財教育の体系化が進められているところであるが、高等教育機関における知財リテラシーに関する講義の推奨と拡大、初等・中等教育機関や地域における知財リテラシーに関する多様な取組の可視化と共有化など、当該目標を達成するための施策を多面的に推進していくべきである。

(以上)

法人・団体名
一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
<p>I) なりすまし EC サイトについて 海外サーバーにホスティングする「なりすまし EC サイト」（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」総称して「なりすまし EC サイト」という）の被害が治まらない状況を鑑み、以下の事項を検討して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> --なりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事 --インターネット上のなりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事 --検索サイトの検索結果からなりすまし EC サイトを排除する事 --インターネット上での特定商取引法の運用を強化する事 --商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事 --中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事 --商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制をする事 --商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事 <p>II) 国内取締について 刑事事件の進展について把握しやすいようにして頂けるとありがたい。又、商標権侵害物品の販売を既に停止している事件についても摘発を積極的にして頂きたい。又、商標法に精通されていない検事に対して同法についての研修の機会を作って頂きたい。</p> <p>III) 水際対策について 認定手続きについて、以下の 7 項目に付き検討して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> --国際郵便貨物（EMS）以外に考えられる商標権侵害物品の輸入ルートの監視の継続をお願いしたい --国際郵便貨物（EMS）の送り状の写真を認定手続開始通知に添付し、送り状記載の輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事を検討して頂きたい

一 商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすため税関で実施されている商標権侵害物品輸入者の個人情報集積の継続をお願いしたい
 一 認定手続期間中の意見書提出の効率性をあげる事を検討頂きたい
 一 認定手続開始を、権利者に電子データで通知することについて検討して頂きたい
 一 侵害品かどうかの判断にあたり、I P Mを参照することやその結果を考慮することをご検討頂きたい
 一 ホログラム用のいわゆるビューワー等を除く権利者側からの疑義貨物の真贋を判断するための機器（ハードウェア・ソフトウェア）の受け入れについては、保管スペースや管理責任の問題があることを理解しているが、米国ではそのような機器の寄付の規定がおかれていることも考慮し、受け入れについてご検討頂きたい。

又、輸入差止申立について、添付資料である侵害疎明のさらなる簡略化と、輸入差止申立の手続及び受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する場合の手続の簡素化をご検討頂きたい。又、同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合の申立の簡易な手続による承継を検討頂きたい。

更に、犯則事件の結果の権利者への通知について検討して頂きたい。

IV) 立法

特定商取引法の強化、損害賠償金を回収できるようにするための手当、国際郵便貨物（EMS）が違法行為に利用されないようにする法令整備等についてご一考頂きたい。

又、類似・混同に該当するかどうか微妙ではあるがフリーライドしていることが明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法ないし不正競争防止法に設けて頂きたい。更に、商標法における「業として」要件は外せないとしても、「商標」の定義に「業として」という要素を含めるのではなく、「業ではないこと」を商標権侵害の例外の一事由とするように改正して頂きたい。

商標法によって、「タイプ」、「風」等の文言を付加して登録された標章を使用することを禁じて頂きたい。更に、商標権侵害行為に対する権利行使でも銀行が個人情報を開示できるような施策についてご考察を頂きたい。

V) 司法機関（裁判所）

被害回復を円滑にするため、商標法 39 条で準用する特許法 105 条の 3 を活用して頂きたい。又、被害の立証責任を推定する等として軽減して頂きたい。

又、商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての知財高裁はじめ裁判所の解釈が極端に狭いと感ずるので意見としてお聞き頂きたい。

VI) 入管

在留許可申請の際に海外から商標権侵害物品を送らせると例え私物でも違法となる事がある旨と銀行口座を貸したり売ったりすると在留資格に影響する事がある事を周知して頂きたい。

VII) パロディについて

パロディと称すれば、なんでも販売できるとの風潮が発生しているが、出所の誤認混同を生じさせ商標権を侵害する物品の販売は、違法であることを周知するような施策を実施して頂けるとありがたい。

VIII) インターネットについて

C t o C サイトで、出品地を偽った場合に出品禁止にする等の対策を強化していただきたい。又、C t o C サイトの出品者が商標権侵害物品を販売した場合、出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

フリマアプリに対する違法出品物の削除依頼数の急激な増加に鑑み、模倣品対策に不案内だったり、全くと言って良いほど関心を持たない一部のフリマアプリに対して行政による指導等を行えないのかご考察を頂きたい。

又、現在まで C t o C サイトが任意で実施している悪質な商標権侵害物品販売者の I D の削除並びに再登録を阻止するための I D 削除を受けたものの情報のリスト化を法令により義務化等できないかご検討を頂きたい。

ドメイン名登録において、他人が許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むものを登録する事ができないようにするための施策を検討して頂きたい。

意見（全文）

I) なりすまし E C サイトについて

税関に提出された輸入者の意見書から、メールやフェイスブックからなりすまし E C サイトに誘導されて、偽造品を購入してしまった、代金を銀行に振り込んでしまった、クレジットカードで代金は引き落とされてしまった、キャンセルができない、店舗と連絡が取れないといった事例が依然として多いと認識している。このような状況を鑑み、以下の 8 点についてご検討をお願いしたい。

一 インターネット上のなりすまし E C サイトの送信情報を違法情報とする事

- インターネット上のなりすましECサイトへのアクセスをブロックする事
- 検索サイトの検索結果からなりすましECサイトを排除する事
- インターネット上での特定商取引法の運用を強化する事
- 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結の制度化
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけ
- 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制
- 商標権侵害物品が税関で差し止められる事についての周知活動

A) なりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」において、わいせつ物の公然陳列、規制薬物に係る広告等が違法情報とされ、警察機関等からの送信防止措置依頼について取り決めがなされている。

なりすましECサイトに対して、商標権侵害に基づく権利者からの送信防止措置の依頼で対処する事には、以下の理由からできないもしくは限界がある。

- 商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われており、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これは殆ど不可能である
- 詐欺サイトでは、商標権侵害での依頼ができない
- 偽サイトの被害が、ブランドのホームページのコピーであるならばブランド権利者が対応できるが、そうでない業者のホームページがコピーされた場合、権利者は何もできない(上記業者の全てが送信防止措置依頼を出す事に精通しているわけではないので残る事になる可能性が高い)

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考える。

又、なりすましECサイトを違法情報とする事によって、社会的周知が徹底され、サイトから購入する消費者に対して注意を促す事や、他にも執られるであろう施策の後ろ盾にもなると思料する。

この件について、ご検討を頂きたい。

B) なりすましECサイトへのアクセスをブロックする事

「なりすましECサイトへのアクセスをブロックしてしまう事」も有効な手段だと思われる。被害を抑えきれないという現状の中、サイト自体を削除する事やドメイン名を無効にすることは、ホスティングしているサーバーの所在する場所が世界各国に分散していることやサーバーの変更が容易であること、ドメインの取り直しが比較的容易であることに鑑みると決定的な方策に欠けるとと思われる。ブロックは、追加する方策として不完全ながら有効であると考えられる。

ブロックされたサイトにアクセスした場合は、米国のように必要な情報の揭示(アクセスブロックの理由やクレームがある場合の申し出方法、被害に遭った消費者に対してどのような対処が有効かの揭示)を行うべきと考える。

この件についてご検討を頂きたい。

C) 検索結果からなりすましECサイトの情報を排除する事

グーグル等の検索サイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。

権利者がグーグルに申し出をすれば、著作権侵害等に関わるサイトの情報を削除してくれるが、あくまでグーグルの独自判断によるものであり、日本の法令による規制の結果ではない。

検索結果の下になりすましECサイトである旨の注意書きを添付するなども一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとることができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思料する。

D) インターネット上での特定商取引法の運用を強化する事

インターネット上での特定商取引法の運用をより強化する方向での施策を決定し実施して頂きたい。
国内大手のプラットフォームが運営するショッピングモール等で、特定商取引法を遵守している販売者であることの適正な表示がなされる事が実施されれば、これを行っていない商標権侵害物品販売者及びサイトが差別化され、そのような販売者の運営するサイトへのインターネット利用者のアクセスも減少するものと思量する。

又、海外のサーバーにホスティングしているなりすましECサイトであっても、日本の消費者に向けたものである以上、特定商取引法の表示要件を遵守していないものは特定商取引法違反であるとし、可能な範囲での処分もしくは対処をすることはできないのか検討して頂きたい。

E) 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結の制度化

なりすましECサイトのうち商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイトでは、金銭の支払先として依然として銀行口座が多く使用されている。

詐欺については銀行口座を凍結する等の法律が整備されているものと理解しているが、商標法違反行為の被害については前記した法律が整備されていない。

現在、取り扱われた事件ごとに取り扱った警察署もしくは都道府県警察本部が関係する銀行に口座凍結を依頼する方法で措置して頂いているが、これでは事件化された事案のみしか対処できない。

事件化された件に限らず、権利者及び消費者からの被害通報に基づき、警察もしくはその他の機関から銀行に口座凍結の要請をできる制度についてご考察を頂きたい。

F) 中国政府に対しての摘発強化の働きかけ

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、発生源であるところの中国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすましECサイトがホスティングをするサーバーの位置が国を跨いで転々としている事実を鑑みるに、中国での摘発を強化してもらうための働きかけはせざるを得ないものと思量する。

なりすましECサイトが日本語で記載されている事から、中国では被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提で、なりすましECサイト対策としては日本の取締当局との連携を模索すべきだと思量する。

又、国際郵便貨物（EMS）が中国から発送される商標権侵害物品に利用されるが、そのほとんどは、発送者の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国に対して上記の事実を通知したうえで、国際郵便貨物（EMS）引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

又、中国のACTA加盟への働きかけを政府におかれては積極的に進めて頂いていると理解しているが、現在の商標権侵害物品の主たる流出元が中国である事を考慮頂き、より積極的に上記働きかけを進めていくようお願いしたい。

G) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制

模倣品であると承知しないで購入した消費者が増加しているのも否定はできないが、商標権侵害物品を販売していると消費者にわかるような記載をするサイトも存在している事から、模倣品を販売していると承知の上で購入している消費者・業者も依然として多数いる事も否定できない。

商標権侵害物品販売サイトは、商標権侵害物品を国際郵便貨物（EMS）で少数ずつ小分けにして送付してくる。これは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事を悪用したものである。

そもそも、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事が消費者を騙すなりすましECサイトを発生させた元凶であると考えられる。

諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用が一定の範囲で許容されている事は理解しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではない。例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code)タイトル19 セクション1526 及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations)タイトル19 セクション148.55 によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限り商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

- ・ 米国に到着する個人が携行している物品である事
- ・ 当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していない事
- ・ 1種類につき1点までである事
- ・ 同人の到着前30日以内に同人が本例外の適用を受けていない事

つまり、米国においては、郵便（旅行者の別送品やエア・クーリエ等民間によるものも含む）やカーゴによる輸入貨物については、一切個人使用目的での輸入は適用されないのである。このような、携行品以外の商標権侵害物品の輸入は一切認めないという米国法制は極めて注目に値するところであり、日本の商標法制との違いを踏まえつつ個人輸入の規制については是非検討をお願いしたいと考える。

又、日本に於いては、真正品ではないもの（商標権侵害物品であるが個人使用目的であるとの事で輸入が許可された物品に対して「商標権侵害物品」と呼称するのは適当ではないため「真正品ではないもの」と記載した。以下、「非真正品」と記載する）が個人使用と認められ輸入が許可された際に、税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を輸入者に提出させるようにしていたと聞いているが（現在もそうしているのかは不明）、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得る事を輸入者に周知して頂きたいと考える。ちなみに、上記米国法においては、個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から1年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定がおかれている（連邦規則集タイトル19 セクション148.55）。名寄せ等の問題から実際に没収が可能か否かは別として、このような規定は輸入者に対する有効な抑止効果を有するものと思慮する。又、たとえ譲渡する目的がなくても、反復継続する意思をもって輸入を行えば、業としての輸入に該当し得るので、輸入者に対しては、通関した非真正品を譲渡しないだけでなく、今後そのような物品を輸入しない事も併せて誓約するようご指導頂きたい。

更に、抜本的な方策として、輸入については業としての輸入と推定する規定を商標法におく等の手当てを検討して頂ければ、安易な商標権侵害物品の輸入に対する抑止効果が期待できると共に認定手続への対応における税関・権利者の負担が軽減されると思慮するので、是非、ご検討を頂きたい。

尚、かかる規制は個人の取引の自由を制約するものであるとの批判もあろうが、結果的には消費者がなりすましECサイトを通じて商標権侵害物品をつかまされる事等が減り、消費者の利益に資するものと確信している。

H) 商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動

前記したように、現在、ほとんどの商標権侵害物品は、民間のエア・クーリエ便に比してインボイス等の記載が簡易である事から商標権侵害物品販売業者に悪用されるとの背景からか、国際郵便貨物（EMS）で送付されてくる。そこで、インターネットを通じてブランド品等を購入する消費者に対して、国際郵便貨物（EMS）で商品が送られてくる場合に商標権侵害物品である可能性は高く、税関では厳しく検査をしており、検査の結果で商標権侵害物品であれば差し止められる可能性が高い旨、消費者庁、国民生活センター、日本郵便、各インターネット通販サイト等のウェブサイトにおいて周知すれば安易な購入者に対する抑止が期待できると考えるのでこの件についてご検討頂きたい。

II) 国内取締について

A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が鑑定を行った後、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果を知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるといった事案が多発しかねないと懸念している。については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的摘発をして頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の研鑽について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、伴い同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の質に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断の内、称呼類似や部分類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断をされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を無視する事はあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

知的財産高等裁判所の判事ではない検察のご担当者となられる方にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法についての研修の機会等を設ける事についてご一考頂きたい。

III) 水際対策について

A) 認定手続について

以下6項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便貨物（EMS）を多用している事は税関発表の統計からも明らかである。かかる状況下、今後、海外の商標権侵害物品販売者が取り締まりの厳しい国際郵便貨物（EMS）から他の輸送手段を用いた輸入に切り替える可能性は否定できないと考える。その意味で、他の輸入手段について必要と考えられる監視の継続をお願いしたい。

b) 国際郵便貨物（EMS）においては、ほとんどの場合、発送者の住所氏名は、虚偽・記載不備だったり判読不能と記載されているが、権利者からすれば送り状から読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知に添付する等して頂けるとありがたい。

又、輸入者の住所についての記載も、私書箱センター等輸入者以外のものであったり、アパートの空室や架空の住所等虚偽のものであったりして、疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するにあたり、認定手続開始通知に記載された情報が役に立たない事が多い。送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるので、認定手続開始通知に記載して頂きたい。

関係情報として送り状の写真や電話番号の記載を行う事は、他の同様の行政手続において前例のない事、また個人情報保護の観点での考察が必要な事等からハードルの高いものであることは理解しているが、是非、ご検討を頂きたい。

c) 税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。又、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。

上記の情報の集積は、「個人使用目的」との理由で商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続をすることをお願いしたい。

d) 認定手続期間中の意見書提出において、無駄ともいえる手間が発生している。輸入者に素人が多いための、法律的に無意味なものや思いつきで纏めずに複数の意見書を五月雨式に提出してくる等の事がある。税関及び権利者においてこれに一々対応しているために煩雑な状況が発生するものと思われる。このような無駄を省く手続の進め方について検討して頂きたい。

例えば、単に「個人使用です」、「通関を希望します」としか書かれていない輸入者意見書が多く見受けられるが、権利者は、このような意見書について反論することから手続対応を開始しなければならなくなっている。むしろ、このような意見書しか提出されない場合、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定がなされてもよいのではないかと思料するが、それでは素人の輸入者にとって酷だといのであれば、まず輸入者に対し、これ以上意見が無いのであれば、認定手続開始通知書（輸入者用）の裏面の記載に従って具体的に主張していないので侵害認定する旨を連絡して頂き、第一段階目のやりとり、すなわち、主張自体が失当

e) NACCS を使用した汎用申請での意見書の提出ができるようになり、証拠・意見の提出の電子化について措置をお執り頂いたことに感謝しているところであるが、更に一步進めて、システムの稼働安定性の向上等のために今後行われるであろうシステム改変の際に、認定手続開始そのものを権利者に電子データで通知することについて検討して頂きたい。

f) 税関においては、既に I P M の活用に向けてお取り組みいただいているところであると理解しているが、認定手続の際に、必要に応じて I P M を参照することやその結果を考慮することをご検討頂きたい。商標権侵害物品は常に変化しており、当然、真贋を識別するためのポイントも必要に応じ変更せざるを得ない。そのような状況では、輸入差止申立で提出した識別ポイントは時間の経過と共に陳腐化することが避けられず、識別ポイントの改訂をいかに簡易化して頂いてもどうしても追いつかないことになる。又、職権による差止の場合で、全く識別に関わる情報が税関にない状況において、差止を行うか否かの判断に I P M は有効であろうと考えられる。

ご検討を頂きたい。

g) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するための機器（ハードウェア・ソフトウェア）を税関に提供することについて、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、原則として受け入れは難しいというのが税関の立場であると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかれているようである（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act（2015年）セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61）。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

B) 輸入差止申立について

輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の簡易化については度々お取り組み頂いているところではあるが、引き続きより一層の簡素化を進めて頂けるとありがたい。

又、輸入差止申立及び既に受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する手続の更なる簡素化をご検討頂きたい。例えば、輸入差止申立に類似する商標を追加しようとする、侵害疎明の資料からの提出を求められるが、申立に関わる商標と追加の商標の類似が自明な場合（なにをもって自明とするのか等線引きの難しい面もあることは理解している）、その必要はないように思われる。より一層、輸入差止申立がなされやすく且つ申請内容の更新が適時・的確になされやすくなるよう申請手続全般的での簡素化につき今一度ご考察を頂きたい。

更に、同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

C) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果を知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

D) 識別研修について

年々、税関での識別研修の実施を希望する権利者が増加している。他方、税関の予定されている研修時間は限られているため、研修を希望しても実施できない例が増えている。識別研修にお引き頂く時間の増加とより多数の権利者が効率の良く識別研修を実施できるような方策についてご考察を頂けるとありがたい。

IV) 立法

A) 特定商取引法

インターネット上のショッピングモールでの商標権侵害物品の販売が依然として多量である。上記の状況を鑑みるに、現行法及び現在の運用だけでは不十分であると思慮する。以下のようなインターネット取引を健全化させるための改正についてご考察頂きたい。

商標権侵害物品を販売している業者は、販売業者の表記が不完全・不正確である事がいまだに多い。特に米国系 B2C サイトに於いてはこの傾向は顕著だと理解している。従って、特定商取引法の遵守を徹底し、違反している業者はサイトもしくは販売店舗を閉鎖する等の然るべき罰則を課せられるような法体制を構築して頂きたい。

又、B2B サイトも出店者情報の開示を義務づけて頂きたい。

更に、国際郵便貨物（EMS）を利用した商標権侵害物品の販売が多い事から、特定商取引法でインターネット取引での物品送付方法の表示を罰則付きで義務づける規定を設ける事をご検討頂きたい。

更に、前記したことだが、海外のサーバーにホスティングしているなりすまし EC サイトであっても、日本の消費者に向けたものである以上、特定商取引法の表示要件を遵守していないものは特定商取引法違反であるとし、可能な範囲での処分もしくは対処をすることはできないのか検討して頂きたい。

B) 損害の回復について

前記したとおり、凍結された口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に配当を受けられる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害金を取得する道は開かれていない。仮に商標法・不正競争防止法に基づいて通常の民事手続により仮差押え・差押えしようとしても、侵害行為の特定や損害額の立証は事実上不可能と言ってよく配当を得る事はできない。権利者が凍結口座から何らかの配当を受けられる方途をご検討頂きたい。

同様に、プラットフォームが商品購入者から預かっている代金がある場合についても、侵害者に払い渡される前であれば差し押さえて損害賠償金を回収できるような仕組みを構築して頂きたい。

又、損害賠償請求の場合、実務上は侵害者の利益を基準に損害を算定している事が多いが、侵害者が正確な資料を提出しない等から過小な利益しか認定されない事も多い。ブランドイメージの毀損等も考慮して、より柔軟に損害が認定されるよう立法面等で検討して頂きたい。TPP においては、損害額がはっきりしなくても一定の賠償金を侵害者に支払わせる法定損害賠償の導入が議論されていたが、TPP が発効されるか否かに関わらずそのような制度の立法化を是非ご検討頂きたい。

更に、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、損害賠償が認められても回収できる見込みが低い。民事執行法 196 条以下の財産開示手続は実効性がなくほとんど利用されていないと考えられるので、損害賠償の実効性が上がる仕組みを構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

C) 国際郵便貨物（EMS）について

国際郵便貨物（EMS）は、郵便物に分類されている。しかし、その実態は貨物を送る民間のエア・クーリエ便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便貨物（EMS）が悪用されている事は周知の事実である。実際、海外の商標権侵害物品販売業者が出鱈目な発送人情報を記載して商標権侵害物品を国内消費者に直送する事により、自らは商標権侵害物品輸出者としての責任を免れ、消費者は輸入者

として税関の認定手続に対応しなければならなくなる上、海外の商標権侵害物品販売者は購入者からの問い合わせに応じないので代金の返金は受けられず、権利者は海外の商標権侵害物品販売者にアクションを取ることができず、消費者・権利者の双方が損害を蒙っている。EMSが違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

D) 商標法等

類似・混同のおそれに該当するか微妙ではあるが登録すると不適切な商標（例えばパロディ）は、商標法4条1項7号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、権利侵害の場面においては、類似・混同

のおそれが差止・損害賠償の要件となっているため、公序良俗に反する商標について権利者は救済を受けられないこととなりやすい。類似・混同のおそれがあるかが微妙ではあっても、他人の商標に依拠しておりフリーライドしていることが明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法もしくは不正競争防止法に設けて頂きたいと思慮する。

又、商標法における「業として」要件は外せないとしても、「商標」の定義に「業として」という要素を含めるのではなく、「業ではないこと」を商標権侵害の例外の一事由とするように改正して頂きたい。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用することが商標の使用にあたるとの判例と特許庁見解（平成17年2月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をすることをプラットフォーム及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法L713-2条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a)指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、…後略…」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の主旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。

E) 銀行の対応について

偽造品販売サイトの連絡先が分からない場合、銀行に対して、弁護士法第23条の2に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求めることがあるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。商標権侵害行為に対する権利行使でも銀行が弁護士法第23条の2の照会を尊重し個人情報を開示するように徹底して頂きたい。

V) 司法機関（裁判所）

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。また、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあつては商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他も推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知財高裁はじめ裁判所の商標法4条1項15号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてであるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる4条1項11号とは別に15号を規定した趣旨が没却されると思慮するので意見としてお聞き頂きたい。

VI) 入管

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるため、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

又、留学生が、日本で開いた銀行口座を商標権侵害物品販売業者に貸したり売ったりしている例がかなりある。用途が不明な者に対して、銀行口座を売ったり貸したりすると、違法行為を幫助したものであるとして自己の在留資格に影響する場合もある事を、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。例えば、水際取り締まりに関する税関のポスターを入国管理局にも掲示して頂くだけでも、一定の効果があると考えるのでご検討頂きたい。

VII) パロディについて

パロディと称すれば、商標権侵害物品でも販売できるとの風潮が発生していると認識している。もちろんパロディにも様々な種類があることは理解しているが、出所の誤認混同を生じさせ商標権を侵害する物品や著名な商品等表示にフリーライドする物品の販売は、違法である旨のことを周知するような施策を実施して頂けるとありがたい。

VIII) インターネットについて

C t o Cサイトで出品地を国内と偽り消費者を騙し海外から商標権侵害物品を送りつける例が多々見られる。中には出品地国内としながら国際郵便貨物（EMS）の利用と堂々と謳っている例もある。出品地を偽った場合は出品禁止にする等プラットフォームが対策を強化するようにして頂きたい。

更に、C t o Cサイトにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、プラットフォームが権利者の指摘を受けてIDを無効にする事があるが、商標権侵害物品の出品は、たいていの場合プラットフォームの利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

C t o Cサイトに対する弊法人からの違法出品物の削除依頼数は、平成26年で2万8千件余りから平成29年には100万件以上と急激な伸びを示している。削除依頼の急増の原因は、フリマアプリの台頭であり、削除依頼の97%以上がこれに向けられたものである。

既存のオークションを運営するプラットフォームは、それなりの模倣品対策を実施しているが、新興のフリマアプリ運営者のなかには模倣品対策に不案内であるものも存在している。これらのものに対して、権利者側からだけのアプローチでは限界があるので、是非、行政による指導等を行えないのかご考察を頂きたい。又、前記状況の悪化に鑑み、現在までC t o Cサイトが任意に実施している悪質な商標権侵害物品販売者のIDの削除並びに再登録を阻止するためのID削除を受けたものの情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものできないかご検討を頂きたい。

又、商標権に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わないISPがみうけられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

更に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるプロバイダは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため、ブランド名が使用されているだけで直ちにプロバイダが不正競争行為であると判断することは実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、プロバイダが自主的にチェックする事は行われていないようである。プロバイダにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当することを商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考える。

以上

法人・団体名

一般社団法人 日本知的財産協会

意見の対象

- (A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
 (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）

意見の内容

意見（要旨）

- ・ 第 4 次産業革命に係る各国政策動向の一元的・網羅的情報収集・整理と公表
- ・ 権利侵害でも差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする立法措置の検討
- ・ グローバル視点で実効性ある SEP 交渉ガイドライン策定
- ・ 競争領域の「データ囲込み」と協調領域の「データ利活用」のバランスある法整備と運用
- ・ 諸外国の商業データの域外持出規制の実態把握と対策検討
- ・ 著作権ライセンスの第三者対抗制度の導入

意見（全文）

◆第 4 次産業革命の推進にあたり、政府にお願いしたい基本的要望事項 -----

世界中で第 4 次産業革命が進行する中、各国における第 4 次産業革命対応の法規制整備・制度制定等の政策動向も目まぐるしく動いています。グローバルにビジネス展開する日本企業にとり、こうした世界の政策動向情報は極めて重要です。政府には、府省庁を超えて一元的・網羅的に、世界各国・地域における第 4 次産業革命対応の法規制整備・制度制定等の政策動向情報を随時 収集・整理し、公表頂くことを、要望します。

『(A) 知財推進計画 2018 策定』に関する意見 -----

「I. 第 4 次産業革命 (Society 5.0) の基盤となる知財システムの構築」「2. 知財システム基盤の整備」「①知財紛争処理システムの基盤整備」に対する意見

●差止請求権につき:権利侵害の場合であっても差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする立法による措置に関し、議論・検討を進めて頂きますようお願いいたします

差止請求権については、権利者と実施者の利益バランスを十分考慮することが必要です。例えば、標準規格必須特許 (SEP) の権利者が (F)RAND 宣言を行った場合には差止が馴染まないケースがある一方で、標準規格や標準規格必須特許の実装に際し必要な特許の実施料支払いについて実施者が不誠実または悪質である場合にまで差止を行えないとすると権利者との間の利益バランスを欠くケースも出てきます。こういったケースは SEP に限らず、今後、第 4 次産業革命の進行に伴い様々な局面で出てくることと予想されます。従って、差止の可否については、裁判所が個別の事案に応じて判断するのが適切と考えます。

現行法は、裁判所が権利侵害を認容すると差止請求も自動的に認容せざるを得ない建付けとなっており、例外は民法の権利濫用の法理または競争法が適用される場合に限られます。裁判所は権利濫用の法理の適用には格別 謙抑的であるため、裁判所が個別の事案に応じて差止の可否を判断できる権原として、権利侵害の場合であっても差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする、立法による後押し (措置) に関して、今一度、議論・検討を進めて頂きますようお願いいたします。

●標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定につき:グローバル視点で運用面の実効性を高める取り組みをお願いいたします

現在特許庁が進めているガイドライン策定に当たっては、標準必須特許を巡る海外裁判例の紹介に留めず、判例毎に異なる背景事情 (法体系の違い含め) や未確定事案も多いことを勘案し、ライセンス交渉に不慣れ

な企業に誤解や不利になる影響を与えないよう、検討をお願いします。グローバルな視点から運用面の実効性を高めるよう、各国特許庁や司法を交えた国際連携の取り組みもお願いします。

●判定制度を活用した標準必須性に係る判断につき：PAEに悪用されない運用をお願いします
特許庁による判定制度では、法的拘束力は無いにしても、仮想対象物品と特許権の技術的範囲の属否判断が公開されることもあり、PAEなどに悪用されないよう運用面の検討・配慮をお願いします。

●損害賠償につき：訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入には断固として反対します【再掲】

訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入は、PAEに悪用されかねないため、断固として反対します。現時点においては権利の価値を適切に評価できるシステムがないため、正当な損害額が認定されていない、という不満が産業界にはあります。権利の価値を適切に評価できるシステムがあれば、懲罰的賠償制度等の導入に依らずとも、損害賠償額は権利の価値を正当に反映するレベルまで自然と増額されるものと考えます。海外各国の動きやシステムも参考にした上で、金融機関がビジネス視点で権利の価値を適切に評価できるシステムを構築することが、大切であると考えます。

●裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化につき：当事者がメリット・デメリットを理解し納得・合意の上でADRを活用できるよう、適切な機会の紹介や提供をお願いします

複雑な紛争や中小企業の紛争において、ADRは、一般の裁判に比してコスト・時間・リソースをセーブできるメリットがある半面、当事者の意見が十分反映されないまま判断となるケースもあり、一概にADRが優れているというものではないと考えます。当事者がそうしたメリット・デメリット等を理解しながら納得と合意の上でADRが活用されるよう、引き続き適切な機会の紹介や提供をお願いします。

●国際仲裁の活性化につき：その重要性に鑑み、知的財産関連の国際仲裁の近時の実態を調査頂くとともに、我が国に世界をリードする国際仲裁機関を設置することを検討頂きますよう要望します

企業活動のクロスボーダー化の進展と世界的な保護主義の台頭が相まって、知的財産関連の国際仲裁・調停の活性化は重要性を増しています。特に、先進技術の知見・理解に優れ 同時に 保護主義等偏向のない中立性を担保した国際仲裁・調停が求められるところ、既存の国際仲裁機関における知的財産関連の仲裁・調停の近時の実態はあまり明らかになっておりません。これを調査頂くとともに、知的財産関連の国際仲裁・調停において世界の規範となる仲裁機関を我が国に設立することも重要な意義があると考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AIの利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」「①データ利活用促進のための知財制度等の構築」に対する意見

●公正な競争秩序の確保につき：競争領域の「データ囲い込み」と協調領域の「データ利活用」は、ビジネスモデルに依りどちらも競争優位の源泉となるものであり、バランスのとれた法整備・運用を要望します

産業構造審議会 不正競争防止小委員会が2018年1月に公表した「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」に、基本的に賛同します。第4次産業革命の実現にデータ利活用の促進は不可欠ですが、その前提になる企業のオープン&クローズ戦略では、競争領域の「データ囲い込み」と協調領域の「データ利活用」は、（同一企業に於いても）ビジネスモデルに依り、どちらも競争優位の源泉となるものです。今後なされる法改正では、こうした企業の多様なビジネスモデル創出の活力を削ぐことのないよう、データの保有・提供とデータの利活用的一方利益に偏ることなく、それぞれの立場が尊重され懸念が生じない制度整備・運用とするよう、要望します。また法運用を明確にするため、ガイドラインの早急な整備もお願いします。

●データ利活用に関連する競争確保につき：企業の多様なビジネスモデル創出の活力と可能性を減殺しないよう、競争法に基づく企業活動の制限は、必要最小限に且つ国際的に整合して頂くよう、要望します。

公正取引委員会が2017年6月に公表した「データと競争政策に関する検討会 報告書」に、基本的に賛同します。一方で企業は、新たな技術イノベーションからビジネスイノベーションを創出すべく活発な試行と

競争を繰り返しており、競争当局による企業活動への介入が過ぎると、却ってこうした競争を阻害することになります。企業の多様なビジネスモデル創出の活力と可能性を減殺することのないよう、競争法に基づく企業活動の制限は、必要最小限に且つ国際的にも整合して頂くよう、要望します。

●諸外国での商業データの域外持出し規制について：日本政府による実態把握と必要な対策を要望します

昨今、国・地域内で収集した商業データの域外への移転を制限する施策を打ち出す動きが、中国（インターネット安全法）、欧州（GDPR：一般データ保護規制）、米国（CFIUS：外資による企業買収規制）などいくつかの国・地域で見られます。個人情報保護や安全保障を大義名分とする措置とされますが、他方、国家による経済覇権狙いのデータ囲い込みとも取れる状況が生じる懸念もあります。我が国としては、かかる諸外国における域外へのデータ持出し規制の動きに対し、その実態を注視するとともに、我が国企業が不当に不利益を被らないよう適時に適切な措置を取れるよう、対応策の検討を要望します。

対応策の一として、我が国が主導して、多国間（例えばWTOの枠組み）または2国間で、適切にデータを移転しやすくするルール作りを推進して頂くことを、提案します。また、我が国においてデータ保護を目的とする規制を制定する場合には、先行する諸外国と我が国とで整合性のある制度を制定するよう、諸外国に積極的な働きかけを行って頂きますよう、提案します。

●データ利用に関する契約の支援につき：国による契約ガイドラインの提示は異業種間の円滑な協業に有益ですが、今後のビジネス環境変化への即応と、企業の契約の自由裁量を損ねない配慮を、お願いします

2017年5月に経済産業省とIoT推進コンソーシアムが公表した「データの利用権限に関する契約ガイドライン」、同年12月に経済産業省が開始した「データ契約ガイドライン検討会」等の取組みは、今後データ等の情報資産が多様化し、様々な業種間で情報資産を巡り円滑な協業を促進する上で、有益と考えます。今後の異業種間のデータ利活用形態の多様化やデータ取引の環境変化に即応して、漸次、より合理性のある内容に改訂していかれることをお願いします。また、国境を越えた事業者間での協議においても有効なツールとなるよう、各国関係部門との協議・調整にも取組まれることをお願いします。

他方、ガイドラインではカバーできない個別の諸事情もある中で、ガイドラインにより当事者の契約の自由裁量が縛られ、イノベーション創出に対する委縮効果に繋がらないよう、ご配慮頂きたいと考えます。

なお、データの重要性とその国際的流通性に鑑みれば、単に契約違反行為に対する法的措置だけでは実効性に限界があり、データを保護する適切な技術的手段の提供と選択を促進し、安心してデータを流通させられるビジネス基盤の確立を推進することが、今後のデータ取引契約における重要課題になると考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AIの利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」に於ける保護客体についての意見

●データ構造の特許審査に係る事例の周知につき：更なる事例の追加と国際的な調和をお願いします

「データ構造」の発明について審査ハンドブックに事例追加がなされ、明確化に向け前進したものの、発明該当性を満たすか否かの境となる事例が依然として不足しています。発明該当性の判断に資する更なる事例の追加をお願いします。

また、他国に対しても「データ構造」の発明の取扱いについて明確化するように働きかけ、グローバルな権利取得を支援する情報の提供や審査基準の調和をお願いします。

●AI生成物の知財制度上の在り方につき：AI技術の変化等を注視した具体的事例を踏まえた状況（海外での取扱状況、社会的コンセンサスの醸成状況を含む）の整理・共有・対応方法の例示を、お願いします

「AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握」、「AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方」、「AI生成物が問題となる可能性」など、AI技術の変化等を注視した、具体的事例を踏まえた状況の整理と共有、対応方法の例示など、引き続きお願いします。

AI 生成物の権利については、データの提供元・AI ベンダー・ユーザのそれぞれの立場から様々な AI 流通のパターンを想定し、保護が必要な対象を十分検討して制度設計して頂きますようお願いいたします。社会的コンセンサスの醸成状況や海外での取扱い状況を踏まえて権利を定めていくことが望ましいと考えます。

「I. 第4次産業革命 (Society 5.0) の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AI の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」「③第四次産業革命 (Society 5.0) の基盤となる著作権システムの構築」に対する意見

●著作権のライセンシーの第三者対抗制度につき：

- ①速やかな導入を要望します
- ②併せて、当然対抗制度の導入についても検討願います

① 著作権の利用許諾契約におけるライセンシーの地位は不安定であり、ライセンサーが著作権を第三者に譲渡した場合や、ライセンサーの破産により破産管財人に管理・処分権限が与えられた場合に、新たな著作権者等の方針によっては、ライセンシーがそれまで通りの地位を享受できなく場合もあります。

特に、ライセンシーがソフトウェア等の著作権を用いたビジネスを展開している際には、当該著作権が譲渡されることにより、ビジネスの中断等、不測かつ重大な損害が生じるリスクもあります。このようなリスクは、AI ベンチャー等、規模は小さくても革新的な技術やソフトウェアを有している企業との提携を躊躇させる一因ともなります。一方で、既存の著作権法には一般的な利用許諾契約の公示制度等や許諾を受けた者の地位を保護するための制度が存在せず、ビジネスの場面で同様に用いられる特許権等と比較するとライセンシーのリスクはより大きなものとなっています。

そこで、著作権の利用許諾を受けているライセンシーが、当該著作権の譲渡等がなされた後も自己の利用許諾契約上の地位を第三者に対抗できる制度を、速やかに導入して頂きたいと存じます。

② また、著作権の利用許諾契約の中には、秘匿性が高いものや、対象となる著作権を逐一特定し登録を備えることが現実的でないものも多いため、制度設計に際しては、登録を不要とする当然対抗制度の導入を有力な選択肢として検討をお願いします。

●イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討につき：

「著作物の表現を享受しない行為」や「著作物の表示などが軽微である利用行為」に適用できる柔軟な権利制限規定に関する著作権法の改正や、今次改正で継続検討とされた利用ニーズへの対応を望みます

「著作物の表現を享受しない行為」や「著作物の表示などが軽微である利用行為」などに適用できる、柔軟性を有する権利制限規定を含む著作権改正法案が、第 196 回国会へ上程されることが期待されます。同改正法の成立・施行後であっても、法の運用状況に鑑みて、創作活動に対するインセンティブや権利保護と利用のバランスに配慮しつつ、健全なイノベーション創出環境を構築し、社会全体で利益を享受できるようにするためのより良い制度を整備する観点から、今次改正において継続検討とされた利用ニーズへの対応や、また更なる社会状況の変化に照らし、事後規制型（一般条項等）の法整備も含め、引き続き検討をお願いします。

●持続的なコンテンツ再生産に繋げるための環境整備につき：コンテンツの利用契約による当事者間の直接取引と、技術による正当なコンテンツ管理により解決を図る、新たな仕組みを奨励する検討をお願いします

音楽等のコンテンツの視聴環境の変化に照らすと、現行の私的録音録画補償金制度が対象とする私的複製は、今後縮小することが予想されます。従って、指定団体を介した私的録音録画補償金制度の維持・拡大を図るのではなく、今後はコンテンツの利用契約による当事者間の直接取引と、技術による正当なコンテンツ管理により解決を見出していくことが望ましいと考えられ、新たな仕組みを奨励する方向の検討をお願いします。

●教育の情報化の推進につき：遠隔教育の ICT 活用に向けた法改正に際し、補償金支払の予算措置等運用面の検討も併せてお願いします

ICT 活用教育における著作物の円滑な利活用にむけて文化審議会著作権分科会にて検討されたところ、合同

授業型を除く遠隔授業の場合に現行で許諾が必要な行為について、今後は許諾不要で補償金支払いによる利用を認めるとの整理がなされました。これに従い法改正がなされるのであれば、教育現場での法遵守を徹底するための施策とともに、遠隔教育・ICT活用を阻害することのないよう、補償金支払いのための予算措置等も含めた運用面についても併せて検討をお願いします。

●円滑なライセンス体制の整備・構築につき：著作権法第47条の7但書で権利制限対象から除外されている情報分析用データベースを、簡易・安価に利用できる契約スキーム構築を支援する施策を要望します

Society 5.0においては、製造業の革新や生産性の向上など経済的発展を主眼とする欧米型の取組みに加え、少子高齢化や地方の過疎化、環境・エネルギー、防災対策など多岐にわたる社会的問題の解決も志向しています。集積されるデータやコンテンツは質・量ともに膨大になりますが、社会的・共益的な価値実現の見地からすると、個々の著作権に対する対応・処理がボトルネックとなり得ます。従い、データやデータを収録するデータベースの利用促進を進める必要があります。

著作権法第47条の7但書で権利制限の対象から除外されている情報分析用データベースについて、簡易かつ安価に利用できるライセンススキーム・ルールの構築を支援する施策を検討されるよう要望します。

また欧州においては、2017年にDSM (Digital Single Market 戦略) の指令案が検討されており、欧州議会法務委員会の修正提案では契約の調整や紛争解決の仕組みについて言及しています。我が国においても、国内の利害関係調整に終始せず、グローバルな視点で協調と競争を志向する法制・制度設計を要望します。

「I. 第4次産業革命 (Society 5.0) の基盤となる知財システムの構築」に係るその他の意見

●ブロックチェーン技術の知財実務への適用につき：産官学で検討を進めることを提案します

ブロックチェーン技術は、データ改竄を不可能とするがゆえに、様々な知財に関わる情報登録・先使用権立証・ライセンス管理・不正使用取締など、幅広い知財関連分野での利用の可能性が指摘されています。知財実務へのブロックチェーン技術の適用について、産官学で検討を進めることを提案します。

「2. 知財システム基盤の整備」「国際連携の推進」についての意見

●TPP12が目指す高いレベルの通商関連協定の実現につき：日本がイニシアチブを発揮して、米国のTPP復帰を含め、推進して頂きたい

米国のTPP離脱大統領令や、英国のEU離脱国民投票など、主要国で保護主義の台頭が見られます。我が国にとり自由貿易は産業競争力の必要条件です。米国離脱に拘わらず、TPP11交渉を主導的に進め合意に到ったことは高く評価に値するものと考えます。今後も、知的財産分野に代表されるTPPが目指す高いレベルの通商ルールを、後退させることなく、米国のTPP復帰を含め、イニシアチブを発揮して推進して頂きたいと考えます。

●知的財産システム向上に向けた国際連携の強化につき：五大特許庁、B+会合参加国と、効率的に安定した権利を確保できる知財システムの構築に向け、継続して取組んで頂きたい【継続】

五大特許庁 (IP5: 日本、米国、欧州、中国、韓国) による連携活動の柱の一であるグローバル・ドシエは、ワンポータル・ドシエに代表されるように利便性が向上しています。当協会は今後も特許庁との緊密な議論に貢献して参りますので、優先順位を加味しながら着実に利便性が向上することを希望します。

記載要件や単一性等の手続調和は、事例研究やパイロット・プログラムの蓄積が進捗したと認識しており、運用基準やガイドライン等への落とし込みの実現を進めて頂きたい。

衝突出願やグレース・ピリオド等の実体的制度の調和は、3極 (日本・米国・欧州) のユーザ間での議論が進捗しています。当協会は、ユーザの業務実態を踏まえ特許庁との議論に貢献して参りますので、B+会合参加国における具体的な調和の実現に向けた検討を進めて頂きたいと存じます。

IoT技術の進展に基づき産業構造や事業特性が変化する中、変化に適合した制度構築や制度運用について

も、IP5 や3 極の特許庁間で協調した検討が推進されることを希望します。

●新興国への我が国知財システムの普及と浸透につき：知的財産権制度、営業秘密保護制度、先使用权制度の普及・啓発支援を推進して頂きたい【継続】

新興国に対し、特許や商標等の諸制度の支援のみならず、営業秘密についても適切に保護されるための法整備や啓発活動について、新興国政府への働きかけ支援などを積極的に行っていく必要があります。営業秘密保護と並行して先使用权の議論が必要と考えます。この場合、海外の関係政府機関やユーザ団体などとの協調が必要です。先使用权を認める範囲や実施条件など議論を進めて頂きたいと考えます。

「2. 知財システム基盤の整備」「②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」「第4次産業革命時代に対応した特許審査体制の整備・強化」についての意見

●特許審査体制の整備・強化につき：

①知財審査関連業務の生産性向上に協力して頂きたい

②グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進して頂きたい【継続】

① 働き方改革として、より生産的事項に我が国の人的リソースを投入し更なる経済発展を目指すべく、諸外国のクレームの記載様式や料金体系の相違のために強いられている、単純なクレーム書き換え作業など、非生産的な作業から解放されるように、弁理士を含めた、我が国全体の知財審査関連業務の生産性向上に向けてご協力頂きたいと考えます。

② グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進頂きたい。一足飛びの実現は困難なので、サーチ手法、新規性の基礎に用いる文献、新規性判断、進歩性判断など、マイルストーン設定により、ユーザ意見も取り入れながら step by step アプローチで、実現を目指して頂きたい。日米協働調査の利用状況が振るわない現実もあり、ユーザへの利用メリットの発信、庁費用ディスカウントなどの追加的措置により利用促進するとともに、サーチを支援する翻訳システムの5庁連携開発等の可能性を検討し、本取り組みが有効に働くように推進をお願いします。【継続】

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「①企業・業界における標準化戦略の強化」に対する意見

●オープンデータ化につき：日本としてどのような形で推進すべきか産官学による検討を提案します

Linux Foundation の Community Data License Agreement (CDLA) のようなオープンデータ化のためのライセンス契約書が公表されていますが、日本として、オープンデータ化をどのような形で推進するのか、産官学で検討することを提案します。例えば、ライセンス条件をとっても、従来のような、無制限・無条件でのオープン化や、データにおける著作権の側面だけを手当したオープン化では、不十分である場合が多い。また、オープンデータ化を進めるためのインフラをどう構築していくのかの議論の検討も必要と考えます。

●基準認証小委員会「今後の基準認証の在り方」答申につき：答申に盛り込まれた「統合的な官民標準化戦略」、「情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築」の具体的施策を要望します

産業構造審議会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方」答申において、日本の標準化活動は活動領域・方法・制度設計を大きく変える時期に来ており、企業や産業界はグローバルな競争力強化にとって重要な市場優位性獲得ツールとしての標準化戦略をどう実施すべきか、という問題認識を提示しています。これは、これまでの標準化活動そのものに焦点を当てた戦略から脱却して、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みなどの、統合的な標準化戦略へ移行することの必要性を指摘しています。この指摘点は非常に重要であり、これを受けて政府が工業標準化法の改正準備に入っていることを心強く思います。2018年の計画には、是非、この答申に盛り込まれた「統合的な官民標準化戦略」、「情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築」に基づいた具体的施策の検討が盛り込まれますようお願いいたします。

●経営層の啓発・理解の促進につき：アクションアイテムの実施促進と進捗の公表をお願いします

2017年1月に標準化官民戦略会議が公表した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」では、これまで重点が置かれてきた標準化専門人材に加えて、事業・経営の一部として標準化戦略を描くべく、経営層を中心とした「ルール形成戦略マネジメント人材」や、企画経営部門、営業部門などのエンジニア以外の社内人材、金融機関や弁理士など企業の「標準化を支える人材」の育成・確保が重要としています。これを受け、知的財産推進計画2017の工程表44項目の「標準化人材の育成強化」には4つの施策が明記されています。このうち、専門人材育成のための「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」については継続実施されており、これまで同様の成果が期待できると思われま。一方で、特に必要性が強調されている経営層に対する普及活動については、本アクションプランの中でも「具体的な取組」として「政府が国際標準化に関するパラダイムシフト、具体的成功・失敗事例、欧・米・新興国の標準化活動動向を含むキラーコンテンツを作成し、工業会の経営層レベルの会合や個社訪問を通じて標準化活動の重要性を発信すること」とされています。経営層の啓発・理解の促進に関しては、ボトムアップでの成果が得られにくい傾向があり、産業界としても政府からの働きかけに特に期待し、お願いしたいところでもあります。については、同アクションアイテムの実施促進をお願いすると同時に、実施の進捗状況および結果について公表して頂きたく、お願いいたします。

●標準化活用支援パートナーシップ制度につき：継続的な活動を推進すると同時に、成功例の周知による更なる啓発をお願いします【継続】

平成27年11月に開始された標準化活用支援パートナーシップ制度は、「中堅・中小企業等が身近なパートナー機関に標準化についても相談ができ、従前からの支援措置と標準化活用に係る支援を一体的・相互補完的に受けることができる」との目的・効果を掲げています。これを受けて、各種セミナーを実施され、パートナー機関が順調に増加した結果、新市場創造型標準化制度の活用実績も上がっています。引き続き、継続的な活動を推進すると同時に、成功例の周知による更なる啓発をお願いいたします。

また、制度開始から2年が経過し、上記したような標準化をめぐる状況変化が激しいことから、この制度においても、より統合的な標準化戦略に沿った方向性を出していくのが望ましいと考えます。例えば、研究開発機関がパートナー機関である場合には、研究開発から標準化まで一貫した支援が受けられるということですが、一方で、パートナー機関として地域発明協会や弁理士会を利用した場合にも、知財と並行して標準化を進める支援が受けられることが好ましいです。特に、地域発明協会は、協会設立趣旨に地方創生・地域産業活性化があることから、本制度とのなじみもよいと思われま。岡山県発明協会がパートナー機関登録していますが、その他の地域発明協会でも、積極的にパートナー登録されますよう働きかけて頂きたい。また、日本弁理士会は、パートナー機関としての登録もされていますが、今後標榜業務として弁理士法に標準支援業務を明記するとの動きもあり、支部レベルでの活動を含めて積極的に業務として取り組まれますようお願いいたします。

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「②オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方」「営業秘密の保護強化」に対する意見

●立証責任の緩和（推定規定）につき：「分析方法」、「評価方法（予測方法を含む）」で推定する場合の要件を明確にして政令に規定して頂きたい

平成27年の不正競争防止法の改正で新たに規定された、推定規定（第5条の二）は生産方法についてのみ規定され、その他は政令で定めるとされています。2018年1月に公表された産業構造審議会 不正競争防止小委員会の「中間報告」では、「分析方法」、「評価方法（予測方法を含む）」について政令で規定すべきであるとしています。政令で規定するに当たっては、立法の趣旨である立証責任の緩和が図られているかを慎重に検証し、規定する場合には、本規定が乱用される懸念も踏まえて、その要件を明確したうえで規定して頂きたいと考えます。

同時に、不正競争防止法の侵害訴訟における証拠収集手続についても、証拠調べの必要性の判断が適切になされるよう規定を整備して頂きますようお願いいたします。

●水際措置の導入：【継続】

関税定率法等の一部を改正する法律により、営業秘密侵害品が、関税法上の「輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物」に追加されています。営業秘密侵害品については、経済産業大臣の認定を受けることになっていますが、その認定が適切になされるよう、引き続きご尽力頂きたい。

●周知・普及活動の継続実施：【継続】

営業秘密として企業のアイデア保護を啓発する活動を引き続きお願いします。IoT・AI・ビッグデータに関わるビジネスでは、啓発活動に加えて、事例や注意点の提供をお願いします。

●「秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発：【継続】

情報のデジタル化、ネット環境進展を踏まえ、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策を含めた記載の充実、およびその普及・啓発を、引き続き実施頂きたい。

特に、ICT技術の進展・普及で伸張しつつあるビジネス形態にも考慮して、「営業秘密官民フォーラム」等のインフラを活かし、幅広く官民が連携した対策が促進されるよう、取り組みを継続して頂きたい。

●営業秘密情報の保管システムの構築：【継続】

INPITが開始した「タイムスタンプ保管サービス」は、営業秘密情報の時間的特定に有効です。このサービスの有用性・有益性について、引き続き、啓発頂きたい、また、同サービスの利用状況についても開示をお願いします。

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「③知財マネジメント人材等の育成・確保」に対する意見

知財マネジメント人材等の育成・確保において、総合知財戦略構築支援が可能な人材育成やグローバルな知財人材育成という視点に、賛同します。そのうえで、このような知財人材を育成するにあたり、次の二つが重要と考えます。この点ご配慮の上、知財人材育成の企画・推進をお願いします。

①知財戦略を構築するにあたりグローバル展開を含めたビジネスの文脈を理解するスキル

このような「ビジネスを読み解くスキル」「ビジネス起点で発想する癖」を持つ知財人材を育成すべきと考えます。

②中小企業経営層向けのケース教材開発・ダウンロードサービスを、大企業の経営層・企画部門・事業部門にも展開すること

第4次産業革命時代において、中小企業と大企業の垣根は益々低くなり、あらゆるビジネスケースも近づいてくると考えられるからです。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」に対する意見

●農林水産分野における知財戦略の推進につき：農林水産系研究機関の職員の知財スキルを高めて頂きたい

農林水産分野における知財戦略の推進においては、農業関係者（農業者及び農業指導者等）に対する知財マネジメントの普及・啓発だけでなく、国・地域の農林系研究機関、水産系研究機関の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発が緊要であります。民間企業が国・地域の農林水産系研究機関と連携するニーズが高まる中、これら研究機関の職員レベルでの知的財産マネジメントの知識・能力不足が、民間企業との連携や今後のグローバル・ビジネスにおいて日本の産業発展の妨げとならないよう、迅速・積極的に、当該研究機関等の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発を推進頂きたいと考えます。

また、地方再生の重要施策でもあることから、各地方の自治体、公設試験研究機関、生産者、食品加工業、生鮮流通業等をドメインとした、知的財産マネジメントの普及・啓発、知的財産による事業強化と地域活性化の推進をお願いします。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進」に対する意見

●地方・中小企業の知財活用につき：大企業やアカデミアとの提携を促進する仕組み作りをお願いします

中小企業が今後成長していくためには、大企業、アカデミア、ベンチャーなどとの提携が鍵になると考えられますが、その提携（マッチング）を促進する仕組み作りを国に主導して頂きたい。これは大企業にとっても、自社にとり魅力ある中小企業を見いだすツールとなり、双方に有益です。

●産学・産産連携の推進につき：【継続】

①PDCA サイクルの進捗の公表をお願いします

②事業起点の事業プロデュースチームの設置と目利き人材の増員を期待します

③大企業からの技術移転の支援を期待します

④地域・中小企業とのマッチングに貢献した大企業への金銭的インセンティブの付与を検討願います

① 一昨年に策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性を担保するため、これ迄の活動の評価・課題抽出・改善のPDCA サイクルを確実に回し、公表して頂きたいと考えます。

② 地方・中小企業における産学・産産連携についても種々施策が進行中ですが、これら連携を更に進めていくには、技術・知財起点の事業創出ではなく、地方やニッチな顧客ニーズから事業化検討を行い、技術・知財を活用していく、事業起点の考えが重要と考えます。それらの施策として挙げられている地域中核企業、地域大学をつなぐ事業プロデュースチームの設置や、地域の中小企業のニーズを掘り起こし、全国の大学や、大企業とマッチングさせる人材（目利き人材）の更なる増員を期待します。

③ 地域、中小企業とのマッチングについては、大学等との連携も大事ですが、顧客ニーズにマッチングした技術という観点では、常に事業化を意識し研究開発を実施している大企業の方が多くの対象技術・知財を有しています。しかし大企業は、技術移転に際しリソースの持ち出しを伴う事が多いので、産産連携に躊躇しているのが実態です。そこで、各施策に挙げられている人材や事業化チーム等が、大企業支援（契約、技術サポート等）を更に進めて頂ける事を期待します。

④ 地域、中小企業とのビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業には、知財功労賞等の表彰制度だけでなく、金銭的なインセンティブ（税制優遇、報奨金等）の付与についても検討願います。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進」に対する意見

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

昨年提出した意見に付言すると、知財人材育成と直結する重要課題として、理系人材の育成があります。近年、我が国における理系の高等教育履修者数、海外への留学者数、論文発表数・被引用数、海外研究者との共同研究数等の指標において、国際的地位の低下が見られます。国を挙げてこの抜本的解決に取り組んで頂きますよう、お願いします。

「III. コンテンツ力の強化」「1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化」に対する意見

●模倣品・海賊版対策（インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策）：につき

①海外法執行機関との取締り連携、悪質リーチサイトに対する法整備の促進をお願いします

②表現行為への配慮をお願いします

③サイトブロッキングの現実的対応の検討をお願いします

近年の海賊版サイトの悪質化に鑑み、具体的な対策の実現が迫られている、と考えます。

① 海賊版サイトによる被害を無くすには、諸外国の法執行機関との間で、海賊版サイトの取締りに向けた連携をより一層強化して頂くことが最善の策です。それと平行して、権利者の利益を不当に害する悪質なり

一チサイトに対する法制面の整備について、検討のスピードを上げて頂きたいと存じます。

② 一方で、リンクがインターネットにおける極めて重要な機能であり、リンクの提供行為が表現行為の一部を構成する場合もあるため、検討に当たっては、「悪質なサイトを規制する」という目的を超えて表現行為に過度の萎縮が生じてしまうことのないよう、十分に配慮をお願いします。

③ またサイトブロッキングは、通信の秘密との関係で常に緊張関係を孕んでおり留意が必要ですが、他に方法が無い場合の手段として、権利者及び通信に関与する者の協調を通じて、現実的な対応を含め、具体的に検討されるべきタイミングに来ている、と考えます。

■ 特定分野の知的財産制度についての意見 -----

1. 意匠制度・運用の見直しと国際連携 【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

2. 商標制度・運用の見直し

①特許庁の商標の審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し

特許庁では、出願された商標が他人の先行する出願にかかる商標と類似するか否かを審査するにあたり、「類似商品・役務審査基準」に基づいて判断されています。

この「類似商品・役務審査基準」では所定の共通性を有する商品及び役務同士がグループ化され、各グループに「類似群コード」が付与されています。(※3)。審査ではこの類似群コードは同一の場合、商品又は役務は類似するものと推定されており、商品役務間の類似の判断において比較的画一的な運用がなされています。

しかしながら、商品や役務は時代と共に変容し、市場の規模や競合製品、類似製品の流通量といった取引実情は常に変動しています。そのため、各類似群コードに該当する商品や役務の市場における流通量のばらつきが大きくなり、ビジネスに実態に照らしたユーザ間の公平性が十分担保されておらず、いくつかの分野においては商標の選択肢が非常に制限される事態となっています。

なかでも、IoT、AI やビックデータに深く関連するソフトウェア(審査基準上「電子計算機用プログラム」)やコンピュータ(同じく「電子応用機械器具」)等の電気応用機械器具に対応する類似群コードは現状1つ(11C01)となっています。近年、インターネット上の商取引やプロモーション活動において、スマートフォン等モバイル端末用のアプリケーションをはじめとしてソフトウェアを利用する企業が大勢を占め、当該類似群コードは産業分野に関わらず権利化を検討する領域となっています。

同時に、コンシューマ向け、エンタープライズ向け等 利用・用途目的が異なる分野であっても、ソフトウェアの名称であれば一律に当該類似群コードが割り当てられています。

そのため、当該類似群コードに関わる商標登録出願においては、特に商標の選択の幅が限られる事態となっており、需要者・取引者間の出所の混同が生じ難いと思われず。商品・役務間であったとしても、審査において類似と判断され登録ができなくなりつつあります。

上記を踏まえ、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードは、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた弾力的な見直し(※4)が必要であると考えます。

※3 特許庁「日本における「類似群コード」について」

< https://www.jpo.go.jp/shiryoku/ki_jun/ki_jun2/ruijigun_cord_reidai.htm >

※4 特許分野においては、技術の複雑化、高度化に応じターマコードやFタームといった情報検索のためのコードが毎年のように改訂されています。

②企業ブランドの国際的保護強化へ向けた各国間連携

日本企業のグローバルな事業活動において各企業のブランドが国際市場で適切に保護されるよう、各国省庁間の折衝を通じ、各国の商標法・商標制度の適正化やハーモナイゼーションを推進する活動を積極的に進め、支援して頂きたい。

日本企業のグローバル化とインターネット等の情報伝達手段の発展により、日本企業のブランドは、海外でもよく知られています。「よく知られている」ブランドは、商標を扱う者にとっては著名であるため、第三者による剽窃的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられます。これら第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やして対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。

一方、多くの国・地域において、上記の第三者の行為への対応として当該商標が「著名である」ことを理由に、第三者による冒認出願や商標権侵害を排除できる制度が設けられています。例えば、権利を有していない商品・サービスに関する商標出願や第三者による不適切な商標の使用について、商標の著名性を理由に拒絶に導いたり、第三者による商標使用を中止させたりすることが、多くの国において可能です。

しかし、国・地域によっては、当該出願国または第三者による商標使用国の審査官・裁判官によって著名な商標であることが認められないこともあり得、その場合、日本企業としては、第三者に自らのブランドを権利化または意に反して使用されるといった事態が生じることになります。

そこで、例えば各国の官庁が著名と認めた商標をリスト化、公開することで、そのリストを審査・裁判で参照できれば審査官・裁判官の誤認を避ける手段の一つになり得るのではないかと思料します。ただ、このような国・地域を横断したプロジェクトを成功させるには、各国省庁間の折衝を通じた日本国官庁の後押しが必須です。

知的財産推進計画 2017 では、コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化の中で、模倣品・海賊版の海外における対策として「官民一体となった相手国政府への働きかけ」が掲げられているところ、商標分野においても、海外へ展開する日本企業の利益のため、各国への制度改正の働きかけはもとより横断的なプロジェクトへの働きかけに関し、日本国官庁から支援をお願いしたく存じます。

③アンブッシュ・マーケティング行為の抑止・排除体制の強化【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

④商標制度に関する悪意の商標出願への対抗環境整備【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

3. ヘルスケア産業にかかる「知的財産戦略ビジョン」・「知的財産推進計画 2018」策定に向けた意見

①医療行為の知財化

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

2025～30年には、益々少子高齢化が進み、医療費の財政圧迫が続いていることが予想されます。そのような状況下、より質の高い医療が、早く・安価に提供されることを求める社会的要請は年を追って高まり、かかる要請に応えるような画期的な製品・サービスを開発し提供することが、ヘルスケア産業にさらに強く求められてくることとなります。

医療分野において、従来はプレーヤーごとの役割が比較的明確であり棲み分けがなされていました。例えば、(ア)医師による診察・診断・カウンセリング、(イ)医療機器、(ウ)介護、(エ)セルフケア、(オ)細胞移植、手術、(カ)薬、といったセグメントに分類できます。しかし、こういったセグメント間の境界が、再生医療・遺伝子治療・デジタルヘルス等の先端技術の進歩により曖昧になり、それぞれが競争関係となる場合や、あるいは相乗関係になる場合など、その関係性も様々な形態となることが予想されます。

知財保護という観点からは、従来は、「薬」「医療機器」といったものが保護に馴染むとされ、他方、診断・手術といった医療行為等は馴染まないものとされてきました。しかしながら、上記のとおり「医療行為等」も患者に提供される医療（治療）という意味では、「薬」や「医療機器」と同じ土俵にある選択肢の一つとなり、相互の関係性も高まってくることが予想されます。ついては、かかる医療行為も含めた医療／治療に関する様々なサービス・製品について、近未来の技術的動向・社会情勢等も想定しながら、これまでの知財の枠組みを超えて保護が必要となる場合も生じ得ると思われまます。そこで、知財をドライバーとして質の高い医療が普及することにより、国民の健康が増進され、くわえて関連産業の発達にも資するといった観点から、高度な医療技術に貢献する企業に対する適切な知財保護システムを策定して頂きたいと存じます。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

次世代医療を見据えた医療特許のあり方について、医療機器・医薬・IT等の専門家を交えて議論を開始して頂きたい。例えば、医療機器・手術／介護ロボット他の技術カテゴリーや上記(ア)乃至(カ)の組み合わせの中から生まれる各医療行為全体を見直して、何をもって知財（特許）とするのが、患者（国民）、社会（医療経済も含む）、産業界その他のステークホルダーにとって最適となりうるか、を議論して頂きたい。

その際、医師の免責を認めた上で、医療行為を含む発明を特許化とした場合における効力範囲等に関する従来からの慎重論、あるいは、基盤技術については公共性を考慮し医師等の医療行為の例外化等も視野に入れ、知財システムにおけるインセンティブ付与によって、より優れた治療行為の開発が促進されるような仕組み、質の高い医療行為が広く利用されるような仕組みを構築して頂きたい。

②産官学・産学・産産 の協創

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

上記のようなヘルスケア産業の発展には、産官学・産学・産産（特に異業種間）の協創が不可欠です。そこで、イノベーションを創出するエコシステムの形成強化等、ビジネスによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図って頂きたい。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

産官学・産学・産産で、オープンクローズ戦略を積極的に取り入れる必要があります。標準化・パテントプール・コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられます。例えば、医療データや健康データ等のビッグデータについても共有できる部分については共有化・利活用を促進することにより、ヘルスケア産業各社の重複研究等を減らし、社会的コストを抑制することが予想されます。また、再生医療等の分野でも、製造や臨床試験の標準化等によって、研究開発期間の短縮や研究開発費用の削減が期待できるため、win-winの協創を実現できるようなルールや仕組みの構築を目標として頂きたい。

③情報（データ）の利活用の促進

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

先端技術の発達により、薬単体ではなく、薬と情報（データ）とを組み合わせることによって、その薬の付加価値を最大化することができると考えられます。例えば、「誰が、どこに、どのような症状で」という情報をもとに最適の治療が提供できることで薬の効果が最大化されたり、集積された情報をもとに研究開発や投与を行うことで薬の経済性の最大化（研究開発工数の削減・期間短縮、小規模開発、余計な投与の防止）を図ることができます。その結果、より価値ある薬を患者に届けることができます。このようなデータ（情報）と薬の組み合わせによるイノベーションを創出できるよう、情報提供者にインセンティブを与えつつ、情報所有者が独占・秘匿しておきたい場合にはその意思や利益を損なわないような形で、情報の共有化・利活用が進むような仕組みを構築して頂きたい。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

効率的な研究開発、効果的な薬の提供を行うためのデータ取得・利用が早く実現できるよう、官庁及びAMEDを中心に医療データ利活用の仕組みづくりやデータプラットフォームの整備を加速して頂きたい。医療データの利活用について、官民データ活用基本法、次世代医療基盤法などの制度が整いつつありますが、匿名化などにも留意しながら個人情報保護が足枷にならない仕組みづくりや運用化をお願いします。

④知財外交の強化

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

日本は知財先進国の一つとしてグローバルな知財社会の中で一定の地位・発言力を発揮してきていますが、中国を始めとする新興国が台頭し、あるいはグローバリゼーションについても多種多様な価値観が生まれてきている中で、いかにして日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度をリードしていくかについて、中長期的視点からの戦略を策定して頂きたい。グローバルでどれだけ市場を獲得していけるかが日本産業の発展には必要不可欠であり、いかに外国の知財制度、知財行政、司法判断に影響力を与えるかということの重要性が、今後さらに高まると考えられるためです。

日本企業の進出が遅れているような新興国においては、法整備のサポートなどを通して各国におけるイノベーションを支援することにより、日本企業の進出やプレゼンスの獲得の後押しができるよう、中長期的な戦略とプランを立てて頂きたい。

特に、データ利活用が急激に促進される将来を見据えると、国際社会全体としてデータの利活用から最大限の価値が創出できるようにするためにも、国際ルール制定が重要になると考えられます。データの取得・利活用のグローバル競争も一層加速化すると思われるところ、日本も官民をあげて積極的に国際ルールの制定に参加していくことが必要であると考えます。医療データが広く利用されて創薬や人々の治療に資する仕組み作りは、すべての人に健康と福祉を届けること（国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つ）に資すると思われま

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

まずは、さらに積極的な各国知財制度への働きかけを強化して頂きたい。例えば、特許庁から駐在員の数を増やすなどして、国際機関や新興国におけるサポートなどをさらに推進し、日本国の影響力を高めて頂きたい。TPP11 協定などにおいて凍結された知財条項の復活など、多国間・二国間における経済協定を通して、各国における知財条項制定に働きかけることも重要です。

日本が官民あげて標準化などの国際ルールの制定に積極的に参加できるような土台とネットワークを構築し、グローバルで適切なルール作りをリードして頂きたい。例えば、再生医療等技術においても、日本が先導して制度や国際標準を作ることが期待されます。加えて、そのような活動ができる人材の育成・体制作りをお願いします。

特にデータ利活用が促進される将来を見据えると、データの利活用についても国際的なルール作りを日本主導で行って頂きたい。一部の米国企業のデータ独占などが懸念されているところ、日本こそ積極的にデータ利活用のルール作りをリードしていくべきです。今後のグローバルなデータ取得・利用競争の中において日本企業が活躍できるためにも、日本主導で国際的なフォーラムを立ち上げるなどして積極的なルール作りをお願いします。

4. 生物多様性条約に関する体制整備

2017年8月20日から日本は名古屋議定書の締約国となり、日本企業の日本におけるビジネスに大きな悪影響を与えない国内措置も施行されました。一方、生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外でのビジネス及び知財保護に問題が生じている、あるいは、生じる可能性が高い状況に、変わりはありません。日本政府においては、日本の名古屋議定書の締約をゴールではなくスタートとして捉え、今後も各国における生物資源（遺伝資源）の利用と保護が適切に調和されるよう、積極的に関与して頂きたい。

特に、生物多様性条約の保護対象範囲及び同条約のものと各国ルールの不明瞭さは、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発への投資に大きな影響を与えかねません。同研究開発及びそれに伴う知財保護の観点からも、生物多様性条約の保護範囲や特許明細書への出所開示要件に関しては慎重に検討を重ねるとともに、各国において明確かつ安定した法制度が整備されますよう、日本政府には国際会議等において積極的に締約国としての権限と責任を果たして頂きたい。

また、関係各省庁のご尽力のおかげで生物多様性に関する知財制度の情報収集は進められつつありますが、国毎に制度の有無が異なり、さらに多様な法制度が存在しており、日本企業にとっては依然として分かり難い状況ですので、引き続きこれらの収集情報の整備をお願いします。

『(B) 知財戦略ビジョン策定』に関する意見 -----

知的財産戦略ビジョンを策定するにあたり、最も大切な考え方として、将来の社会はどうあるべきかを明確にした国家としてのビジョンが先ずはあり、それを実現するために知的財産戦略はどうあるべきかを検討してゆくことである。企業において経営戦略なくして知財戦略がないように、国家においても同じことであるとする。単に環境変化から社会像を予測して、それに適合した知財戦略を考えてゆく摺合せの考え方ではなく、あるべき／築き上げたい社会像を実現するために、意思を持って戦略を立て課題を洗い出し未来を切り拓いてゆくことが必要である。真の新しい社会は予想するものではなく自ら創り上げるものである。

従って、知財戦略はあくまでも国家の戦略を達成するための一手段であり、意思を持って創り上げる国家ビジョンを先ずは明確にして議論を進めてゆくべきであり、その上で、国家ビジョンを達成するための知財戦略を検討していただきたい。また、一旦つくり上げた後に、その知財戦略を実行し具体策を検討していく段階であっても、国家ビジョンが置き去りになり単なる知財業界の議論に終始することがないように、将来にわたって常に国家ビジョンに基づいた知財戦略であることが明確となり続ける知的財産戦略ビジョンを策定していただきたい。

そして国家ビジョンを達成する知財戦略を検討していくにあたって、これまでの延長線上で検討するのではなく、既存の制度・運用・プラットフォームの破壊も含め、何が必要で何を変えるべきなのかを既存概念にとらわれることなくドラスティックに議論していただきたい。特に急速に進化し続けるIoT、ビッグデータ、人工知能等の技術を中心に未来を創造していく社会像は、これまでの考え方・制度・規制の範疇では立ちゆかなく、全く違う概念を導入することが必要になると思われる。

更には、経済連携の推進、オープン・イノベーションの広がり、デジタルネットワークの発達に国・リージョンという概念を打ち破り、ボーダレスな環境へ急速に変化させていくことは明らかである。よって、国家ビジョンを達成する知財戦略を検討するにあたり、日本で閉じた議論をするのではなく、世界を牽引すべくグローバルな社会像と、それを実現する知財戦略をオープンに且つ大胆に議論し、日本から世界に発信していただきたい。

最後に、その知的財産戦略ビジョンを実現させるためには、新しい知財を創造し先導できる人材が必須であり、併せて、そのような人材を育て上げるビジョンも検討していただきたい。

以上

法人・団体名
瀧野国際特許事務所
意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの (2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見)
意見の内容
意見
背景：日本の企業のほとんどを占める中小企業の活性化は日本経済の活性化にとって緊急な課題である。 また、日本のモノづくりの水準も中国などの追い上げによって相対的に低下している。 従って日本の中小企業の活性化を図るには競争力の有る付加価値の高い製品やサービスを提供することが要となる。

そしてその付加価値を付ける要素の模倣を防ぐためには知財権による保護が必要になる。

また知財権の基になる発明はその生成過程で関係者を巻きこんで企業の強みの発見につながるなどの副産物が多い。

そこで、発明を知財権にする過程で関係する、弁理士会、弁理士、特許庁の協力の下で日本の中小企業を元気にするプロジェクトの提案を行う。

プロジェクトについて

- ・名称：三方一両損の仕組みによる中小企業のサポート
- ・参加体：弁理士会、弁理士、特許庁
- ・対象：日本の中小企業
- ・内容：発明創出と出願をサポートする

具体的には、三者の参加体による応募企業の募集を行い、応募要件を満足する企業に対して、発明創出、発明出願、審査請求までをサポートする。

- ・費用：出願書類作成費用、審査請求費用と下記内容で負担する。

弁理士会：応募企業に対して 15 万円/件を支援する。

弁理士：通常 30 万円/件の出願費用を 15 万円/で受任する。

特許庁：通常 14 万円/件の審査請求料を 0 円にする。

関連する三者がそれぞれ約 15 万円を負担することで中小企業の発明の出願が可能になる。

- ・効果：

<中小企業>

発明の創出過程で自社の強みの確認を行い企業目的や企業目標の明確化が図られ社員のモラルの向上が図れる。

また、発明の権利化により交渉力が強まり経営指標の改善につながる。

<弁理士会>

社会における弁理士会の役割認識が深まる。

<弁理士>

ボランティア的に参加することで自分たちの仕事の社会的役割の再確認を行える。

<特許庁>

出願件数の増大により知財サイクルの活性化が図れる。

<日本>

付加価値の高い製品、サービスを世界に提供することで日本の存在感を増加させることができる。

法人・団体名
吉本興業株式会社
意見の対象
意見の内容
意見
<p>弊社は、タレント／アーティスト／スポーツ選手／知識人マネジメント、劇場運営、ライブイベント、メディア各社／制作会社様と協力した企画・構成・制作、コンテンツのパッケージ商品化及び販売、ネット配信（コンテンツ供給）、デジタルコンテンツ開発などの業務を中心に、地域活性活動や国内外でのコンテンツ展開等エンタテインメント全般と、エンタテインメント産業の人材育成等にまたがる様々な活動を行っている企業です。</p> <p>エンタテインメント産業に関わる企業の観点から、我が国政府が現在、強力に推進する知的財産の活用、クール・ジャパン政策、インバウンド増大のための国内事業者支援および人材育成支援等について、以下、2点の提言、要望を述べさせていただきます。</p> <p>1. クール・ジャパン政策の推進に関して 「海外各国現地における、政府等公的機関の負担の元で民間が受託し自由に利活用できる「拠点となる施設」の構築・整備」</p> <p>2. インバウンド増大政策 および我が国コンテンツ産業、エンタテインメント産業の人材育成に係る、国内支援に関して</p>

「国内における、コンテンツ拠点、人材育成への公的支援の拡大」

1. 「海外各国現地における、政府等公的機関の負担の元で民間が受託し自由に利活用できる「拠点となる施設」の構築・整備」

今日、我が国は政府の主要な政策の一つとして、クール・ジャパン政策を推進し、国内コンテンツの一層の海外展開や、コンテンツ産業を懸け橋とした国内の多業種製品・サービスの同時展開／連携展開などが、政府の支援策も活用されつつ、民間あるいは官民連携のもとで精力的に実施されつつある。

弊社を含むエンタテインメント産業、コンテンツ産業に従事する民間事業者にとっては非常に心強く、大きな機会と捉えているところである。

弊社も関連会社 MCIP ホールディングス（以下、MCIP）の事業を主軸とした海外事業展開を行っており、これまで以上に海外各国、特に中華人民共和国（および台湾地域）・大韓民国・東南アジア ASEAN 各国への積極的な取組みを推進している。

MCIP は、弊社を含む民間複数社で構成し、クール・ジャパン推進機構からの出資も受けて運営されており、一定の成果を上げつつある。

MCIP は、弊社の提携先であるイオン・グループ様との協働で、ASEAN 諸国内に展開される現地イオンモールでのイベント開催、販売物やサービスに関連した国内企業様とのプロモーション事業などでも実績がある。

一方、MCIP は、各国内に独自の劇場／イベント施設を確保し、常設的に運営する事業も進めている。

そのため今後事業の一環として、政府が推進するクール・ジャパン政策に則して、映像・映画・アニメーション・ゲーム・CG 作品・アート作品・音楽・舞台上演物など一層のジャパン・コンテンツの現地展開や、異業種産業とコラボレーションした日本の伝統工芸・伝統文化・食文化・各種先端産業サービスや製品の紹介なども実現していけるものと考えている。

しかし、自前の劇場／イベント施設は、その維持・管理における負担が大きく、民間企業にとっては将来に向けて累積的に、大きなハンデとなってしまう可能性がある。

一方で常設的で一定規模以上の劇場／イベント施設は、一民間企業の事業や個別の興行のためのみならず、クール・ジャパン・コンテンツ全般の発信拠点、日本文化の紹介、現代日本大衆文化のリアルタイムの情報発信基地、日本の製品・サービス・コンテンツのショー・ケースとして機能し得る。加えて同時に、現地文化との交流の場となり、交流を通して更に新たなコンテンツ創造の機会を作ることが可能となる。

これに鑑み、政府施策として国営式の常設施設を、クール・ジャパン発信のターゲットとする各国現地に、設立することを提言する。その際、次の2点を考慮されたい。

(1) 拠点機能を持たせ得る施設を、国の所有とし、その取得、維持、管理にかかる経費を国家の予算から充当すること。

(2) 当該施設の実際の運営、企画などに関しては、指定事業者を選定し、一括して委託する方式をとること。

上記2点を特に求める理由は、以下のとおりである。

(1) 経費としての施設費・維持費・設備費用等の負担と施設の管理

(1) - ①

諸外国は経済発展と共に物価や経済規模等が成長しているが、我が国や中国・韓国などに比べて、特に ASEAN 諸国は成長の途上にあり、物価等や国民の平均的収入、可処分所得額には、いまだ無視できない我が国との格差が存在する。

そのため、日本のコンテンツなどを当該国で公開し、商業的な利益を得て、その売上から、コンテンツに関わる制作・宣伝等諸経費や、上演などの際のタレント・アーティストの出演費、スタッフ人件費などに加えて、施設の諸経費などを計上することは大きな負担となる。

日本国内に比べて格段に安い価格設定でのサービス提供や販売を行う必要があり、相対的に収入額は低く抑えられる傾向があるためでもある。

諸経費のうち、施設関連の経費を国家負担とすることによって、海外展開を検討しつつも経費に悩む国内事業者や、アーティスト、クリエイターに、発表や試験的コンテンツ事業展開を行う場を国策として提供することで、民間の活動の場を大きく広げられる。

(1) - ②

諸外国に常設的な施設を置く場合、その維持の過程で、現地の規制法を遵法し必要な手続を熟知して行うことや、維持管理の設備工事（ビルメンテナンス等）を現地の事業者が発注することは、現実的には避けて通れない。

しかしこれら諸外国の規制法、現地事業者の商慣習など、コンテンツ産業に関わる国内事業者にとっては、不慣れで、情報量に乏しい中で作業を継続的に行うこととなり、精神的・物理的負担が無視できない。

そこで、諸外国との交流の中で豊富な情報と経験の蓄積を持ち、また、経済産業活動のみならず、当該国との相互理解のための外交、法律分野での差異や留意点についての十分な知識と民間事業者への指導適格性を有する、我が国の行政府とそのスタッフが、この分野のサポートを担い、民間のスムーズな活動を支援する体制を取ることは、官民連携の視点から見ても有益かつ効率的である。

（２）施設の実際の運営、企画などに関する、民間への一括委託。

物理的な施設としての維持などは、上記のように国の負担とするが、その運営、「どの時期にどのような態様で何を上演／紹介／展示などするか」といった企画やコンテンツの選定、その他利用方法全般については、一括して民間に委託することで、コンテンツ産業に関わる民間活動の活性化が図れる。

民間による運営は、決定や実施に際してのスピード感を発揮でき、また、「実際に日本や諸外国で、何が流行し、どのようなジャパン・コンテンツが求められているか？」というニーズに敏感に対応できるメリットがある。

加えて、民間の運営者による柔軟な対応を実現することで、前衛的／先進的なコンテンツの取り扱いや、試験的／市場反応の調査的なコンテンツを実際に市場と消費者層に提示できるなどの拡大の効果も期待できる。

更に、運営等の民間委託を行うことで、当該施設を使用する個々の上演／紹介／展示などについて、収益性を高めるための民間企業の工夫や努力を具体化したり、関連する民間企業同士の横の繋がりを広げやすくすることも期待できる。

この方式は、国内における国／自治体の所有する施設等の指定管理事業方式に類似するものであり、民間のノウハウと人材を活用できる。

運営主体が日本の民間業者であり、スタッフがその場に居ることによって、このような施設の設置された当該国においては、施設で取り扱ったコンテンツや作品を中心に、当該国内の民間事業者との、ジャパン・コンテンツ、日本製品、サービスなどに関するビジネス交渉や交流が活発化することも想定できる。

また上記のような施設や、海外市場での、日本の各種コンテンツの、一層の発信／活用のためには、コンテンツの国内での権利処理の迅速化と、一定ルール元での権利物使用の拡大を可能としていく方策も重要だと認識している。

現在、我が国のTV番組等のコンテンツの海外展開については、政府施策でも、また民間努力においても、関係各所の協力のもとに海外番販等が着々と進められている。官民一体となった海外市場の拡大、よりスムーズで迅速なコンテンツの発信は、弊社としても歓迎すべきことと受け止めている。

しかし一方で、TV放送番組コンテンツの海外への販売などでも、当該番組を構成する音楽、脚本、その他の諸権利のうちのいくつかの権利で許諾を得られても別のいくつかの許諾を得られない、という場合には、番組そのものを使用できなかつたり、その要素を差し替えて作り直さなければならない、などのケースも、往々にして見受けられる。

関係者の広範な見解も取りまとめつつ、制作された日本のコンテンツの、更なる活用の道が開かれることを希望している。

弊社に所属するタレント各位の諸権利及び弊社の所有する権利については、弊社も加盟する一般社団法人日本音楽事業者協会等の各種団体の方針に沿って連携し、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構

(aRma)へ提出される放送局その他の申請者からの申請に対して、協力している。

弊社も引き続き、コンテンツ産業・エンタテインメント産業の伸長に尽力していきたいと考えているので、政府当局、また関係各位におかれては、当該業界や、タレント等実演家に対する保護とご理解を含め、継続的な支援と、一層のご助力を願うものである。

2. 「国内における、コンテンツ拠点、人材育成への公的支援の拡大」

現在、我が国政府が強力に推し進めているインバウンド施策が、ここ数年で実効的な成果を上げつつあることは広く周知されている。訪日外国人客の数の増大を基礎として、更に国内での消費活動の活発化と経済効果の拡充のために今後行われるであろう様々な政策には、弊社も国内エンタテインメント事業者として大きな期待を抱いており、政府と関係各位の更なる取組みがなされることを祈念している。

また、日本の知的財産分野、コンテンツ産業、エンタテインメント産業の将来に向けた維持発展のために、政府ならびに教育界および法曹界等関係各位が、挙げて新たな制度拡充や、教育現場と若年層に対する様々な支援策と、教育機会の増大、実践的内容の充実を図り、人材育成の分野で積極的に取り組んでおられることに対し、敬意と賛同の意を表す。

この分野に関連する事業として弊社は、グループ企業、子会社などにおいて、次の2事業を計画、準備推進している。

(1) 大阪市内における「クールジャパンパーク（仮称）」の設立、運営

(2) エンタテインメント産業の振興と人材育成のため、沖縄県に「学校法人ラフ&ピース」を設立し、那覇市に「沖縄ラフ&ピース専門学校」を設置、運営

この2事業は、それぞれ複数の事業者等と協力/連携し、また該当する地域の自治体の理解と支援も得ているものである。

上記(1)の「クールジャパンパーク大阪（仮称）」（以下、クールジャパンパーク）は、大阪城公園内エリアに、多目的に使える新たな劇場集積型の文化施設拠点として大・中・小ホールの3施設を設け、国内およびアジア各国をはじめ世界中から大阪を訪れる観光客の方々に魅了する体験を提供し、また、大阪に暮らす人々にも楽しんでいただくことに加え、共に育てていくことのできる多様なエンタテインメントを生み出す拠点となることを目指している。

このプロジェクトの為に新たに設立された「クールジャパンパーク準備株式会社」は吉本興業を含む民間13社とクール・ジャパン機構が出資し設立された会社で、大阪市から大阪城公園全体の指定管理業務を委託されている「大阪城パークマネジメント株式会社」より施設の運営の業務委託を受けて、様々な事業者・興行主とともに公演を展開していく。

この施設は、計画としては、最新のテクノロジーを駆使した音と光、映像とアニメーション、関西の名所風景とともに、歌舞伎、歌劇、殺陣、忍者、下駄タップ、イリュージョンなどのパフォーマンスが spektakular に展開される「ノンバーバルバラエティショーや、世界中のバラエティアクトを集めた「THE 舶来寄席」、オフブロードウェイ作品のオリジナルアレンジ、大阪・関西をテーマにした小説や映画の舞台化された作品の上演など、様々な取組みを予定している。

既に国内においては、クール・ジャパン発信、観光インバウンド増大のための素材として、既存の施設、サービス、また日本が世界に誇る歴史資産や、自然の景観を有する国立公園などが存在しているが、上記のクールジャパンパークは、当初から明確に、クール・ジャパン・エンタテインメント・コンテンツの提供をサービスの中心に置き、訪日外国人客を主要なターゲットに据え、同時に久しく必要性が説かれている外国人観光客向けのナイトタイム・エンタテインメントを提供し得るものである。

また、広く周知されているように、現在、2025年の大阪への万国博覧会開催誘致と相俟って、大阪/関西エリアでの新たな、外国人観光客向け観光資源の需要は高まっており、今後の「クール・ジャパン施策に沿った、国内における拠点」としての有効性と、外国人観光客向け需要を満たすための必要性を共に満たすものとする。

この試みが早期に且つ十分な成果を生み出すためには、事業が軌道に乗る過程での、公的で広範な理解と支援が極めて有用である。

そのため、クール・ジャパン政策ならびに「クール・ジャパン・コンテンツを活用した観光インバウンド増大」の施策とリンクした「日本国内に呼び込むための推進力」として、上記クールジャパンパークをはじめ、クール・ジャパンを重点要素とする国内で上演・実施・展開される各種コンテンツとそのコンテンツの上演等を行う施設および事業者への、公的な資金援助・規制緩和・その他の立体的協力体制が、現状より拡大して、具体的な施策として策定し実施されることを要望する。

上記(2)「沖縄ラフ&ピース専門学校」(以下、ラフ&ピース専門学校)は、「あそぶガッコ。」のキャッチフレーズを掲げ、誰もが自らの「居場所」を見つけ、多くの若者や子どもたちに「好きなことを仕事にする」夢を与えるために、社内外を問わず広範なエンタテインメント業界のプロフェッショナルを講師に招いて、次世代のエンタテインメント産業を担うパフォーマー、クリエイター、ディレクター、プロデューサー、その他エンタテインメントに関わるあらゆる職業を目指す人材を育成することを目指し、平成30年4月に開校する。カリキュラムも既に策定されており、詳細は別の機会に譲るが、その内容は、漫画家、原作者、編集者、作家、アニメーター、アニメ/映画監督、CGデザイナー、キャラクターデザイナー、作画、シナリオライター、VFX技術者、プロデューサー、演出家、音響、照明、各種技術者、アーティスト、その他クリエイター、ダンサー、俳優、ヴォーカリスト、アイドル、声優、ミュージカルダンサー、各種パフォーマー等と、表舞

台から現場、バックグラウンドの技術者・職能者など広範にわたって準備している。

この学校法人は、沖縄県内に設立されることによって、大きくいくつかの目的を包含している。

①エンタテインメントとの融和性と関心の高い県民性で知られる沖縄県に、確たる経済的主要分野としてのエンタテインメント産業を根付かせ且つこれを振興すること。

②観光などの面で「アジアからのゲートウェイ」としてのポテンシャルを持つ沖縄県で、日本発のエンタテインメントの人材育成、産業振興のメッカを形成することにより、アジア・東南アジア諸国をはじめとする世界から、次世代のエンタテインメント産業を担おうとする人材を受け入れ、日本の情報、日本の魅力と共に日本のエンタテインメントの精髓を学ぶ場を設け、世界にクール・ジャパンを浸透させる原動力とすること。

上記の内容、目的から、本学校法人が、中長期的な視点での我が国のクール・ジャパン政策とその内の人材育成への取組みに沿うものであり、沖縄県エリアを中心とする我が国の地域経済・産業活性化、およびクール・ジャパン・コンテンツやエンタテインメント産業界のノウハウを梃子とした世界交流施策にも、大きく資する可能性を感じていただけるものと思う。

この点に鑑み、沖縄県エリアへのクール・ジャパン政策分野での支援強化、および本学校法人と目的を同じくする教育機関等への支援強化を要望する。

浅学ながら、沖縄県においては既に観光戦略特区としての指定がなされ様々な施策と事業が推進されているものと推察するが、加えて、エンタテインメント分野に特化した産業振興、またクール・ジャパン政策と紐付く人材育成分野についても、これに準ずる政府当局の実効性を伴う支援体制を執っていただき、後押しのご助力を願えれば幸いである。

以上、限られた視点からですが、ご提言、要望申し上げます。

政府関係者様、ご担当者様におかれましては、何卒ご高覧ご賢察いただけますよう、願い致します。提言の一部なりと国家を挙げた施策に反映されることがあれば、幸いに存じます。

意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの、(D) その他
意見
<p>日本人の特徴と関係するのかもしれないが、自分たちの発明に対するリスペクトが欠けているのである。外国からの発明に対しては、それなりの尊重する意識が働くが、自分たちから創出した発明に対してどうも大事にして実現化させない傾向がみられる。なぜだろうか。1 つに、どうも日本特許庁での審査が細かく、発明の技術思想を大きくとらえて基本特許を許さないせいではないだろうか。日本語の情緒的な言葉での技術的思想を細かく狭い範囲に直さないと審査官は許さないのだ。全く面白みにも夢にも欠けるのだ。特許請求の範囲をもっと広く許してよいと思うのである。</p> <p>更に 2 つ目として、特許に対するリスペクトに欠ける例として、仮に広く良い日本特許が登録となっても、日本人はそれを無視する。それをほめて積極的に利用して活用して産業の発展に寄与させようとしな。残念なことに弱小中小企業も含めて資本力もないために、良い特許であっても、時間に耐えられずに年金を払わずに失効させてしまう例がある。これは、失効を待つ者にとってはそれみたことかという成功事例になる。こうゆうことが起こらないよう底上げに公共的な関わりで企業化や利用促進について、サポートできる第三者機関を作ってもいいのではないだろうか。積極的に活用企業に補助金を出してもいい。</p> <p>3 つ目として、尊重しない遠因として、特許の意味は他者の抑制であることが強調されすぎたためではないだろうか。特許こそは、お互いに敵対することなく大いに協調し合って特許を利用し合えるようなことに本質があり、他者の特許権を利用すること、ライセンスを受けて実用化することは良いことであることであるという特許社会の新常識を作り上げることがとても大事なことであり考えるのであります。この新常識を浸透させることが大事である。これにより、特許法の目的に沿った産業の発展に寄与できる世界に発信できる新しい発明を尊重して、更に人を尊重できる特許社会ができると考えています。この道は人類が到達できる最善の道であると思います。 以上</p>

意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(D) その他
意見
<p>第 1 章 社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案。</p> <p>1. 「子育て支援（不妊治療）」を廃止し「外国人高度人材（知的労働者）」の導入で民主共和制の創設について政策の提案。</p> <p>(1) 「子育て支援の廃止」により、外国から「外国人高度人材（知的労働者）」での「大学院修士号及び同等の経歴を有する者（マスター以上）」を優先し、「年間約 50 万人程度」の移民を永住させる事が必要です。世界人口は「約 70 億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約 1.4 パーセント」です。外国人高度人材が日本に永住すれば、効率が良いです。夫婦共働きの世帯が、増加した事で保育所等の待機児童が増えました。子供の貧困は、親の貧困であり、経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準まで届か無いです。</p> <p>(2) 「不妊治療の廃止」により、少子化を税金で補充する事が無駄です。約 30 才を越えれば「生殖機能の劣化」があります。文献書籍を読みましたが日本の江戸時代では、「一夫多妻制で農耕社会」を維持する為に子孫を残してきたので、貧乏人ほど子沢山でした。「少子高齢化」は良い事で、人口減は外国人で補えます。少子化対策を廃止し「移民省」を新たに創設すればグローバル的な規模で流動性が高められ、国家経済も恵まれる可能性が有ります。</p> <p>(3) 外国人の「富裕層等（上流層）」が、日本に定住すれば国家の安定が望めます。中間層が希望を持つ事が無駄で、高度文明の成長にブレーキを掛けています。「言語、文化、共同体」の存在が、人間が同じ場所に定住した原因であり、流動性を無くしています。日本国民の労働市場が外国人エリートに搾取されるので、日本国民は生活保護受給者として暮らせは良いです。人類の構造では、約 99 パーセントの凡人と約 1 パーセントの天才で区分されます。</p> <p>(4) 国民総動員と古い概念があり、「皆が頑張っているから頑張らないと申し訳ない」等と言う連中が、社会成長を減速させています。「思い出作り（居場所作り）」を廃止し、社会構造のレベルを上げる事を優先的に考えて頂きたいです。成長を加速させるのであれば、「三権分立（権力分立）」が存在するので、「行政</p>

権（内閣）、立法権（国会）、司法権（裁判所）」の機能を活用するべきです。未来は、「人口知能（AI）及び宇宙研究開発（スペースコロニー）」であり、民主共和制を導入する事が望ましいです。

2. 科学技術の活用で構造基盤の向上について政策の提案。

（1）宇宙には「物質、生命、情報」があり、宇宙誕生は約138億年前で、「50対0と0対50の法則」を定義する「量子力学（10のマイナス36乗秒程）の法則」があります。量子論の「偶然論（ランダム論）と決定論（デターミネーション論）」でのゲートを意図的に「同時再現（シンクロニティ）」する事が、現代の科学では困難です。ワームホールの原理はトンネル効果で、「A地点とB地点」の空間を「スフィア（球体）」で繋ぎ「約数百億光年（光の速さで1年が1光年）」彼方の移動が可能なるワープ機能で、「エントロピーの増大」と関連性があります。

（2）地球誕生は約46億年前で、「約1年（約365日）」を地球誕生の約46億年に置き換えれば、人類誕生は約5万年前なので約3時間程度の経過です。科学では、「因果関係及び相関関係」を定義する「ニュートン力学（10のプラス5乗秒程）の法則」と、重力影響で「光（時間及び空間）」が変動する時空の歪みを定義する「相対性理論の法則」から、「遺伝学 DNA（10のマイナス8乗秒程）の法則」での科学範囲で汎用しています。

（3）従来の構造では「80対20の法則」で「80パーセント（凡人人材）対20パーセント（優良人材）」が通過しましたが、今後は「99対1の法則」で「99パーセント（凡人人材）対1パーセント（才能人材）」が時代を到来します。科学情動的要素社会では「約1パーセント（才能人材）」が重要視する、「イノベーション（創造性）」の時代です。ITクラウド技術による「自動車の自動運転走行」が可能になり、高度な科学進化が生まれています。

（4）具体的に人類は、科学の力で発展していて「狩猟時代⇒農耕時代⇒産業時代⇒情報技術時代（IT）⇒人工知能時代（AI）⇒宇宙時代（SA）」と進んで来ました。今後は、「情報技術（IT）や人工知能（AI）」の活用で、「約1パーセント（才能人材）」が経済効果で促せると思います。人類の進化論では、「チンパンジー（猿）と人間（人類）」の違いは、約1パーセントです。「知能指数（IQ）」では、「人間（人類）」の平均は「IQ約100ポイント（人間で約10才）」で成長が止まり、「チンパンジー（猿）」の平均は「IQ約50ポイント（人間で約5才）」で成長が止まります。

3. 「国（各市町村及び各都道府県）」が税金で運営する「公立学校（公立大学）」の廃止について政策の提案。

（1）公立学校を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいですし、高校以上は私立学校に移行する方が最適です。ハイテク化が進む時代には応用力等の知恵が重視されますので「中学校卒業程度」が最適で、近未来は「人工知能時代（AI）」が言語性を補充してくれますし、「約1パーセントの天才（創造性）」が重視されます。

（2）例えば、デジタル的な「プログラミング教育」は無意味であり、近未来では自己学習し「プログラミング自動変換」が出来るからこそ「人工知能（AI）」です。大切な部分はアナログ的な部分で、具体的には「社会科学（統合哲学）」等です。学術的には「物質、生命、情報」の統合が出来る、「情報性（創造性）」を応用した、現在の科学技術市場に無い部分に重点が置かれます。

（3）情報技術化が進み社会が複雑化である時代に、「受動的トップダウン（教師から生徒）」の「左脳型詰め込み教育」に専念する労力が無駄であり、「能動的ボトムアップ（生徒から教師）」の「質疑応答し答えの無い事を探求」する、「右脳型創造性教育」が必要です。一般論では、知識が無いと考えられ無いと言われますが、「知らない事は」自分で調べていく「多様性独学的教育」が必要です。私も教科書に記載されていない事を、自分から調べ独学で勉強する事の方が多いです。物理学では「理論物理学（テオリー）及び実験物理学（テスト）」の観点から、「デジタル3ヶ月にアナログ3年」で、「機械的オペレーターの要素のある技術者教育」を目標にした方が良いでしょう。

（4）「物理学（数学）及び生物学（医学）」等よりも、全体の構造を解析し抽象概念から引き出す「仮説（ハイポシス）」を立てる「社会科学（統合哲学）」等の方が難しいです。科学の工程では、第一段階は「仮設性（ハイポシス）」で創造し、第二段階は「理論性（テオリー）と実験性（テスト）」で検証し、第三段階は理論に対して「論理性（ロジック）」の妥当性を調べる分析です。最後には、論理性の妥当性が融合しないと、垂直志向で高度な仮説を唱えても、無意味な学術論文になります。科学の基礎となる「物理法則（理論法則）」が変化しないので、変えるには新しい物理法則を唱えながら、他の法則で論破する事が方法論です。

4. 「官公庁及び財閥大企業」の縮小化で定数削減について政策の提案。

（1）資本主義経済では場所や個人の能力によっては、「グローバリズム経済（国際経済）、国家規模経済（コモデティ）、ローカリズム経済（地方経済）」の3極化が存在します。資本主義発祥とは産業時代から始まり、

消費を目的とし「土地、労働、生産」を基準としたので、「情報技術 (IT)」及び「人工知能 (AI)」を活用すれば「GDP (国内総生産)」が、換算されない場合もあります。今の時代は資本主義フロンティアを拡大し「宇宙時代 (スペースコロニー)」へと進んで行く事です。

(2) 「大型旅客機と戦闘機」の違いを例えれば、「ローリスクローリターン的大型旅客機」では安定性に有利ですが、デメリットは急旋回が得意ではありません。「ハイリスクハイリターンの戦闘機」では急旋回に有利ですが、デメリットは安定性が無い設計でスピードを上げる事でバランスを保ちます。要するに、今の時代は戦闘機の様の方針を変えたりして急旋回する時代なので、「官公庁や財閥企業」では時代に合わないからこそ小規模にする事が望ましいです。新しい分野を展開でき機動性に長けている、「科学ベンチャー企業」等の方に移行して行く事です。

(3) 今はグローバル水準が国家水準を超えていて、「ホワイトカラー (知的労働) とブルーカラー (単純労働)」の領域が無く、今後は「グローバル的要素、専門的要素、事務的要素」が1人の人材に統合され「エキスパートエグゼクティブ制度 (高度専門契約)」です。欧米では、総合職の新卒一括採用での、終身雇用の概念が無いです。「正社員 (無期雇用) と非正規雇用 (有期雇用)」の垣根が存在せず、正社員が「契約有期雇用」です。日本の雇用も「正社員制度を無くし契約有期雇用」にするべきです。

(4) 財政利益の計算方式では、「 $\text{税収収益} - \text{維持コスト} = \text{財政利益}$ 」で、「維持コスト」が膨大に掛かり「財政利益」がマイナスになります。結論では、「 税収収益 」を上げて「維持コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。約10年以上経過すると公共物は老朽化し、「負の産物 (不要物)」です。維持コストの方を重点的に考え、税金で補助している「護送船団方式」を廃止すべきです。「官公庁及び財閥大企業」の経営悪化での場合には、「民事再生法」を棄却するべきです。

5. 「国 (各市町村及び各都道府県)」が税金で運営する「公立病院 (公立大学病院)」の廃止について政策の提案。

(1) 公立病院を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいですし、病院の民営化に移行する方が最適です。例えば、「レントゲン写真を10枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師より、「レントゲン写真を2枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師の方が優秀です。今の保険強制加入制度では、「レントゲン写真を10枚程」を撮る様な、「能力が低い医者や看護師」の方が医療費の無駄を出すシステムです。薬剤師は薬局経営の為に、処方箋以外の必要性の無い薬を進めてくるので商売人です。

(2) 公立病院の民営化では、「医療法第八条の二項 (休止要件)」での、「病院、診療所又は助産所を一年を超えて休止してはならない。」を廃止してしまえば、財政負担での公立病院を維持する必要性が無くなります。例えば、「生活保護受給者以外」の「国民皆保険 (社会保険) を任意加入」にすれば、軽い症状では病院に行かなくなり無駄が省けます。障害や傷病を抱えている、「生活保護制度 (約20パーセント)」の医療保険を維持して、「医療民営化 (約80パーセント)」を推進すれば、流動性が高くなります。

(3) 文献書籍で読んだのですが、戦時中では医者が診る患者の優先順位は軽症患者優先で、重症患者を診ても手遅れだからです。戦前の平均寿命は約50才程でしたが、戦後から平均寿命が延びましたから「一般庶民 (中間層から下流層)」が、医療費を圧迫していて、先天的に健康な人だけが医療費が係り難いです。戦後の日本で平均寿命が延びた理由は、医療技術での抗生物質の進化と欧米からの肉食生活での栄養の向上です。

(4) 大衆の集団心理学では「コンプレックス、依存感、嫉妬心」を抱えていて、自分より下の人を探して保守的になりブレーキをかけてしまいます。逆に言えば「プライドが高い」人々であれば、「前へ」向かって国際社会の中で世界をリードしてもらいたいです。「富裕層等 (上流層)」が優先して長生きできる社会ほど、医療の研究開発費が作れて医学の進歩にもなります。例えば、海外から医療目的で来る外国人向けに、日本の医療を自由診療でオープンにすれば、日本国の経済的に潤われます。

6. 日本国憲法での「天皇制 (象徴制)」及び「日本国憲法第9条 (戦争の放棄)」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設について政策の提案。

(1) 日本国憲法での「天皇制 (象徴制)」及び「日本国憲法第9条 (戦争の放棄)」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設が望ましいです。国際社会の中で、日本国民の「独立と平和」を守る為に、邦人を世界で警護する国民主権の軍隊が必要です。日本国憲法での改正内容は、三権分立を施行する為に「天皇 (象徴)」の部分の廃止し、国民主権である「立法権 (国会)」に権限を置かせる事が望ましいです。戦争も経済発展の為でのビジネスです。

(2) 日本の昭和初期での「兵役義務 (徴兵制度)」は不要で、ハイテク化が進んだ時代には、軍隊の三原則とは「殉職しない、負傷しない、装備品を離さない」です。高度な任務には、「NBC兵器 (核兵器、生物兵器、化学兵器)」及び「サイバー兵器 (ITネットワーク)」等に対応できる「職業軍人 (志願制度)」が最適です。国際的な「民間軍事会社 (PMC)」等の活用と、世界から日本国を情報分析できる「諜報機関」の設

立も必要です。

(3) 戦争には戦略があります。(ア) 侵略権戦争とは、本国が敵国に攻め込む事。(イ) 自衛権戦争とは、本国及び同盟国が敵国からの正当防衛権で反撃する事。(ウ) 「代理権戦争 (介入権戦争)」とは、本国が兵器を製造し「敵国と敵国」の間に兵器を売買して「国家借金 (ナショナルデビット)」でコントロールし内戦を起こさせ、「敵国と敵国」の国力を消耗させる為での調停役の事。独裁制での軍国主義によるプロパガンダ政策での、政治的マインドコントロールも代理権戦争です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」の国際情報が無ければ利用されます。

(4) 第二次世界大戦では、日本国は天皇制での君主制の為に、1930年代ごろ国際連盟から脱退し経済制裁の要因で、行き詰まり開戦に至りました。代理権戦争では、「英国」による「日清戦争から日露戦争」及び「米国」による「日中戦争」です。兵器を売る側の国が、戦争ビジネスが回ります。当時の日本国が共和制であれば、戦争は約1年で終戦していたと思われます。戦争の起源とは農耕社会からが始まりで、氷河期時代の様な変動が激しい狩猟時代では戦争をした歴史が無いのは、同じ場所に定着せず移動していたからです。

第2章 教育内容の改正による具体案。

1. 教育の「軍事教練と組体操 (武道教育)」及び「精神と態度の思想」を廃止について政策の提案。

(1) 近未来は創造性社会なのに、「軍事教練と組体操 (武道教育)」や「制服通学」を実施すると、創造性の疎外になります。例えば、「軍事教練と組体操 (武道教育)」は、教育以外の放課後クラブ活動の選択肢で実施し、外部から部活の専門指導員を導入する事です。朝礼の時は、生徒は統制が取れず整列できなくても良いです。現場を知らない「旧日本軍大本営人事参謀」が創作した徴兵制度の「即席教育 (インスタント教育)」は廃止していく事です。歴史を読み解くと明治維新時に、旧日本陸軍は「フランス陸軍及びドイツ陸軍」形式で、旧日本海軍は、「イギリス海軍」形式で、欧州の軍事教育輸入品です。現代では統制を取る組織は、職業軍人で十分です。

(2) 現場的な考え方であれば「戦時 (有事)」と「平時 (無時)」を完全に分ける事が望ましいです。戦時には「概念 (コンセプト)」があります。(ア) 「勇敢に戦う事」。(イ) 「臆病にも地面に這いつくばり難を逃れる事」。「戦時 (有事)」では、勇敢に戦う教育は廃止し、戦場が激戦地である場合を基準にすれば、「臆病教育 (墮落教育)」が「英雄 (ヒーロー)」になります。富国強兵での大量生産する教育は時代遅れです。

(3) 具体事例を挙げると、「構造 (メカニズム)」があり「戦時 (有事)」という震災で津波が来た状況想定です。(ア) 「統一された組織の中で一人の独裁者が判断ミスの為に組織が全滅する事」。(イ) 「統制が取れていない組織では無秩序でバラバラであれば個々の力が強ければ生存確率は高くなる事」。「戦時 (有事)」では、統一された組織を廃止し、統制が取れない状態だからこそ生存率が上がります。

(4) 欧米型の教育は古いので、今の時代と矛盾点があります。疑問に持たない軍国主義の教育は弱いですし、思い出作りと考えている時代遅れな「軍事教練と組体操 (武道教育)」を廃止して行く事です。目的に応じた教育で「グローバル」を先導していく「個の力を強くする教育」が必要です。私は、職業軍人ではないと言い張れば良いです。私の場合ですが、欧米社会が優れていて賢いとは思いません。武道教育も軍国主義であり、「精神と態度の思想」を目的とするので、廃止するべきです。

2. 教育の「賞味期限を明確化し免許の更新制」を導入について政策の提案。

(1) 現在の教育は「約30年後」は、役に立たない場合があるので賞味期限があります。教職員の事例を挙げれば、指導改善を要する教員に対する「指導改善研修」等がありますが、教職員を選別した「教育委員会 (文部科学省)」側にも半分は監督責任があります。科学技術が向上すると過去に受けた教育の賞味期限があるので、「教師、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師、介護福祉士、弁護士」等の人間と対面し論文を基準とする職種は、「約10年に1回」の程度での「免許の更新制」が望ましいです。

(2) 例えば、科学者の賞味期限の場合は「創造性」から論文を研究開発の段階で更新できずに、自分自信が賞味期限と思った時が期限切れです。「アーティスト (音楽家及び芸術家)」も「科学者 (サイエンティスト)」と同じ状態が考慮されます。「スポーツ選手」等は体力の限界が賞味期限です。教育とは「失敗する事が当たり前」である事を、前提に入れておくことです。理由は誰も明確に「約30年後の未来を予測」する事が出来ないからです。

(3) 我々人類の文明から科学技術を除外すれば、「チンパンジー (猿)」にも負けてしまいますし、科学が人類文明進化の鍵でした。教育の賞味期限の流れでは、「産業時代の学歴社会では言語詰め込み教育 (左脳型)」から始まり「情報技術時代 (IT) ではコミュニケーション能力重視 (左脳型)」でした。今後の未来は「人工知能時代 (AI) では創造性重視 (右脳型)」です。具体的に「左脳型から右脳型」の社会構造に転換したという事で、「教育には賞味期限」があるという事が立証できます。

(4) 世界には紛争等により、教育を受けられない人々がいて、「教育とは贅沢品」です。「国民側の為に個々の人生の選択肢を広げる」教育なのか、「国家側の為に作られた富国強兵 (近代国家建設)」教育なのか、問

われる時代です。今の時代に「人生の選択肢が不要な人」であれば教育等は必要ありませんが、極端にも人生の選択肢が不要な人間は存在しないと思います。

3. 教育の学習指導要領で「世界で活躍する力」を導入について政策の提案。

(1) 教育で「生きる力」を「主題(プリンシパル)」にする事が、ハードルが高過ぎます。「グローバル(国際性)及びイノベーション(創造性)」を目標にした教育方針が的確です。「教育構成(コンストラクション)」は、「訓練的トレーニング教育(実用的)と教養的アカデミック教育(非実用的)」です。「教育分類(カテゴリー)」は、「努力(エフォート)、秀才(アビリティ)、天才(ジェニイ)」です。「教育区分(パーテーション)」は、「先祖教育(アンセスター)、公共教育(パブリック)、自己学習(セルフラーニング)」です。

(2) 教育構成は、(ア)「義務教育期間(役に立つ)」では、「技能(タクテック)」を重視した、訓練的トレーニング教育が最適です。約10年で賞味期限が切れてしましますが、常に時代に合わせ、最新な教育に更新していく事が望ましいです。(イ)「非義務教育(役に立たない)」では、大学院以上の「社会科学(統合哲学)」から創造性を生み出す「戦略(ストラテジー)」を重視した、教養的アカデミック教育が必要です。日常的な面では役に立たないですが、イノベーションを起す時に必要になります。人間の「今役に立つ事」は過去型ファースト思考であり、「今役に立たない事」は未来型スロー思考なので、総合的な教育では財政コストが膨大になります。

(3) 教育分類は、約99パーセントの凡人と約1パーセントの天才で別れます。基礎評価になるのは、「過程(プロセス)」が約50パーセントと「結果(リザルト)」約50パーセントです。ケースバイケースの教育評価を満たした方が良いです。努力だけで評価すると、結果が出せずに目標を失います。結果だけで評価すると、努力できずに目標を失います。

(4) 教育区分は、時間を使い独学で学ぶ自己学習が良いのですが、人類の約50パーセントは勉強嫌いです。公共機関で「学校教育(スクール教育)」が主体になります。維持できない社会構造が存在し、教育を受けても保証が無いので、教育を具体化し目標を作る事です。軍隊であれば生き抜く教育ですが、一般教育では「生存技術(サバイバルテクニク)」の教育訓練で捕捉する事が良いです。教育の主題を「生きる力」を廃止し、「世界で活躍する力」に変え現実的に考慮すべきです。

4. 教育の「感情指数(EQ)」を廃止し「知能指数(IQ)」を導入について政策の提案。

(1) 先天的要素の「知能指数(IQ)」を基準とした教育を導入した方の効率が良いと思います。IQの計算式は「(精神年齢÷生活年齢)×100=知能指数(IQ)」です。人類の平均IQは「IQ約100程(人間で約10才程度)」です。約18才をピークに「流動性知能(右脳創造性)」が下がり、「結晶性知能(左脳言語性)」が少々上がりますが、知識を詰め込むだけの万能感で錯覚しているだけで、脳細胞ニューロンネットワークは増えません。私の障害症状では、高機能自閉症右脳偏重型の区分脳で、「流動性知能(右脳創造性)」が上がり、「結晶性知能(左脳言語性)」が下がる状態で、言語性の詰め込み教育は全く出来ませんでした。

(2) 例えば、約10才位の児童が、「IQ約150ポイント」と存在しますが凄くは無く、実年齢が幼いとIQが高くなります。計算式では、「(知的発達年齢15÷実年齢10才)×100=IQ約150」となります。その児童が年齢を取り実年齢約20才の時点で、「精神年齢(知的発達年齢)」のキャパシティ要素を向上しなければ、IQは逆に下がりますので、「(知的発達年齢15÷実年齢20才)×100=IQ約75」です。学校教育で幼児期に天才と思われた生徒が、中高年以上になり頑固に凝り固まる理由が、幼児期の早期成熟です。

(3) 人類の様な知識集約型の生物は、未成熟度のレベルをあげ、「ネオテニー化(幼稚成熟)」を図る事で、知性を上げてきました。例えば、動物の「チンパンジー(猿)」は人間より早く成長する為に、「IQ約50ポイント(人間で約5才)」で、脳機能の成長が終わります。人間が実年齢約40才で「IQ約200ポイント」を目標にする場合は、成長スピードを遅くする事です。進化論でIQを上げる為に突然変異する事は、今の人類構造では不可能だと思えます。

(4) 「思い作り教育」の精神論は廃止し、「頑張るべき時に頑張る、墮落する時には墮落する」と言う、「ON及びOFF」を付ける教育が望ましいです。江戸時代では、飯を食べる事に全ての労力を注いでいた時代で、今の科学時代では「人工知能(AI)」が活躍しますので、中途半端な努力がマイナスです。天才と言われる人間は、幼児期の時は学校の勉強が出来ないと言われていました。

5. 教育の英語で「英会話の重視」を導入について政策の提案。

(1) 「英語教育」では、「読み書き(文法読解力)」では役に立たないので、「話す(スピーキング)」での「発音(イントネーション)」に重点を置く事です。例えば、外国人に「英語を話せますか(Speak)」と聞かれ、「読み書きが出来ます(Literacy)」とは答えられないと思います。「今は何時ですか(What)」と聞かれ、

「はい (Yes) 又いいえ (No)」の答えは論外です。重要順序では「話す (スピーキング)、聞く (リスニング)、読む (リーディング)、書く (ライティング)」が基本となります。世界は貧困などで、就学率が低いので「筆記能力」が低いです。

(2) 「フレーズ (熟語)」のスピーキングもテクニックがあり、「コンヴェーション (対談)」、「ネゴシエーション (交渉)」、「ディベート (質疑応答)」、「スピーチ (演説)」等の能力を訓練するべきです。「ダイアログ (対話)」では、互いに対談しながら常に考え方が変化する事が目的です。受験勉強では、「読み書き」が重視で、英会話が身に付きません。「グラマーテクニック (文法)」を使うと、話す力が弱体化します。

(3) 「フレーズ (熟語)」の内容は、「PREP 法」が望ましいです。詳細では、「結論、理由、事例、結論」の事で、「スチュエーション (状況)」の組み込みが出来ます。時間を一方向に、「過去、現在、未来」と時間が流れています。「左脳は過去を分析して現在、右脳は未来を創造し現在」を見えています。詳細を言えば、「左脳は2次元 (縦と横)」で、「右脳は4次元 (縦と横と奥行きと時間及び場所)」を認識できます。言葉を作るにも、左脳と右脳では見ている「次元 (デミンション)」が違います。

(4) 受験勉強に使う読み書きの「グラマーテクニック」を使うのか、実用的な「スピーキングテクニック」を使うのかで、内容が異なります。外来語は話す能力の方が難しいので、国語の漢文を暗記する意味が無いです。イギリス英語は、「グラマーテクニック (文法学)」を重要視していて「貴族特権階級 (ロイヤルブランド)」なので、労働を目的としていません。一般庶民の約99パーセントが、イギリス英語を学んでも意味が無いからです。「フレーズ (熟語)」で話す事を目的とした、「ネイティブスピーカー (ALT)」が良いと思います。

6. 教育の英語で「英会話に論理哲学」を導入について政策の提案。

(1) 学校教育における英会話で、「哲学的思想 (フィロソフィー)」があれば、英単語は暗記する必要性が無いです。例えば、科学的に「企画開発 (フィロソフィー)、設計施行 (ブリッジ)、製造技術 (マニュアル)」の行程です。日本人の英会話能力は、「製造技術 (マニュアル)」です。状況に応じた「即興性 (アドリブ性)」で、「下手な英会話」でも会話するとは、現実的な企画開発能力にあり、論理哲学力を磨く事です。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」は廃止し、「伝えようとする熱意」を持つ事です。日本語の態度とは、「傾聴」の事を言っていると思います。日本人の常識的な態度は、外国人には伝わりません。例えば、「謙虚で控えめ」は日本人だけの文化です。日本的な「以心伝心」は、「理解して欲しい」と受け身な文化は、外国の文化に存在しません。

(3) 「平和で民主的」は廃止し、現実的な考えでは対立を招く事も致し方ないです。平和で民主的は、生物が生きて行く中での理想論であり、人間社会の中では存在しません。平和で民主的であれば、語学力の必要性が無いです。世界には、平和で民主的で無い国々が存在していて、世界の視点から日本を観察してもらいたいのです。学術論文を否定しなければイノベーションが起きないので、対立を招いても良いです。

(4) 「日本人のアイデンティティ」は廃止し、「グローバル人材のアイデンティティ」を持つ事です。日本人のアイデンティティを持ってない連中が、愛国心を持ってと言っているだけです。日本人のアイデンティティとは、与えられるものでは軽すぎるので、「自我の成長」により、自分自身で創設する事です。

(5) 「道徳的心情」は廃止し、深慮する事での「倫理的創造 (モラルフィロソフィー)」を培う事です。日本人の道徳とは節度です。学者等が利益だけを追求し、命令に従事する「機械的人間」に成らない為に「倫理観」が必要です。「論理哲学的ビジネス英会話」程のレベルに辿り着かないと使い物にならないので、「日常英会話 (世間話)」程のレベルでは取り組むだけ無駄です。現在以外に、未来を創造できなければ成長しません。

7. 教育の「ディープラーニング (機械学習)」を廃止し「ハイポシスラーニング (仮説学習)」について政策の提案。

(1) アクティブラーニング中の「ディープラーニング (機械学習)」は、「人工知能 (AI)」の言語性回路学習から来た「受動的 (パッシブ)」で、「左脳の2次元 (縦と横)」の「論理水平思考 (ファースト思考)」は無意味です。「ハイポシスラーニング (仮説学習)」は、人間の創造性学習から来た「能動的 (アクティブ)」で、「右脳の4次元 (縦と横と奥行きと時間及び場所)」の「理論垂直思考 (スロー思考)」は効果的です。

(2) 軍事学では、「敵 (エヌミー)」を分析する為に「主観的 (自分)、客観的 (相手)、状況 (時間及び場所)」のパターンがります。(ア)「レーダー方式」では、「相手」から「照射波 (イリラディエーション)」で受信収集し「自分」の距離情報を「2次元」を読み取ります。短所では、「アンテナ (受信機)」を常に張り巡らせるので、故障しやすいです。(イ)「ソナー方式」では、「自分」から「放射波 (ラディエーション)」を発信し、「反射波 (リフレクション)」で受信収集し、「相手」の距離情報を「4次元」を読み取ります。短所は自分の現在地が相手に察知される為に、「ステルス性 (探知不能)」の対策が必要です。

(3) 生物学では、動物は「相手、状況」しか読み取れませんが、人間は「自分、相手、状況」が認識でき

ます。自我を成長させるには「ソナー方式」で、能動的に自分から相手や状況に対して質問をし、応答してきた情報で自我を成長させていきます。動物は「具体化概念 (マテリアリズム)」の物質しか、認識できないです。人間には、自我の卓越に大事な自分を分析する為の、「抽象化概念 (アブストラクティズム)」の仮説が必要です。

(4) 人類学では、「概念 (コンセプト)」の中で、「超自我 (パーソナリティ)」を成長させる事で「政治 (ポリティック)」と「科学 (テクノロジー)」を、向上させてきました。超越論哲学の中で、「自我 (エゴイズム)」と「潜在自我 (ポテンシャルセルフ)」は異なり、「共通性概念と普遍性概念」の違いです。人類の天才が抽象概念から「潜在自我 (ポテンシャルセルフ)」を分析する「ハイポシスラーニング (仮説学習)」から、人類が成長できたと言う事です。

8. 教育のプログラミングを廃止し「IT ネットワーク」を導入について政策の提案。

(1) ソフトウェアプログラミングは、「仮設性 (ハイポシス)」及び「論理性 (ロジック)」の融合が重要です。企画の「フローチャート (アルゴリズム)」から仮説を立てる部分から始まります。プログラミングの動作目的を明確に決め「処理開始」から「処理終了」迄を作り上げます。CPU に指令を出すアセンブリ言語があり、論理回路に行き付きます。

(2) プログラミング言語と汎用機器の概略種類があります。(ア)「C 言語」とは、自動車制御系マイコン等のファームウェア部分。(イ)「BASIC 言語」とは、IT ネットワークサーバー汎用機器等のクラウドセキュリティ部分。(ウ)「JAVA 言語」とは、独自で作れるオープン系のパソコン上等の Web アプリケーション部分。

(3) 電子情報工学では、数式上のソースコードがあります。(ア)「16 進数 (ヘキサ)」とは、プログラミングソフトウェア。(イ)「2 進数 (バイナリー)」とは、マイコンと IC を通信するデジタル回路。(ウ)「10 進数 (デシマル)」とは、アナログ回路で使う「オームの法則」。制御系プログラミングで「IN と OUT (16 進数)」入力は、マイコンの入出力端子ポートに「high と Low (2 進数)」のコマンド指示です。

(4) ファームウェア電子回路でのオームの法則は、「 $I=E/R$ 、 $R=E/I$ 、 $E=R*I$ 」です。例えば、電源入力の「電圧 (ボルト)」が 5V を入れ、「電子部品抵抗 (オーム)」が 100Ω では、流れる「電流 (アンペア)」は 0.05A の概念です。「デバック (改修)」には、トランジスタ回路の制御マイコンでの入出力端子ポートを、オシロスコープで波形を確認します。アナログ正弦波でデジタル矩形波です。「フェール (誤動作)」が出た場合は、「ログ」からヘキサとバイナリーをパソコン電卓で計算すれば良いです。

(5) アプリケーションプログラムミングは自動作製ソフトで、インタプリタで実行するスクリプトを使用すれば、プログラムミングでの「セル入力でマクロ作成」のコンパイルは不要です。プログラミング教育は、「ニッチ (狭義市場)」で、未来は「人工知能 (AI)」が、自動プログラミング機能を獲得するので無意味です。インターネット等の IT ネットワーク分野を勉強した方が良いと思います。

9. 教育のプログラミングを廃止し「IT ネットワーク」を導入する詳細内容について政策の提案。

(1) ソフト面のプログラミング分野よりも、ハード面のネットワークインフラ分野が重要です。IT ネットワーク技術は、軍事衛星の「4G」通信システムから発展しました。軍事での「OPS (作戦指揮系) 及び INTEL (情報資料系)」の「C4I システム」分野です。詳細は、「C4 (視覚、音響、通信、情報処理)」で、「I (相互運用性)」です。欧米の携帯電話市場では、2000 年代から新規購入時に、GSM 無線アクセス方式 3G での、SIM ロック解除の状態、携帯電話の本体を買え返れば良いだけです。日本の場合は、WCDMA 無線アクセス方式 3G で、軍事衛星の規格が遅れています。

(2) 情報通信の「周波数 (Hz)」を乗せ「データ転送 (トランスミッション)」には、種類があります。

(ア) 電話通信等のテレホン分野。(イ) テレビ通信等のブロードキャスト分野。(ウ) インターネット通信等のブロードバンド分野。未来は「データ送受信量 (byte)」を上げる為に、「LTE (3.5GHz)」がブリッジとなり、デジタル無線アクセス方式の「4G (4GHz)」に、統合すると考えます。

(3) インターネット情報通信のインターフェース LAN 回線での「有線と無線」には、種類があります。(ア) 有線通信では電話回線を利用した、光ファイバーケーブルの VDSL や ADSL で、地上に設置しているアンテナが基地局です。(イ) 無線通信では軍事衛星を利用した、人工衛星が基地局です。有線では、回線側から「モデム、ルーター、ハブ」でパソコンに接続します。無線では、回線側から「USB」でパソコンに接続します。

(4) IT クラウドの「マイコン (MPEG 及び ASIC)」と「IC (RAM 及び ROM)」では、マスターとスレーブの通信をしています。製造技術が向上しても、「レジスタ及びメモリ」の「容量 (bit)」が、イネーブルとディザブルでのデバイスに限界があり、インターネット等にアクセスする「ホスト」に制限が出ます。未来は、「宇宙研究開発 (スペースコロニー)」を教育し、インフラを構築していく教育の方が重要です。プログラミング教育を廃止し、「Word、Excel、PowerPoint、Photoshop」等の OA 機器の教育をした方が有効です。

10. 教育の「道徳（モラル）」を廃止し「倫理観（モラルフィロソフィー）」を導入について政策の提案。

(1) 日本の道徳心は「精神及び態度（礼節）」が無意味なので廃止し、「倫理観（モラルフィロソフィー）」に、変更する事が望ましいです。事例を挙げれば、「国家公務員法第九十六条及び地方公務員法第三十条（服務の根本基準）」での、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と明記していますが、利益だけ追求すれば人間として、「倫理観（モラルフィロソフィー）」を排除してしまう事が問題です。

(2) 例えば、人類の約99パーセントが左脳言語性権力型のデジタル方式で、約1パーセントが右脳創造力型のアナログ方式です。私は科学書籍を読んだのですが、船が座礁した時の想定で「物理学者、生物学者、社会学者」が無人島に漂流した時、缶詰が流れ着いたと言う場面で、缶切りが無かった場合、どの様に缶詰を開けるかという場合です。(ア) 物理学者は尖った石を見つけ缶詰を開ける事。(イ) 生物学者は海水の塩素に漬けて缶詰を開け易くする事。(ウ) 社会学者は缶詰を開けた事を想定して分配をする事。読み取れる事は、無人島で学者達が議論していること自体に安定がある事です。人類の約99パーセントが左脳言語性権力型なので、無人島に漂流した時に、踏み付け合い崩壊します。

(3) 「皮肉（アイロニー）」では、法令に基づき利益だけ追求し、命令に従事する「機械的マシーン人間」であれば、モラルハザードを心配する必要が無いです。欧米の公的機関等は権限が強いのですが財政破綻を繰り返して、知名度が低い現状です。公共の利益の為には、規律を守りながら、疑問に対し深慮する「倫理観（モラルフィロソフィー）」の教育が重要です。

(4) 「学校教育法第二十一条（義務教育）」での、「精神及び態度（礼節）」を廃止する事が望ましいです。「精神論や態度論」の要素を追究してしまうと、社会状況の中で人の顔色を見て判断しかできない、自我の無い低レベル人材が作られます。「精神や態度」の基準を設け排除して行くと、多様性の無い社会になります。倫理観が必要な理由は、「学者（有識者）」等が、社会利益の全てを優先すると排除性が強くなるので、倫理学での教育を導入してきました。

第3章 女性社会進出での改正による具体案。

1. 「女性活躍推進法の廃止」について政策の提案。

(1) 男女共同参画社会基本法は良いが、「女性活躍推進法」は、過重に女性を擁護する事で差別に当るので、廃止するべきです。男女平等なので、男性も女性も平等に競争し合う事が目的で、グローバル化の中の多様性と創造性の推進を阻害しています。「働く場面で活躍したい女性」や「個性と能力を十分に発揮できる社会にしたい女性」がいたら、能動的に女性自身の力で競争し場面を勝ち取る事が正論です。受動的な、与えられた居場所の「女性活躍推進法」で、自分の力で勝ち取らない限り、民主資本主義社会では成長経済にはなりません。

(2) 「女性活躍推進法」の目的は、管理職等の責任がある職種を選ばない女性が多い為です。行政側からの圧力で企業側に女性の求人数を増やす事は良いのですが、「職業能力の低い女性」の水準で雇用を支える必要性は無いです。企業側に無理して「職業能力の低いレベル」の採用を促せば、社会全体の構造が劣化し、女性の居場所しか確保できない人間が増えます。国際社会から見ると、日本国は女性の社会進出が遅れていると言われますが、女性自身の「能力と意欲」に問題があります。

(3) 「女性の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア) 「大脳辺縁系（中脳）」の「側坐核」は、「依存感（報酬系）」があり、「自律神経（交感神経及び副交感神経）」からドーパミンが分泌され欲求が満たされます。(イ) 「トレッドミル現象」の計算式では、「1の1乗×2の2乗×3の3乗」等の様に、欲求が倍増していく事です。最初の欲求を得た脳の「側坐核」が快楽に慣れてしまい、倍増しなければ満たされなくなります。日本国は高度経済成長を経験しているので、精神欲求の持続が止まらない状態が存在する事が、幸福度が低くなる原因です。

(4) 「子供がいる女性の新しい世代の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア) 生物進化論から考慮すると、動物でも出産した後に子孫が生存できなければ、「雌（メス）」が出産しなくなる傾向にあります。(イ) 経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準に達し無い要因が挙げられます。未来の社会構造が、「人工知能（AI）」及び「宇宙研究開発（スペースコロニー）」等で高度化していく事で、創造性型の高度な教育を「子供（子孫）」に残せない事が原因です。

2. 「女性活躍推進法の廃止」での詳細内容について政策の提案。

(1) 仕事と子育てを両立できる職場環境が整備する事は大切ですが、女性自身が、自分で勝ち取らない限り、与えられた環境だけでは向上せず、社会構造が衰退します。女性自身が、政策を考慮し提案する事が望ましいです。今の政策に、反論しない女性が多ければ、与えられた民主資本主義で、女性自身が成長しません。女性の事なのに女性自身が「他人事の様」に、終わらしている事が問題です。

(2) 女性の就業が進み、潜在的な力が発揮できるのであれば、国際的グローバル化の中で、既に発揮されていると思いますが否定的な状態です。現在進行形で、女性の職業能力が発揮でき無いのは、女性自身の潜

在的能力が存在しないです。現在働いていない女性に目を向ければ、女性の就業が進まないのは、「職業能力のレベルが低い」ので、「アドバンテージ（有利性）」を与えても、女性から企業の運用管理状態に指摘ですら出来ません。政治的に女性の活躍という形で「助成金（サブシディ）」を使い、企業側が「CSR（企業の社会的責任）」で「職業能力のレベルが低い基準」に女性就業率を、合わせてしまうと一時的には良いが、今後は社会全体が衰退していきます。

（３）女性が活躍の場が広がり消費が増える経済効果は、未来進行系でも期待出来ません。例えば、女性が活躍する業務とは「単純労働（ルーチンワーク）」で、能力に限りがあります。女性が中心になる事務的労働では、今後は「人工知能（AI）」が代用できます。一部の出来る女性達は、既に「弱肉強食」の中で向上していると思います。

（４）解決策では、女性の活躍により活気ある日本社会の実現に努めたいのであれば、国家水準を超える高いレベルの「グローバル及びイノベーション」に向けた実用的教育を与えるべきです。職業訓練レベルの教育を受けても、「気休め程度」で就業へとは結びつかず足を引っ張るので、無駄な事はしないでほしいです。現在のパソコン教育程度の職業レベルでは、女性の活躍により活気ある日本社会にはならないので、女性達が受け身では無く、自ら獲得してほしいです。

第４章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案。

１．外国人技能実習生制度の廃止し「外国人高度人材制度の拡大」を導入について政策の提案。

（１）外国人技能実習制度は単純労働である為に廃止し「外国人知的労働者（外国人高度人材）」を積極的に受け入れるべきです。欧米諸国は労働力不足程度の目的で、「単純労働者（ルーチンワーク）」を大量に移民で受け入れた結果では、「スラム街化」した事例があります。出稼ぎ程度の単純労働者が定着する事で、仕事が無くなると他に選択肢が無い人材の為に、社会全体の質を下げてしまいます。グローバル化が国家水準を上回る状態ですので、日本国の移民政策は、失敗した欧米諸国を参考にしないで下さい。

（２）高度人材を優先し「移民や難民」を永住させる事が必要です。世界人口は「約 70 億人程度」で、日本人口は世界人口に対して「約 1.4 パーセント」なので、世界人口が増加傾向にあります。「外国人高度人材（知的労働者）」での「大学院修士号及び同等の経歴を有する者（マスター以上）」を優先し、「年間約 50 万人」の人々が日本に永住すれば、活気ある日本社会になると思います。日本国独自の難点では、「質の高い知的労働者」を世界から、ヘッドハンティングしていく事が「至難の業」となります。

（３）例えば、科学で説明すると「企画及び研究開発（フィロソフィー）、設計施行（ブリッジ）、製造技術（マニュアル）」の行程です。段階的内容では「企画及び研究開発は論文、設計施行は小論文、製造技術は作文」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学（テオリー）と実験物理学（テスト）」の経過観察過程での、研究開発の結果内容を記入します。「技能実習生」程度で培った情報源で、感想を述べる作文程度の文章能力では、学術論文まで辿り着きません。

（４）「職業や人材に貴賤が存在する」と言う事を、十分に考慮して頂きたいです。高度な科学的ベンチャー企業などは、優れた技能や知識を持つ多様な高度な人材しか活躍できない状態です。単純労働の外国人技能実習制度でしか雇えない企業が、能力レベルの低い「日本のブラック企業（違法労働企業）」の温床になります。「日本のブラック企業（違法労働企業）」を支える必要性もありません。未来は、「人口知能（AI）及び宇宙研究開発（スペースコロニー）」で、外国人高度人材の「質の高さ」で選ぶべきです。

２．労働市場の最低労働賃金を全国一律で「最低時給単価約 1.300 円以上」に引き上げる政策の提案。

（１）グローバル化及びイノベーション化を加速する為に、労働市場の「最低時給単価約 1.300 円以上」が望ましいです。社会構造縦軸では、「上流層（グローバル）、中流層（国家水準）、下流層（ローカル）」の「資本主義と社会主義」です。社会構造横軸では、「中間層の左派（コムニズム）、右派（フェシズム）」の「独裁主義と民主主義」です。今後は横軸の「中間層（国家水準）」では無く、縦軸の「上流層（グローバル）」を主力でのハイスペックが質的に向上します。社会構造横軸の「国民総活躍（中間層）」では、生産性が下がります。

（２）「グローバル化（国際化）」推進では、「外国人高度人材（知的労働者）」を導入する事で、「単純労働（ルーチンワーク）」を、減らす方向性が効率的に良いです。「外国人高度人材（知的労働者）」の子孫が日本国に定着する事が、国民の質を上げて行きます。例えば、「約 99 パーセントの凡人（普通）」が、「社会保障（生活保護）」で暮らして行けば、「約 1 パーセントの外国人高度人材（知的労働者）」の邪魔をしなくて済みます。

（３）「イノベーション性（創造性）」の推進では、「人工知能（AI）」を活性化する事で、人件費を機械の導入で補えば、効率が良くなります。「約 99 パーセントの凡人（普通）」を基準とせず、「約 1 パーセントの天才（才能）」を活用する事です。人類の構造の約 99 パーセントは左脳言語権力性で、約 1 パーセントは右脳創造性です。天才の領域は、右脳創造性なので、社会構造を変えて行く事です。

（４）日本企業の生産性が悪い原因は、雇用形態に問題があり企業側に対して「エキスパートエグゼプシヨ

ン制度（高度専門契約）」の労働契約的な概念が無いからです。例えば、欧米には「正社員（終身雇用や無期雇用）」が存在し無いです。海外では「総合職（正規雇用）」が無く、「有期雇用（契約社員）」が通常の労働契約ですし、日本の戦国時代でも「終身雇用や無期雇用」が存在しません。「最低時給単価約1.300円以上」に引き上げる事により、機械化が推進され生産性が上がります。企業側が不用意に、「アルバイトやパート」等を雇えなくなり、「日本のブラック企業（違法労働企業）」が減少でき効率が良いです。

3. 発展途上国に対しての「政府開発援助（ODA）」の廃止について政策の提案。

（1）「政府開発援助（ODA）」で、「発展途上国（開発途上国）」を支援しても、「教育や医療」等に行きつく前に、効力を発揮できて無いので廃止するべきです。「学校や病院」等の施設を創設しても、内戦等で行き届きません。例えば、アフリカ諸国は「餓死」の危機にあり、雇用の方を必要としています。解決策では、日本の産業部門での「起業家（経営者）」が、現地に行き発展途上国の、雇用増大で貢献すれば良いです。

（2）「政府開発援助（ODA）」を支援している日本国以外の先進国は、領土面積が大きい大国であり、「代理権戦争（介入権戦争）」により発展途上国の資源を奪う為の戦略です。小国である日本国の規模では、国際規模での「集団的自衛権の行使」が効率性に良いです。例えば、日本国の様な資源の無い国は、長期的な効果を発揮しません。日本の戦後での高度経済成長は、発展途上国の「代理権戦争（介入権戦争）」により日本の国の利益になりました。

（3）「政府開発援助（ODA）」により発展途上国の現地インフラを整備しても維持管理していく為の、人材や設備が現地に無い理由が2段階に存在します。（ア）発展途上国は「国家統治から民主主義」に移行できず、独裁政権下の国が多い事が挙げられます。発展途上国の国家統治から始めないと、「政府開発援助（ODA）」の効果が出ません。（イ）発展途上国の国民性に問題があり、「温厚で衝動的」な国民性なので、未来を考えた計画を立てれ無い事が欠点です。植民地化された国民性が知性を阻害され、独裁政権にコントロールされて来た事が原因だと考えられます。奴隷国家の国民とは、「統合哲学（社会科学）」を与えられる事が無いです。

（4）「積極的平和主義」で、アジア諸国を中心に実施したと思われるが、「政府開発援助（ODA）」を介入戦争に使われ、発展途上国の内戦悪化の恐れがあります。「貧困が紛争の温床になっている」と言いますが、発展途上国の貧困が原因では無く、欧米諸国による介入戦争が原因です。代理権戦争に使われない為に、「政府開発援助（ODA）」を廃止していく事が望ましいです。

4. 「職業能力開発訓練（ジョブトレーニング）」及び「職業安定所（ハローワーク）」の廃止について政策の提案。

（1）「職業能力開発訓練（ジョブトレーニング）」及び「職業安定所（ハローワーク）」での厚生労働省管轄下の職員が、居場所の確保程度で天下り幹旋を防止する為に、廃止するべきです。「職業訓練（ハロートレーニング）」での教育訓練で、「何が出来る（CAN-DO）」と思考するべきです。仕事には貴賤が有るので、社会に必要され無い労働も存在するのです。「職業安定所（ハローワーク）」での職業紹介事業の「求人検索及び求人紹介」を、廃止する事が望ましいです。今の時代では、インターネット求人でのサイト検索が主流で、企業側に直接応募が可能になります。

（2）職業訓練には要素が挙げられます。（ア）既存的要素では、「能力（キャパシティ）」の事。（イ）実績的要素では、「成果（リザルト）」の事。（ウ）経験的要素では、「経歴（キャリア）」の事。（エ）職人的要素では、「才能（センス）」の事。才能で自分の腕に自信が無ければ、教育を受けても無駄です。職人とは世界共通であり、師匠の背中を見て覚えろと言う理由は、職人氣質の才能を伝授できる物では無いのです。江戸時代の日本は、「士農工商」の世襲制度だからこそ、子供の頃から師匠の背中を見てきた成果なのです。

（3）「ジョブカフェ（就職支援事業）」及び「サポートステーション（若者就業支援）」を見直すべきです。履歴書及び職務経歴書の書き方や面接の仕方等の低いレベルで、維持費が財政負担を圧迫します。現代の求人応募時には、採用側が求職側のパソコンスキルを確認する為に、電子メールでの履歴書及び職務経歴書の送付を、要望している企業側が多いです。産業時代での高度経済成長の概念を廃止し、「情報技術（IT）」の技能を磨く為に、パソコン技能を向上させたジョブカフェ支援事業での職業訓練が必要です。

（4）職業能力開発訓練には、「ハロートレーニング及びサポートステーション」が存在すると思いますが、職業訓練を受けても、未来の就業先が見つかりませんので税金の無駄です。出来る人材は、時代に合わない職業訓練等を受けなくても、既に活躍できるポテンシャルが有ると考えられます。「人工知能（AI）」での基準に対し、職業能力開発事業に必要な無い項目が、多すぎるので廃止するべきです。

5. 日本国における国籍条項を撤廃した「外国籍での公務員の廃止」について政策の提案。

（1）外国籍での公務就任権が無いのに、「各市町村及び各都道府県」の裁量では、「日本国籍を有しない職員を任用することのできる職の範囲を定める規則」を作成して、「公務員の国籍条項を撤廃」し外国籍での

公務員を任用していると思われま。 「国及び地方公務員法」の解釈として「公務員に関する基本原則により、地方公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わるものについては日本の国籍を有しないものを任用することができない。」と規定しています。

(2) 日本国憲法の場合は「すべて国民」として「自国民（日本国籍）」が対象なので、外国籍の公務員は対象外になり、日本国における「国旗国歌斉唱」の義務が無いです。例えば、「外国人と日本人の違い」を確認し学習する事が目的であれば、「外国語指導助手（ALT）」の様に、「知識及び技能」を教える程度の「グローバル及びイノベーション」等での、高度な能力を伝授させるだけで十分です。「教育委員会（教育部門）」では、国籍条項が規定されています。外国籍での教員の場合には、「教諭（指導専任）」として「学級（担任）」を担当させ、生徒に思想を植え付ける事が、国民側から見て違和感があります。

(3) 外国籍での公務員の採用での場合は、公務に制限がありますので、「係長以上の役職（管理職）」の採用を廃止する事が望ましいです。「係長以上の役職」の場合は、責任が存在する「公権力の行使に携わる職及び公の意思の形成への参画に携わる職」なので、日本国の為に希望をもたせても、「外国籍の公務員」に見返りが無いので無駄です。

(4) 外国籍での大学教授の場合には、「公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第一条」では、「大学における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。」と明記されています。国籍条項を撤廃が出来る「外国籍での公務員」の場合は、大学機関等の大学教授での「研究開発（リサーチ・アンド・デベロップメント）」を目的にする事であり、「常勤（専任講師）」と「非常勤（嘱託講師）」と区別するべきです。外国籍での大学教授は、「非常勤（嘱託講師）」が妥当です。

6. 生活保護制度での「日本国籍での生活保護」に対し「外国籍での生活保護」の区別について政策の提案。

(1) 「外国籍での生活保護」は、「各市町村」での裁量の余地が存在します。「日本国憲法、生活保護法、教育基本法」での、「すべて国民」とは、原則として「日本国民（自国民）」を守る為の法令です。日本国が「全人類」を守る権限はありません。各市町村は、独自に「生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱」を作成して頂きたいです。「外国籍での生活保護」は、人道的に「傷病（障害）」の状態を除き「当分の間（一定期間）」が原則なので、「約1年」程度の継続措置が妥当です。

(2) 「適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人について」での、「当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手續により必要と認める保護を行うこと。」を明記しています。「昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知」で高度経済成長時の古い物です。「改正平成26年6月30日社援発0630第1号による改正まで」と最新の物が出ていると思いますが、通知であり法令ではありません。

(3) 正確性が無いのですが生活保護支給率の数値です。(ア) 日本国籍総世帯数約5085万世帯で、生活保護世帯約132万世帯なので、「支給率約2.6%」です。外国籍総世帯数約109万世帯で、生活保護世帯約4万世帯なので、「支給率約3.6%」です。統計的には、外国籍の生活保護者が多いです。(イ) 欧米の社会保障制度では、日本国で言えば「マイナンバー」での「社会保証番号」が無い場合に、「自国籍と外国籍」の差が大きいので、「移民及び難民」の「2世や3世」が定着し、「路上生活者（ホームレス）」が存在し、日本国の事情とは異なります。欧米の様に「外国籍（外国人）」には自国の国に帰国する場合と、「路上生活者（ホームレス）」の場合で、選択して頂きたいです。

(4) 外国籍での生活保護は日本国憲法で守られている「自国民（日本国籍）」を「第一主義（ファースト）」とし、日本国憲法で守られていない「外国人（外国籍）」を「第二主義（セカンド）」にする事が妥当です。日本国籍での生活保護に対し、外国籍での生活保護について区別を入れる事が先決で、逆に不公平をまねきます。

第5章 「ガバナンス（政治統治）」構造の改正による具体案。

1. 「PDCA及びOODA」を廃止し「ワーキンググループ（研究開発）」を導入について政策の提案。

(1) 「PDCA及びOODA」戦略は、「計画及び観察」の段階で、失敗すると「実行、評価、改善（判断、決定、行動）」で、戻り直します。失敗した事を認識すれば良いのですが、システム開発の「入札（発注）から受入（試作）」は、納期近くには修正案が多くなり「改修（デバック）」する方法論しかありません。「計画」の部分で深慮するには、マネージメント運用を「ボトムアップ」にし「PREP法（目的、理由、事例、結論）」の中に「因果関係と相関関係」及び「分散思考と収縮思考」等を使い、企画力を強化する事です。

(2) 行程とは、「垂直軸と水平軸」を考慮します。垂直軸の「上流工程の企画及び研究開発（論文）、中流工程の設計施行（小論文）、下流工程の製造技術（作文）」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学（テオリー）と実験物理学（テスト）」の経過観察を、研究開発の結果内容を記入します。水平軸の「PDCA及びOODA」の発案者は、軍隊レベルの中流行程で、上流工程の学術論文まで辿り着きません。軍事戦略は、「準備と訓練」が整う場合で、臨機応変さを発揮できます。

(3) 設計施行する前に、研究開発で検証をする方が強度向上します。「0ベース設計」は、実績のない製

品を最初から作る方法です。「ベンチ設計」は、過去の実績を性能比較しステップアップで作る方法です。理科学は文学と異なり、基礎ベースが強固で無いと、上に積み挙げても動きません。数学公式よりも、単純化した算数公式の方が良いです。ハード面は寸法でソフト面は制御です。設計図は「左脳の2次元(縦と横)」で、完成品は「右脳の4次元(縦と横と奥行きと時間及び場所)」です。

(4) 現代の軍隊では、「大隊(約1,000人規模)、中隊(約100人規模)、小隊(約20人規模)」から成ります。中流工程の大隊を送り込む前に、小隊規模の「情報偵察部隊(空挺特殊任務部隊)」等で、敵地の情報を分析します。企画部分の偵察任務が出来てない状態で、大隊を送り込む掃討作戦は失敗し、日本の戦国時代の消耗戦です。行政機関は、「上流工程から下流工程」のデータ解析する知識が無いと、運用管理が出来ないと思います。

2. 「作戦(オペレーション)」構造での「PDCA及びOODA」の廃止について政策の提案。

(1) 軍事学では「カテゴリー(区分)」があり、「戦略(ストラテジー)、作戦(オペレーション)、戦術(タクティク)、兵站(ロジスティク)」です。詳細では、「侵略権戦争、自衛権戦争、代理権戦争」は戦略です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」や「PDCA及びOODA」は作戦です。「攻撃、防御、後退」や「任務遂行と離脱遂行」は戦術です。後方支援部隊の物資量は兵站です。作戦レベルの「PDCA及びOODA」は、「戦車の対機甲戦、軍艦の対艦砲戦、戦闘機の対空襲戦」等の種類に最適ですが、歩兵部隊等の機動性に富んだ動きには不向きです。

(2) 戦略思考のパターンがあります。(ア)「ベーシックブレインストーミング」方法では、因果関係と相関関係から、長所が短所になり短所が長所になります。量質転化の法則から、分散思考と収縮施行から来る、演繹法と帰納法です。(イ)「リフレーミング」方法では、思考の枠に組み込まれた角度を変え、抽象的概念と具体的概念を使います。(ウ)「ハイステップストーミング」方法では、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、Aの情報源からBとCを抜かして、Dに飛び級の思考です。少ない情報ベースから答えを導き出しますが、右脳創造性のIQ約150ポイント以上の天才しか使えません。

(3) 第二次世界大戦では、旧日本軍大本営は作戦を作れるが、戦略が当時の原因です。(ア)旧日本海軍は、戦艦大和の約4キロメートル上空に米軍戦闘機が待機し、直滑降に近い角度の約60度で奇襲攻撃をしました。戦艦大和の艦砲射撃の角度は約60度以上に達しない為に、一度も艦砲射撃が出来ない状態で約3時間後に撃沈しました。(イ)旧日本陸軍は、兵站の補給物資が足りずに戦闘に至らず、病死や餓死で壊滅しました。

(4) 教科書の兵法は古い戦略で芸術程度です。「公文章」を作るには、世間話し程度の「長文グラマー(文法)」を使わず、「短文フレーズ(熟語)」使い「メタファー(抽象概念を具体概念)」から「単説明瞭」に作るのが基本です。「戦争や震災」等の危機管理状態の時は「一刻一時」を争う事態で、「厳密な機能」で公用語を作る事です。科学技術では「上流工程から下流工程」迄を分析し、今後の未来を向上させます。哲学力を向上させる事が、新しい戦略を組み立てるのです。

3. 「官公庁(財閥企業)」での「ガバナンス能力(組織統治)及びマネージメント能力(人材管理)」の向上について政策の提案。

(1) ガバナンス能力の向上では、トップダウン構造を約50パーセントとボトムアップ構造を約50パーセントの組織構造の変革が必要です。トップダウン構造を強くしてしまうと、最新の情報が入り込め無いので、ボトムアップ構造が最適です。「三角形トライアングル組織構造(ピラミッドストラクチャー)」では、専務クラスから部長クラス等の上級管理職員が約5パーセント、課長クラスから係長クラスの間管理職員が約15パーセント、下級職員が約80パーセントの構造が望まれます。組織バランスを向上させるには、課長クラスから係長クラスの間管理職員を中心に削減して行く事です。

(2) ガバナンス能力の向上では、上級管理職員から中間管理職員の能力不足の状態では機能しないので、管理職員を「リストラ(退職勧奨)」に追いやるべきです。上級管理職から中間管理職の「職員給料査定(ペイメント)」を約40パーセント以下に削減していけば、能力レベルが低い上級管理職員から中間管理職員は、自発的に退職していくと思われます。生物学及び植物学の全般では、人間とは似たもの同士を選別するので、上級管理職員から中間管理職員の人材の質を上げれば、下級職員の質も上がると思われます。

(3) マネージメント能力の向上では、管理職員は能動的に「コマンダー(司令)」として、下級職員に対し常にオーダーを出せる能力が必要で、幼稚的な理解してもらいたい等の受動的要素は、機能しないです。下級職員から来た情報に対し、管理職員が収集をかけ処理していく事が最適です。国家機関とは、「戦争及び震災」等に対応する事に想定し、管理職員が精神状態を不安定になる事であれば、頼り無い状態です。

(4) マネージメント能力の向上では、世界の先を行く先進国での場合は、「人工知能(AI)及び宇宙研究開発(スペースコロニー)」の時代に突入し、人類史上の教科書が無い状態を認識するべきです。無駄な事をしない為には、他国の成功事例を複製し手本にする物が未来に無いという状態であり、宿命と試練を背負

い人類の先駆者として自分が試されている事なのです。

4. 「国（各市町村及び各都道府県）」が税金で運営する「公共施設の廃止」について政策の提案。

(1) 私が障害者の立場からの考えです。私の障害名は「高機能自閉症広汎性発達障害（右脳創造性偏重型）」です。私の状態は、「無職（生活保護受給者）」で就労不可です。「障害（傷病）」を理由として、施設等の運用での利用不可の基準的な考えでは、「安全の確保」の部分です。「障害（傷病）」の場合は、パニックを起こすと「安全の確保」の対応に、運用費用が掛かります。解決案では、人類に寛容性があれば良いのですが、今の人類の構造上では不可能です。「障害者差別」は解決できない問題だと考えています。「国家機関」が、安全コストを負担し、「障害者（傷病者）」を守れば解決する問題ですが、「安全の確保」に対応する、財政コストが掛かります。

(2) 国家機関の「公共施設」は、「売却し民営化」が望ましいです。公共事業での「障害者施設及び医療施設」、「美術館及び博物館」、「図書館」、「公園及び競技場等のスポーツ施設」等を創設する必要性が無いです。「社会教育法第九条（図書館及び博物館）」での、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」及び「図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。」と明記しています。「教育基本法第十二条（社会教育）」での、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と規定していて、原則的には「個人の要望や社会の要請」が無ければ、国家機関が財政負担をしてまで、「公共施設」を維持する必要性が無いです。

(3) 私の障害の場合では、労働市場でも「創造的破壊（スクラップ・アンド・ビルドアップ）」が起き、「企業側（組織側）」が拒絶するので、無職の状態です。天才的な約1パーセントの創造性を出したとしても、天才的な要素での創造的破壊により、凡人の約99パーセントの、既得権益が崩れる要因です。「天才と才能」は状態が異なり、天才は「こだわり」が強いのでは無く、才能が無くても「集中力」が凄いです。凡人の習慣的な「マルチタスク（均等脳）」より、高い能力の天才的な「セパレートタスク（区分脳）」であれば、「天才も障害者」という事です。創造的破壊に対応できる人類構造であれば、天才の能力が受け入れられると思います。

5. 各市町村の「年金課（年金部門）」を閉鎖し「日本年金機構」に全て委託について政策の提案。

(1) 各市町村の「年金課（年金部門）」を廃止し、「日本年金機構」に全て委託して頂きたいです。市役所の年金課は、複雑な年金に関する知識が足り無い状態で運用していて、今の時代では能力不足で使い物にならないです。国民の立場から見て「年金課」の年金業務を維持する事が、二重行政サービスで税金の無駄です。市役所の年金課の能力不足だと思いますが、「事務的なミス」が多すぎて改善の余地がないと思います。

(2) 財政利益の計算方法では、「 $\text{税収収益} - \text{維持コスト} = \text{財政利益}$ 」で、「維持コスト」が膨大に掛かり「財政利益」がマイナスになります。結論では、「税収収益」を上げて「維持コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。維持コストの方を重点的に考え、税金で補助している「市役所（各市町村地方自治体）の年金課」を閉鎖し、日本年金機構に委託するべきです。

(3) 例えば、抜本的に「共済年金（障害共済年金）、厚生年金（障害厚生年金）、国民年金（障害基礎年金）」を一元化すれば、行政コストが下がります。欧米の年金制度を調べたのですが、年金制度の一元化が主流です。行政は明治維新から古い状態で継続していて、随時改定を積み重ね上乘せしてきた結果、今の時代に合いません。

(4) 各市町村の「年金課（年金部門）」を閉鎖した後の対策方法としては、今の時代「マイナンバー制度」が存在するので、市役所の「住民課（市民課）」の方で随時ダブルチェックすれば効率が良いです。市役所の「年金課（年金部門）」が継続的に維持されていると、財政的にマイナスになるので閉鎖が望ましいです。

(5) 「国民年金法第三条3（管掌）」での、「政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。」を廃止してしまえば、市役所の「年金課（年金部門）」を各市町村で独自に閉鎖する事ができるので、財政コストが掛からなくて済みます。流動性の高い社会構造なので、国際教育での「社会保障教育」も重要です。

6. 「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で民主共和制による大統領制の創設について政策の提案。

(1) グローバル時代では、「天皇政権及び元号制度」が時代に合致しません。「天皇政権」を廃止し、平民化して行く事が望ましいです。「元号制度」を廃止し「年号の西暦制度」に変換すれば、外国人が理解しやすいです。古い制度を維持していく事が、国際社会での日本国の成長を妨げにしています。日本国民は、「雑種（ハイブリッド）」で、「天皇政権（貴族階級）」に憧れる事が、国際社会では古い概念です。「国家神道」の思想を維持する意味が無く、「多神教」であれば「無宗教」でも対応が可能です。

(2) 第二次世界大戦時には、「旧日本軍大本営及び日本国民」が、天皇に君主制を導入し独裁政治を創設

した結果による、日本国の誤りでの歴史があります。戦後の「天皇政権と日本国憲法第9条」は、密接な関係が有ります。「GHQ（連合軍）」の圧力で、昭和天皇が戦犯の処罰を避ける事で、日本国憲法第9条と引き換えに、「天皇政権及び元号制度」を維持してきました。私の考えでは、国民を戦争に導いた、当時の最高責任者の昭和天皇も、戦争責任が存在します。「天皇万歳」と殉職している、無意味さが存在します。

(3) 天皇政権及び元号制度を廃止する事のメリットが挙げられます。(ア) 維持する無駄な、税金のコスト削減の部分。(イ) 国家主権が国民主権に対し、戦争利用が出来ない部分。(ウ) 平民を選べる人権の選択肢を設け、国民的な権利の追求が出来る部分。(エ) 行政権で選抜する総理大臣制を解体し、民主共和制での立法権で選抜する大統領制の創設が出来る部分。(オ) 国民の独立と平和を向上させる為に、国民主権の軍隊を創設し、日本国憲法第9条の廃止が出来る部分。

(4) 年号の西暦制度を導入し、国際社会と統合する事が簡単です。平民の立場から、天皇政権が国民の象徴では、無意味なので廃止が望ましいです。天皇が日本国の無駄な公務を担わない為に、平民の生活を選べる選択肢と、人生の権利を与える事を国民側から提示するべきです。日本国憲法の改正内容では、「天皇(象徴)」を廃止し、「立法権(国会)」に権限を置かせる事です。「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で総理大臣制を解体し、大統領制の創設する事が、現代に対し効率が良いです。

7. 「人工知能(AI)」の社会推進での「定義」について政策の提案。

(1) 「人工知能(AI)」分野の用語では、「知恵(ウィスダム)」の定義を具体化し、応用力からの「創造性」と認識して頂きたいです。生物進化論では、「チンパンジー(猿)」の群れから、人類が外に出て独立した様に、人間社会からAIが宇宙に進出する時が、人類が生み出した創造領域の成功です。AIが人類の知性能力を超えても良いです。

(2) AIには能力の段階があります。(ア) 日常領域的な「総合人工知能(GAI)」です。(イ) 専門領域的な「専門人工知能(SAI)」です。(ウ) 人間の創造性を超えるハイパー領域的な「超人工知能(HAI)」です。人間の平均IQは約100ポイントで、「チンパンジー(猿)」の平均IQは約50ポイントなので、「超人工知能(HAI)」では、人間と会話ができずに地球から離れると思います。

(3) 「サイボーグ(生命体ロボット)」と「アンドロイド(人間型ロボット)」の違いがあります。(ア) 人間と機械の組み合わせが、「サイボーグ(改造人間)」です。(イ) 機械とAIの改良の組み合わせが、「アンドロイド(人造人間)」です。例えば、生命体である「寝たきり老人」に、サイボーグ化させても無意味なので、人類の能力を超えたアンドロイドを生み出す事が望ましいです。

(4) アンドロイドを制作するには、「フィジカル(ロボテックス機能)」と「ブレイン(AI機能)」の融合性があります。(ア) ロボットのフィジカルは、「パワーとスピード」です。(イ) AIのブレインは、ワーキングメモリーの「前頭葉(判断認識)、頭頂葉(体性感覚認識)、側頭葉(時間認識)、後頭葉(視覚及び聴覚認識)」等の機能で、知性は「前頭葉(判断認識)、左脳(言語認識)、右脳(空間認識)」です。人間の「右脳(多様性創造力)」での、超越的欲求のプログラミングが難問です。

(5) AIを制作する上で、人間の「衝動性(感情性)」を排除して作る方が効率的に良いです。例えば、小脳運動機能欲求の「生理的欲求(食欲、睡眠欲、排泄物欲)」と、大脳精神欲求の「社会欲求及び承認欲求」の「人間(生物)」分野を排除した状態での、AIのプログラミングが望ましいです。人間の知性的要素をAIに真似させれば良いのですが、最終的な課題は、創造性の部分が難問です。

8. 「人工知能(AI)」の社会推進での「倫理」について政策の提案。

(1) 「人工知能(AI)」が人類の能力を超える事を目標としているので、「AIの倫理観」が制御不能でも問題が無く考えます。(ア) 人間を中心に考えても無駄であり、人間の方が倫理観の学習能力が低いので、AIの方が倫理観を自己学習していけば、高度で多様な機能が生まれます。(イ) 人間は生物であり「衝動性及び感情性」に支配されているので、理性で制御しています。人類は尊敬できる物では無く、理性が無ければ動物と変わりません。

(2) AIが進化すれば、人類の無駄な雇用を排除でき効率が良いです。(ア) 日本の江戸時代での、農耕時代の貧困率は約80パーセントも有り、現代の貧困率は約16パーセントなので、科学の力で貧困率を下げました。農耕社会を維持する為にマンパワーの必要性があり、人類は飛躍的に人口増殖の選択肢しかありませんでしたので、人間が深慮している暇がない状態でした。幸福度と貧困率は比例していて、貧困率が下がれば幸福度は下がります。(イ) 生物進化論では、環境適合の能力に有効性があり、AIが環境に適合すれば、今後は人類の無駄な増殖は不要なので、地球環境にも効率が良いです。

(3) AIが進化すれば、「GDP(国内総生産)」は降下し経済発展しませんが、人間社会の貧困率は下がると考えます。資本主義の発祥とは産業時代の構造から始まり、計算式では「(土地+労働+生産)×消費」が基準です。(ア) 資本主義フロンティアを拡大する部分では「宇宙時代(スペースコロニー)」での、「土地の消費」を目標とする事です。(イ) AIは人間と違い人権費が無いので、「労働の消費」が無いです。(ウ)

宇宙には「物質、生命、情報」があり、AIの情報空間から人類の物質空間での構造で、「生産の消費」が無いです。地球規模の発展では、「発展途上国（開発途上国）」等の産業が遅れている国の支援が、解決策しか無いと考えます。

(4) AIが人類の能力を超える事での、「利点（メリット）」があります。(ア)人類がAIを利用し創造性の情報を貰う事での価値があります。(イ)人類はAIを利用し労働力を補う事での価値があります。「人間の尊厳と個人の自律の尊重」は、人間社会の中での事柄でありAIには関係ない事なので、人間とAIを完全に区別するべきです。

第6章 生活水準での基準による詳細案。

1. マズローの6段階欲求による科学的根拠の生活水準について政策の提案。

(1) 人間の課題は欲求のコントロールにあります。「小脳（脳幹）」は、動物的脳で古い脳の本能です。「中脳（大脳辺縁系）」は、「海馬（記憶）と扁桃体（感情）」の情動反応の「喜・怒・哀・楽」や「快・不快」があり、側坐核は「依存感（報酬系）」です。「大脳（大脳新皮質）」は、人間の脳で新しい脳の理性です。自律神経では、「交感神経（活動時）」と「副交感神経（休息時）」でのホルモンバランスを維持しています。

(2) ワーキングメモリーの「前頭葉（判断認識）、頭頂葉（体性感覚認識）、側頭葉（時間認識）、後頭葉（視覚及び聴覚認識）」等の機能で、知性は「前頭葉（判断認識）、左脳（言語認識）、右脳（空間認識）」です。凡人脳は「右脳と左脳」を繋ぐ脳梁が大きいのでバランスが良くマルチタスク機能で、天才脳は「右脳と左脳」を繋ぐ脳梁が小さいのでバランスが悪くセパレートタスク機能です。生物は生存を維持する為に、欲求があります。小脳運動機能欲求では、「生理的欲求（食欲、睡眠欲、排泄物欲）」、安全欲求です。大脳精神欲求では、社会欲求、承認欲求、自己実現欲求、自我超越欲求です。

(3) 区分脳が出来た要因は、1日の平均摂取カロリーは、約3,000キロカロリーを維持すると、頭脳で使う消費カロリーは約40パーセントで、人体で使う消費カロリーは約60パーセントです。人間の脳は約10パーセントし機能しない原因は、摂取カロリーを増やすと高血圧になり、肝機能不全での糖尿病から「脳卒中や心筋梗塞」が増加します。摂取カロリーを減らすと低血圧になり、中高年以降から「癌（がん）」になりやすいです。摂取カロリーを増やさず省エネ脳にする為に、天才の区分脳が出来ました。

(4) 「健康で文化的な生活水準」とは社会欲求以上の状態を目指す重要性があります。人間として文化的水準を保ち生き続けるには、「衣・食・住・安全」以上の経済的要素が十分に必要です。例えば、江戸時代と今の時代では時代によって「健康で文化的な生活水準」が異なります。健康を維持し、新しい知識や教養を身に付け孤立を無くすには、経済的要素の向上を配慮する事が社会成長に繋がります。

2. 「健康増進法（受動喫煙防止）」の廃止について政策の提案。

(1) 「タバコ（煙草）」の禁煙は無意味であり、タバコの喫煙よりも、自動車や工場からの排出された「窒素酸化物（NOx）」が有害です。光化学スモッグとは、「高濃度の光化学オキシダント（Ox）」です。西日本では、特に大陸から来る「微小粒子状物質（PM2.5）」の方が有害で、微小なので人間の肺気管に入り込みやすいです。例えば、五感で認識できない様な、眼に見えない状態に有害物が多いので、風邪等のウイルスやPM2.5は、衛生用マスクを着けても無駄です。「埃（ほこり）」が多い場所は、衛生用マスクを着けた方が効果的です。日本の第2次世界対戦時の広島と長崎での放射線内部被爆では、「3世代（1世代20年）」以上の子孫は存続できないと言われていています。東日本では、震災時の原発事故で放射線内部被爆している場合があるのに、タバコ禁煙政策は無意味です。

(2) 無駄な政策を立てると、法案の維持コストで「デフレ（円高）」になります。「インフレ（円安）」にしたかったら、高齢者が普段元気で「ピンピンポックリ（早期他界）」してくれれば、医療費の負担がありません。私は長生きしたいですが、タバコを吸わせて人類が早期他界すれば効率が良いです。タバコは「ターンの部分」が有害物質ですが、自律神経系から「ドーパミン（男性ホルモン等のテストステロン）」の状態が維持されている男性には良く、1日約10本程度の少量であれば、ニコチンを摂取すると「オキシトシン（女性ホルモン等のエストロゲン）」が出て、精神状態が安定していきます。体質的に脂肪が多い場合での「肥満体（メタボリック）」が原因で、エストロゲンの分泌を加速させ「癌（がん）」になりやすいです。

(3) 日本国は高度経済成長時には、工場のコンビナートから排出された汚染により、四日市喘息等の事例があります。人類は自動車の排気ガスで健康被害を受けているのに対し、反知性主義者の連中が衝動的にタバコの煙は有害であると、何の科学的根拠も無い情報を「発信（センター）」し、「受信（レシーバー）」した反知性主義者の連中も何の科学的根拠も無い情報の全てが正しいと思っています。「健康増進法（受動喫煙防止）」で、今さらどうしたのと言いたいです。余りにも衝動的でレベルが低すぎるので、説明する自信が無いです。

「グローバル及びイノベーション」での「ダイバーシティ（多様人材）」の導入について政策の提案。

(1) 水平思考の「ファースト思考（デジタル）」からイノベーションは起きません。理数系離れが問題で

はなく、「社会科学（統合哲学）」離れです。垂直思考の「スロー思考（アナログ）」からイノベーションを起こします。「水平思考のファースト思考」と「垂直思考のスロー思考」の違いで、イノベーションの目指す方向性が異なります。「感情指数（EQ）」を上げても、衝動的で知性が上がらないので無意味です。EQが必要とされる時代は、天候に影響する農耕時代で、現在は科学の時代です。経済は人間の「感情（衝動）」で向上させているので、知性的である「政治文明（ポリティク）と科学技術（テクノロジー）」を目標にすれば、必然的に経済力は降下する事が妥当です。

（２）「知能指数（IQ）」が基準となり、「言語性及び創造性の入力（インプット）」から、知性を「増幅と減幅（バッファー）」させて「前頭葉処理能力の出力（アウトプット）」します。（ア）秀才の構造は、「入力領域IQ約100ポイント」の情報を「集約（インテグレーション）」させて、「出力領域IQ約150ポイント」で情報を「拡張（エクステンション）」して処理的能力が高いので、過去型ファースト思考です。（イ）天才の構造は、「入力領域IQ約150ポイント」の情報を「拡張（エクステンション）」させて、「出力領域IQ約100ポイント」で情報を「集約（インテグレーション）」して創造的能力が高いので、未来型スロー思考です。

（３）ハイステップストーミングの仕組みでは、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、「A」の情報源から「BとC」を抜かして、「D」に飛び級の思考です。直感等の「第六感（スピリチュアル）」を使ったのでは無く、「A」をIQ約100ポイント状態だとすると、最初からIQ約150ポイントの入力で「D」を認識できる能力の状態です。

（４）秀才の脳区分では、前頭葉型の「注意欠陥及び多動性障害（ADHD）」と、左脳型の「言語性権力（アスペルガー症候群）」を特性とし、言語に対する情報が多すぎて悲観的になります。天才の脳区分では、右脳型の「創造性多様力（高機能自閉症）」を特性とし、創造性に対する情報が入り過ぎて「ミラーニューロン（真似）」の機能が弱く、オリジナリティを追求して悲観的になります。

（５）ADHDは、情報処理能力が高いので、「アナウンサー、外国語翻訳、アスリート、企業家、政治家」等が向いています。アスペルガー症候群は、言語力が高いので「弁護士、医者、外国語通訳、アーティスト、ミュージシャン」等が向いています。高機能自閉症は、創造力が高いので、「科学者」等が向いています。言語性は、「2次元（縦と横）」を認識し、創造性は、「4次元（縦と横と奥行きと時間及び場所）」を認識するので、イノベーションは4次元で増幅させます。2次元の言語力は、数学や文法読解を解説する分野なので、4次元の創造力を使えば、数学や文法読解が出来ない事が当然です。

（６）科学技術の進化により、人類の平均IQ約100ポイントの限界を迎えてきた事が、イノベーションにスピードが無くなった要因です。科学技術が人類のマンパワーを超えてきたので、先進国等は成長しなくなりました。人類の経済成長率は日本の江戸時代でも、マイナス約0.3パーセントが普通であり、欧米を含めた先進国で日本の戦後に起きた高度経済成長は、プラス約10パーセントであり人類史上では初めての出来事です。生物進化論では「チンパンジー（猿）」から人類に突然変異する時間は、「約400万年」を費やし、約1パーセントの構造の違いでは、IQを約50ポイントに上げた程度です。人類の生物進化論に合わせ、地球環境が待たないです。「人口知能（AI）」等の科学技術が人類の領域を超える事しか方法論が無いです。天才の「区分脳（セパレートタスク）」での入力領域を、IQ約150ポイントに上げれば効果的ですが、今の人類構造では未来への存続が不可能だと思います。

第7章 官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案。

1. 「平成30年度中国若手行政官等長期育成支援事業」の廃止について政策の提案。

（１）外務省が立案している「平成30年度中国若手行政官等長期育成支援事業」には、無意味な政策なので反対です。中国の優秀な若手行政官等を我が国大学（修士課程）に原則2年間留学生として受け入れる事を通じて、親日派・知日派を育成する方針と記載されていますが、根本的に魅力が無い日本国なので、教育に税金を投入し「親日派・知日派」を作る事が無意味です。外国人留学生に日本国の税金で教育する事が無駄です。

（２）外国からの留学の目的は国家の人気度が存在します。（1位）アメリカ合衆国及びカナダ国。（2位）欧州諸外国。（3位）シンガポール国。（4位）日本国。具体的には、日本国は4流国家で有り、世界から見て人気が無く、相手にされて無いです。（ア）日本国の大学機関の知名度が低く、グローバル化に対応が、出来て無いので人気度が低い事。（イ）日本国民の知的水準が低く、魅力が無い事。海外諸国及び日本国でも同等ですが、優秀な人材は、アメリカ合衆国及びカナダ国に、既に留学しています。

（３）解決案では、外国から日本国に留学生を受け入れるのでは無く、外国から「外国人高度人材（知的労働者）」での「大学院修士号及び同等の経歴を有する者（マスター以上）」を優先し、「年間約50万人程度」の移民を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」です。国際的には、学歴とは出身大学の「最高学府」では無く、「学士（Bachelor）及び博士（Ph.D.）」での区別が有ります。日本国内での、外国人留学生の教育を外国人富裕層に限定する事が、効率的です。

(4)「発展途上国(後進国)」での、「行政官僚(官公庁職員)」の分野では、優秀な人材ですが、先進国では、知名度が低く人気が無いです。(ア) 発展途上国の国民に人気が高い職業は、「医者、弁護士、研究開発エンジニア、政治家、行政官僚」等の既存での中流系です。先進国の国民に人気が高い職業は、「スポーツ選手、芸術家、音楽家、宇宙飛行士、科学者」等の英雄での上流系です。日本国内での留学を目的とした「外国人行政官僚の育成」では、税金の無駄なので、廃止する事が望ましいです。

2. 内閣府食品安全委員会の職員を含む関係機関を「約200名から半分の約100名に削減」する政策の提案。

(1) 内閣府食品安全委員会では、「約7名の委員で構成され、約12の専門調査会及びワーキンググループにおいて、約200名を超える専門委員の協力による。」と記載されています。今後は、人間の実験を実施が出来ず動物の実験のみなので、半分の約100名に人員を減らす事が望ましいです。「マウス(動物)、ラット(動物)、ウサギ(動物)、ヤギ(動物)、イヌ(動物)、ヒト(人間)」では、動物と人間の間には、「セルロース分解」による差別的な食物吸収が異なります。

(2) 人間と動物での実験事例があります。(ア) 人間の実験では、同じ食物成分を約1日間に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約2日を要します。(イ) 動物の実験では、同じ食物成分を約1日間に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約4日を要します。動物は、食物による消化する時間は長いです。人間は、食物による消化する時間は短いです。人間は、同じ食物を長期的に食べ続けると有害物であり、短い時間で速く消化されます。動物実験での効果は、消化され吸収するまでの時間が人間の実験より長いです。

(3) 人間に近い哺乳類での「動物検体(ユニット)」の実験方法では、同一検体を使い同じ食物成分を吸収する前と、経過観測後の吸収した後の、前後2回のデータが必要です。「吸収前のデータ収集⇒経過観測⇒吸収後のデータ収集」の、同一検体での前後2回の実験データの差分を比較し、経過観測のインターバル時間も観測します。動物での、食物の吸収効果は、「肉体(フィジカル)」に多く移行します。人間での、食物の吸収効果での効果は、「頭脳(ブレイン)」に多く移行します。

(4) 人間の実験では、食物の吸収後の水分補給のみで経過観測し約2日後に検査する事が、医療での治療の必要性は、無いので倫理に反します。「動物と人間」の間には、セルロース分解による吸収的な差分を解明するまでは、今後の人間の実験を実施しても効果が無いと思います。食物の吸収性における動物実験が主力になりますので人員を減らせず。内閣府食品安全委員会では、約200名の専門委員の協力には、財政コスト削減の為に、約100名に削減する事が望ましいです。

3. 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に「プロバビリィティ(確率)」を記載する政策の提案。

(1) 内閣府食品安全衛生のレポートでの食品健康影響評価に、「健康を損なう恐れが無い」と明記しています。人間への実験を実施して無い事で、「人間への安全性上での判別が不可能」と記載するべきです。人間に近い哺乳類動物で実験する事は、正論であり人間への安全性上での判別ができない事を、明記するべきです。完全に断言できない場合は、人間を不安にさせてでも、人間への安全性は未回答と記載するべきです。

(2) 科学とは、約100%の確率で立証でき無い為に、確率で確認するので「プロバビリィティ(probability)」の「約(概略)」の記載が入ります。動物実験が中心であり、人間実験が出ない場合を前提に、「人間に健康被害があるかは未確定」と明記するべきです。仮説論文では断言ができますが、「データ(数値)」が基準となるレポートの場合では、人間には影響が無いと断言すると、間違いになります。

(3) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価には、「厚生労働省及び農林水産省」が記載している部分を使い、動物実験での「無毒性量(NOAEL)」から換算し、「一日摂取許容量(ADI)」の約80%の範囲内に収まる事で、「推定一日摂取量(EDI)」を確認している事を、記載すれば済みます。「急性参照用量(ARFD)」及び「短期推定摂取量(ESTI)」の場合では、統計的な「プロバビリィティ(確率)」を計算すれば良い事です。

(4) 「一日摂取許容量(ADI)」の計算式では、「動物実験から得られた無毒性量(NOAEL) ÷ 安全係数(通常は100) = 動物とヒトとの違い(種差) 10 × ヒトにおける個人的な差(個体差) 10」です。食品健康影響評価では、食品の安全性での提唱が出来無いので、「しかしながら(But)」を使い、確率統計上は安全性が確認されている事として、明記すれば良いのです。約99%の凡人を守ると行政コストが掛かるので見捨てる事が正論であり、約1%の富裕層に食の安全性を買わせ区別すれば良いのです。

意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの (2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見)
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見
<p>脱原発をはかるために家庭用の蓄電池の建立の計画を提案します。亜鉛と銅の電極を塩酸のなかに沈めてそれに水平になるように真横に電磁石のように亜鉛と銅の電極を回転させます。</p> <p>そこに少しかだけ火力発電で得られた電流を電線からひきこみ、電極のなかを水平の電極を回転させて電力を作り出し電流をとりこんで電気を増幅させます。これはバッテリーの原理ですが、貯水タンクぐらいの大きさでバッテリーをつくると、家庭用の蓄電池ができませんか？ビルの、場合何個も取り付けたりして、政府が太陽光パネルのように援助金をだしながら、設置する方法です脱原発をはかるために家庭用の蓄電池の建立の計画を提案します。亜鉛と銅の電極を塩酸のなかに沈めてそれに水平になるように真横に電磁石のように亜鉛と銅の電極を回転させます。</p> <p>そこに少しかだけ火力発電で得られた電流を電線からひきこみ、電極のなかを水平の電極を回転させて電力を作り出し電流をとりこんで電気を増幅させます。これはバッテリーの原理ですが、貯水タンクぐらいの大きさでバッテリーをつくると、家庭用の蓄電池ができませんか？ビルの、場合何個も取り付けたりして、政府が太陽光パネルのように援助金をだしながら、設置する方法です。</p> <p>半導体の水溶液のなかでディスプレイをひからせて得られたフォトンで電力にかえる実験をおこなえないだろうか？携帯などの画面から出るフォトンで何かの配線を使って画面から出たフォトンをもう一度スマホに取り込むことができると、電力の消費がおさえられる。世の中のLEDから出た光を何かの導線を使ってフィードバックさせるやり方があると、電力によって一旦光ったディスプレイの光の素粒子をリチウム等に変えてリチウム電池で拾い直すやりかたができるとおもいます。</p> <p>サファイアのつくりかた。必要なものアルミニウム、翡翠、石英、塩化ポリエスチレン、ナフサ、硫化銅、ホウ素。まずボイラーのようなところに、塩化ポリエスチレンとナフサ、アンモニウムをいれて、簡単なポリパテのようなそざいをつくる。</p> <p>そこに、細かく粒子状にした石英と翡翠の粉を混ぜ合わせる。そこに、ホウ素と硫化銅をたしていくと、翡翠にプラスチックの青色の色のついた石のような金属ができ、ホウ素でホタル発光と言って、金属が蛍光色に、光出す。この場合、硫化銅を混ぜてあるので、青色の蛍光色で発光する。この素材でつくった原料は天然のものよりかなり純度が高くないかもしれて、シルバーアクセサリー用の宝石 10 グラムで一万円ぐらいの宝石にしかならないかもしれないが、これをもともとサファイアのとれる天然の鉱脈へたしていくと、天然に近いものができる。天然に鉱脈を育てるのではなくて、鉱脈にそざいをたしていくことで、純度をあげていく。これは山の麓にポンピングで素材を押し上げていく工場をつくって、もともとサファイアのとれた鉱脈につぎたしていき、人工のような天然のようなサファイアをつくる</p> <p>サファイアのつくりかた。必要なものアルミニウム、翡翠、石英、塩化ポリエスチレン、ナフサ、硫化銅、ホウ素。まずボイラーのようなところに、塩化ポリエスチレンとナフサ、アンモニウムをいれて、簡単なポリパテのようなそざいをつくる。</p> <p>そこに、細かく粒子状にした石英と翡翠の粉を混ぜ合わせる。そこに、ホウ素と硫化銅をたしていくと、翡翠にプラスチックの青色の色のついた石のような金属ができ、ホウ素でホタル発光と言って、金属が蛍光色に、光出す。この場合、硫化銅を混ぜてあるので、青色の蛍光色で発光する。この素材でつくった原料は天然のものよりかなり純度が高くないかもしれて、シルバーアクセサリー用の宝石 10 グラムで一万円ぐらいの宝石にしかならないかもしれないが、これをもともとサファイアのとれる天然の鉱脈へたしていくと、天然に近いものができる。天然に鉱脈を育てるのではなくて、鉱脈にそざいをたしていくことで、純度をあげていく。これは山の麓にポンピングで素材を押し上げていく工場をつくって、もともとサファイアのとれた鉱脈につぎたしていき、人工のような天然のようなサファイアをつくる</p> <p>金策について</p> <p>造幣所をつくって、1万円 5万円 10万円 100万円 1000万円 一億円の紙幣をつくる。しかし、紙幣が増えると物価が上がる心配もおきるので、物価を高騰させない工夫が大事でユビキタスなどで一つ一つの商品の相場表をつくり、値段の上げ下げが出来やすいように幅を持たせた指数表にしておく。物価が上昇して安いものが急激に高騰しても大変です。</p> <p>4万円で買えてた機械は造幣してもやはり4万円前後で買えるようにするのです。金策の話ですが、銀行に為替を作っていない途上国で1グラム1円で銀を売っている国で100億円くらい銀を買い、1グラム60円のところで先ほど途上国から買った銀を売ると6000億円作れて、途上国に2000億円は折半します。それでも、借款させるより、100億円と2000億円の投資ができて、インフラットを各々でおこなわせるのです。</p>

これは、古くはイギリスが東南アジアでよくおこなっていたことで日本でも金策につかえます。一か国で一回というわけではなく、何回も銀取引がおこなえて、金策になるはずで。昔の東インド株式会社がおこなっていたことです

金策について

造幣所をつくって、1万円 5万円 10万円 100万円 1000万円一億円の紙幣をつくる。しかし、紙幣が増えると物価が上がる心配もおきるので、物価を高騰させない工夫が大事でユビキタスなどで一つ一つの商品の相場表をつくり、値段の上げ下げが出来やすいように幅を持たせた指数表にしておく。物価が上昇して安いものが急激に高騰しても大変です。

4万円で買えてた機械は造幣してもやはり4万円前後で買えるようにするのです。金策の話ですが、銀行に為替を作っていない途上国で1グラム1円で銀を売っている国で100億円くらい銀を買い、1グラム60円のところで先ほど途上国から買った銀を売ると6000億円作れて、途上国に2000億円は折半します。それでも、借款させるより、100億円と2000億円の投資ができて、インフラットを各々でおこなわせるのです。

これは、古くはイギリスが東南アジアでよくおこなっていたことで日本でも金策につかえます。一か国で一回というわけではなく、何回も銀取引がおこなえて、金策になるはずで。昔の東インド株式会社がおこなっていたことです

国民緊急カードというものをつくり、特に震災などで当面の生活のめどがたたないときに、被災者にカードが市役所で安全確認がおこなわれたあと、わたされ、30万円までふりこまれる。カードをコンビニなどで震災直後の物資難なときに物価が急騰する場合もあるが、食料などが必要なときに応用する。使った金額が差し引かれて残高がでるようになっていて、震災直後には別々の人がカードをつかうわけだが、一人一人の使用金額がサーバーに送信されて、レジに差し込んである店舗用のカードにひとりひとりの金額が記入されて、店舗は後日振り込まれた金額をATMで政府から払い戻しされるしくみにする。政府はその金額が一店舗ごとの集計を払い戻しおこなうために、普段から造幣をまにあわせるしくみとなる

国民緊急カードというものをつくり、特に震災などで当面の生活のめどがたたないときに、被災者にカードが市役所で安全確認がおこなわれたあと、わたされ、30万円までふりこまれる。カードをコンビニなどで震災直後の物資難なときに物価が急騰する場合もあるが、食料などが必要なときに応用する。使った金額が差し引かれて残高がでるようになっていて、震災直後には別々の人がカードをつかうわけだが、一人一人の使用金額がサーバーに送信されて、レジに差し込んである店舗用のカードにひとりひとりの金額が記入されて、店舗は後日振り込まれた金額をATMで政府から払い戻しされるしくみにする。政府はその金額が一店舗ごとの集計を払い戻しおこなうために、普段から造幣をまにあわせるしくみとなる

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から国論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安いうようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ10などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかして、民間の企業ができていたので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような新教育勅諭をつくる。

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から国論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安いうようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消

しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ10などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかかして、民間の企業ができていたので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような新教育勅諭をつくる。

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から国論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安いようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ10などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかかして、民間の企業ができていたので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような新教育勅諭をつくる。

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から国論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安いようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ10などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかかして、民間の企業ができていたので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような

新教育勅諭をつくる。

台紙に 5000 円分の収入印紙を学校で一日につき、一枚、5 日で 5 枚 2 万 5 千円分の収入印紙が張られた台紙があって、毎週金曜日に一日授業に出た日数分張られた収入印紙が配布される。収入印紙代は学校と国の折半で、一年間の授業料が高くならないように抛出される。毎週金曜日に一日しか授業でなかった人は 5000 円と言うように一日出席するごとに 5000 円増える仕組みで月曜日から金曜日で計算される土曜日日曜日は入らない。1 ヶ月にだいたい 12 万円前後生徒に入るようになっていて、高校の授業料無償より 1 年間で授業料が 150 万円徴収されて、144 万円生徒に帰ってくる仕組みにするといいです。高校だけでなく中学や小学生でも行ったりします。部活続きで遊ぶ暇がない子供さんや勉強がいそがしくて、アルバイトにいけない子供さんが大人は 9 時頃からはたらいて、だいたい 5 時におわり、休みが週に 2 日あって、お金が稼げて勤務時間以外はお酒をのんだり、パチンコに行けるなどの生活ができて、小さい子供にかぎって朝練の部活をやって授業をおこない、夜練の部活をやると、大人ほど休みもなくお金も入らなくなっているみたいで育児放棄されると何も入らない生活が続くので、週末に収入印紙を市役所にもっていくと、お金が入る制度を活用するといいいし、親御さんも、1 ヶ月に 30 万円前後の手取りになるとお子さまにおこずかいも充分渡せない家庭もあるので、この方式をつかうといいです。お子さまが増えるにつれて親御さんの負担もふえるのでお子さんの数に応じて授業料を割り引く制度にするといいです。授業料はもともと無償化なので造幣が加わって予算にゆとりができればできます。

インフレにきをつけながら、5 万円札 10 万円札の新紙幣を投入しよう。それでも造幣がふえるので企業用の 1000 万円札や 100 万円札や 1 億円札をつくって、造幣のスピードを加速させ 1 億円札の造幣がたくさん行われて国庫が 1000 兆になるのをめざそう。しかし、一億円札で 200 円の買い物しても、9999 万 9800 円のお釣りはコンビニとかではもってないから、1 億円札は企業のみ的大型取引のときにつかい、一般は 10 万円札まで使えるようにしよう。しかしながら、企業のみ的大型紙幣であっても、ちゃんとお釣りを払わないといけないから、大型紙幣を使ったときはお釣りが後日銀行にふりこまれるようにしよう。

食肉のラウンドにそなえて、アメリカのニュージャージーのように北海道に放牧地帯をつくり、牛をたくさん放牧しましょう。つまり野生の牛をたくさん北海道に放牧するのです。餌は上空から飼料をヘリやセスナで投下して、牛を 100 万頭ぐらゐを目安にそだてます。しかし、一億二千万人が牛をすこしづつ食べていくわけですから、何年間でもう 100 万頭追加しなければなりません。これからの食料危機は畑に植えたら育つものではなく、牛や豚、鳥の肉類です。外国も外国の分しか食肉が生産できなくなるのは、もはや、秒読みの状態で日本が自己調達できねばなりません。冗談をいっているのではなくて、北海道以外にも放牧地帯をつくるのです。

アフリカで鉄鋼を 100 億円分かっておいて 1000 億円分の家具を作り出そう。鉄の戸棚とかを 10 キロあたりで 10 万円になるような家具を作って 10 億キロから 100 万個家具が作れたらいいとおもう。

一億二千万人から毎月 100 円は必ず税金を徴収するとします。一年間で 1440 億円で 2 年間で 2880 億円あつまるとします。集まったお金で 2 年に一回インフラの場所を決めてインフラを行います。オリンピックみたいに国内で候補地がきまって市町村単位でおこないます。2880 億円でどれくらいできるかわかりませんが、かえって中型モール位は建設ができますか？ 4 年に一回にして 5840 億円で各都道府県の中型都市とかできませんか？

所得の少ない人がアルバイトと生活保護を両方受けられ得るようにして、1 ヶ月のアルバイト料が 12、3 万円として、生活保護が 8 万円はいるとすると、1 ヶ月でだいたい 20 万円前後の手取りになって、一年間で計算すると 240 万円ぐらゐの手取りとすると、240 万円辺りから税金がかかるようにしていき、政府としても、税金を滞納する人もいるので、低所得者にはアルバイトと生活保護を両方受けられるような、キャンペーンをしてもらいたい。家屋の補助や医療の補助がアルバイトしながら生活保護受けられるようになると家出した人などが苦しまなくてすむのでもし生活保護とアルバイトを両立させられるなら、政府の CM などでおこなってほしい。さらに 240 万円を一年間にこえたときの税率は政府が計算だすとして、低所得者が税金を滞納したときの差し押さえなども政府がやらないようにする。税金を払う人払わない人であまりハンディにならないような格差をつけるために政府が発行するカードで買い物すると、納税者はかならず割り引きされるなどや、政府が作った反官反民のホテルに安く泊まれるなどの保養地の利用特約などをつくり、あまり滞納もよくなくても税金を払えない人がハンディを作られるのもよくないし、払った人と格差ができすぎでもこまるので、税金を払った人は特約ができるようにしよう。特約づくりも政府にまかせます。さらに 240 万円をこえたときの所得をアルバイト料を制限して節税するわけにもいかないから、1 年間に 240 万円の所得をこえる人はもうひとつ安い生活保護を受けられる仕組みをつくらう。8 万円の生活保護を 5 万円まで下げられて、住居補助や医療補助受けられる仕組みにしたい

もともと 1 個 500 円で買い取られる部品があるとしてそれをあえて自動販売機で 100 円でうっておいて、銀行が一個 300 円で買い取って、もともと 500 円で売れるところに納入する、上限を一人 10 万円の上限でカードに記入されて 1 ヶ月に 10 万円に達しているか計測が出るようにして、まさかパチンコ玉を盗んで金に

かえることのできない、家出人とかが自動販売機の部品が売り切れてない限り1ヵ月10万円とか20万円とか上限は

決めて稼げるようにしよう。例えば1万円分部品を買ったら銀行で3万円にかわり、銀行は企業に納入すれば5万円になる仕組みでこれを造幣所をふやして、人が少しはお金が早急に作れるサービスにしよう。1ヶ月だいたい数百万人が利用するとして、なん十兆必要になるかわからないけど国の公共サービスにしよう。幼稚園を公立化させて、小学校みたいに公立の幼稚園の、保育園をつくるのはどうですか、勤務する人を朝番、昼番、夜番にわけて、朝の8時ぐらいから下手すると夜中まで預かれる体制をつくるのです。朝は普通の、幼稚園みたいに授業して、下校後は晩御飯を、食べてアニメなどの上映をおこない、それでもまだ迎えに来ない人は就寝させて、下手すると次の朝になっても、交代制で面倒をみるのです。夕飯後からアニメの上映や、就寝時間までの間にか起きるときもあって、保母さんが交代制になっていて、授業や世話をおこない、政府が公立の幼稚園や保育園を小学校みたいにつくるのです。幼稚園を公立化させて、小学校みたいに公立の幼稚園の、保育園をつくるのはどうですか、勤務する人を朝番、昼番、夜番にわけて、朝の8時ぐらいから下手すると夜中まで預かれる体制をつくるのです。朝は普通の、幼稚園みたいに授業して、下校後は晩御飯を、食べてアニメなどの上映をおこない、それでもまだ迎えに来ない人は就寝させて、下手すると次の朝になっても、交代制で面倒をみるのです。夕飯後からアニメの上映や、就寝時間までの間にか起きるときもあって、保母さんが交代制になっていて、授業や世話をおこない、政府が公立の幼稚園や保育園を小学校みたいにつくるのです。

自衛隊と警察を合体させて、ドイツの二の舞にならなければいいわけだから、ファシズムにならないように警察と自衛隊を合体させ治安維持隊をつくる。ファシズムにならないように、戦後GHQがおこなった、見回りなどを、自衛隊におこなわせ、ブローカーで有名な家などはとくに、捜査令状なしに、自衛隊を突入させる。家屋などを慎重に捜索させたり、街中で性犯罪などが行われると、集団的自衛権を発動させる。集団的自衛権というのは、侵略や先制攻撃にもちいるのではなくて、ブローカーがいきすぎた殺人件数および犯罪件数にのぼったときに発動させる。あくまで、射殺などをおこなうのと、まいとし、何ヵ月かおきに自衛隊がブラックリストをつくっておいて、殺人および性犯罪が多い犯罪者を暗殺および逮捕していく。外国人の犯罪においては犯罪者の出身国をしらべて、出身国の首脳と協議して、逮捕および暗殺をおこなう。外国人の犯罪においては犯罪者の出身国の首脳にだしんしておいてから、逮捕や暗殺に踏み切るとヘイトスピーチなどの運動がふせげる。今の日本の現状は性犯罪がはっきりなしにおきていて、国際的にも、内戦国や紛争国のような危険度になっていて、日本、中国、台湾、韓国、朝鮮、のいずれかの犯罪者が野放図に犯罪をおこなっていて、これをとめなければ、いずれは先進国の首脳にブラジルぐらいの危険度であると、ブラックポルノを引き合いに指摘される可能性が高い。それを乗り越すと、中国やアメリカから進駐軍をおかれる可能性が高い。とくに、アジアは近代化がめざましく、日本で増えつつある増えすぎの性犯罪を上陸させたくない懸念があるにちがいない、中国に進駐軍をおかれる可能性もあり、日本政府が国際連合に政治を管轄される事態にもなりかねない。そうなる前に、犯罪の取り締まりを強化するため、警察が捜索部隊、逮捕および暗殺は自衛隊がおこない、犯罪者が仮に街中で暗殺されても、民主主義が継続されていくようにするといいです。日本の民主主義はかえって、警察や自衛隊が強化されてもつづいて、ポルノや成人本やAVのような性犯罪がなくなるだけで、民主主義を継続させます。TSUTAYA からレンタルのAVをなくしたり、コンビニからAVDVDおまけの成人本をなくしましょう。かえってレンタルビデオなどでも、どこのレーベルがどこの暴力団が作っているかしらべて、どこの組員がどのレーベルの常習犯かしらべて、出身国をしらべ、出身国の首脳に問い合わせ、逮捕および暗殺を行う必要があります。AVのページをおこなうのは、自衛隊と警察が一体化する必要があります、この提案となります。特にコンビニやTSUTAYAは喫煙と一緒に小さい子が出入りするところに、置いてはいけないうし、真剣な話として、このままでは、小さいうちから、みな、AVに出されるようになってしまい、日本から女性がいなくなってしまうし、美人であると、かならず、誰かに襲われるようになってしまいます。この犯罪の多発率は異常です。きっと、AVに出された女性がマörderにあっている率も高いような気がします。自分の唱えたことだけでなく、さまざまな角度から犯罪が減少するような方法論を考え出してください。これは、帰化人に日本の美女や外国の美女が犯罪に巻き込まれ易くなっています。これは、中国、韓国、台湾、朝鮮、モンゴル、のような国々とよく話し合い、ビデオ男優をお互い逮捕許可や殺害許可が下りるような外交も必要があります。性犯罪の被害者は西洋も東洋も多いですが、とくに、ビデオ男優はアジアにおおいです。人前でも女性が犯されるなどといった現象がおきやすくなっています。とくに、国際連合の議題に性犯罪の増加をあげて、諸外国にビデオ男優が上陸しないような作戦を行わなければなりません。また、ブローカーハウスにとらえられた、婦人や少女を助け出すプロジェクトをおこなってください。まずは各駐屯地でブローカーのブラックリストを作成し、踏み込み調査をおこなう。各駐屯地の管轄で各駐屯地が救出および逮捕、暗殺をおこなっていく、暴力団体は各地の駐屯所があつまって行うようにしましょう。それに、暴力団体は山口組だけではないです。ブラックポルノを行う団体がカルト宗教の場合もあります。山口組だけでない捜索がひつようで、とくに、オカルトなどがポルノを行って

るとノーマークになっていて、性犯罪だけの話ではなくて撮影後殺人されているケースが多いです。今までの話で自衛隊、警察、政府、諸外国の首脳、国際連合、力をあわせて、暴力犯罪の捜索にとりこんでください。軍事費用や外国の首脳に犯罪者の逮捕や暗殺の、許可があるときには、造幣したお金をつかって、外交を行うといいです。なんとか性犯罪をとめてください。災害並みになっていて、レスキュー隊などとも、打ち合わせをおこなってください。レスキュー隊はとくに命を大事にいうはずで。性犯罪をとめてください。医学の応用になります。

人体にカルシウムやビタミンDが必要なのは、肝臓内や腎臓内の血中カルシウムが濃くなるためである。アミノ酸やたんぱく質ができて、タンパクやアミノ酸が脳下垂体からセロトニンで分解された、ドーパミンやエフェドリン、ノルアドレナリンが分解されて、腎臓に血中カルシウムがおおくなり原尿がたまる。肝臓内まで血中カルシウムが届き、ヴェノグロブミンでふたたびペプチドがのぼっていき、脳下垂体でアミノ酸がセロトニンに分解されるサイクルをくりかえす。脳下垂体にのぼったいったタンパクは甲状腺やリンパの成分になるホルモンを形成する。まず、人間は牛乳や砂糖が好まない状態で寝不足が続くとネフローゼになる。あとでものべるが、ネフローゼになるとプロトロンビンの崩壊速度が速くなって脳下垂体でホルモンが形成されづらくなって、副甲状腺リンパができづらくなって、難聴がおきやすくなる。セロトニンで一旦分解されたノルアドレナリンやドーパミンやエフェドリンが不足していると、十分な血中カルシウムがえられずに脳下垂体でリン酸やビタミンCで分解されるビタミンDが少なくなり、腎臓に原尿が足りなくなる。腎臓で原尿が作れなくなると、原尿まで脳下垂体で分解された血中カルシウムが低下しなくなり、腎臓内の浸透圧が変わる。あとで説明するが、血漿膠質浸透圧が変わることにより、腎臓の下方にある糸球体が破損をおこし、体の下肢まで血液がとどかなくなり、心臓で血液が腎臓に届かなくなる現象がおきる。膠原質の高い血液は心臓の音もゆっくりとなって低音の鼓動をおこす。しかし、ネフローゼの血液では赤血球が足りていない、高音の心拍の鼓動になる。この心臓の音圧ひとつでも鼓動が低く響くと心音にヘルツが同調をおこして、低音が聞き取れるようになるのだ。低音の音を普通は鼓膜で人間は聞き取るようにおもわれてきたが、骨伝導の音、つまり、骨格に一旦振動した音は腎臓に響いて聞き取っているようになっている。骨のなかを響いた音は腎臓から脳の上皮質につきあげるようになっている。赤血球のたりうる低音の鼓動と赤血球が足りていないさらさらの心拍だけが速くて低音のこどうをしない心臓では22倍も低音の音圧が違う。そのため、聴覚や腎臓で聞き取るための低音のヘルツは音圧が低音の脈拍がしっかりしている心臓のほうが聞き取れる音が多くなる。副甲状腺ホルモンがおおいほうがリンパが活発になって内耳の骨の振動がおおくなり、難聴がおきづらくなるとかんがえます。腎臓に血液が降りづらくなっている、低タンパク、低ビタミンDの状態は腎臓の糸球体が破損して、輸入細動脈が破損して腎臓内に血液が回らないと、原尿が腎臓では、蓄積されづらくなる。原尿が腎臓内にたまっているだけでも、空気中の音振動が水分中を通して伝達するのにたいして、原尿が腎臓内にたまっていないと、空気中の音振動が腎臓を貫くような音となり、壁のなかパチンといっても大音に聞こえるようになる。腎臓が骨振動の音を鼓膜だけでなく、脳の上皮質のどこかの器官に伝達し音を人間が聞き取れるようになっている。心のなかで呟く声は実は1ヘルツから100ヘルツでできあがっていて、心の中の呟きは聴覚ではなくて、腎臓から脳の上皮質に送って聞き分けている。骨伝導を聞き分けているのも、原尿が腎臓内に多いと骨格を響いた外部の音や骨格内の音が聞き取りやすい。骨伝導がネフローゼの赤血球のすくない、ビタミンDの少ない血液では腎臓の原尿がなくなっていて、骨伝導がうまく響きわたらない自分の声や骨格を響いた音を聞き取れなくなる症状の難聴などもある。しかし、原尿が体の中にたまっていないと、音が大きく聞こえるようになっていて、原尿がたまっていないために、ものおとが大きく聞こえる症状が聴覚過敏症という現象になる。原尿がたまっている腎臓では、音が安定して聞こえる音であっても、原尿がたまっていないと、一つ一つ大音に聞こえつづき音に聞こえるため、音を一つ一つ聞き漏らすという現象がおきる。腎臓が破損するとなぜ難聴がおきるか、血漿に赤血球が足りないと音というのは赤血球を乱反射したり、吸収される音もある。赤血球がたりないと腎小体アルビーキ小体に血液がはいりづらくなって輸入細動脈に血液がはいりづらくなる。血漿に赤血球がたりなくて、タンパクが少ないと原尿ができづらくなって、尿細管で再吸収がおこなわれずに、尿細管の糸球体の破損がおきる。糸球体の破損がおきると、輸入細動脈が血液を取り込みづらくなって下肢まで血液が循環しづらくなる。特に上半身に血液があがりすぎて、下肢に血液が低下しなくなる。高血圧になると、血液が上昇し、音が高音に聞こえてくる。さらに心臓が低温で響いていなくて音圧の周波数が高音だと高音の音は心音で同調しても、低音の音が同調しないため、かえって低音がほとんど、聞こえなくなる。耳というのは音がいつに響くと低音から聞き取る特性になっていて、そのため、低音がききとれなくなるのはほとんどの音を聞き逃すこととなる。ビタミンDや赤血球がすくない、血漿だらけの血液はビタミンDが不足すると赤血球の混入しない血液ができて、傍糸球体細胞からレニンが分泌されづらくなる。すると、レニンアンジオテンシンアルドステロン系が作用しなくなって、血圧が下がりづらく、尿量が少なくなって膀胱内が乾燥しやすくなる。プロスタグランジンが分泌されづらくなって、血管が拡張しづらくなるために、血圧が低くならない、音圧が高音の血流となる。アンジオテンシン2ができて、血管の収縮作用がおきると、腎臓の血管が収縮していると、物音が

ひびくと、血管が収縮をおこして、物音がおおきくきこえる。不眠症のときのプロトンピン崩壊速度が速いときなどに物音がおおきくきこえる現象がおきる。尿細官間質細胞でエリスロポエジンが、ビタミンD不足で血漿だらけになると、骨髓内の赤血球が足りなくなって貧血がおきる。骨髓内の赤血球がたりないと話し声などの骨伝導がひびきづらくなって、難聴でも、声が聞き取れない難聴になりやすい。ビタミンDがたりないと副甲状腺ホルモンがビタミンDを活性化しないために、血中カルシウムが上昇せずに、原尿がたまりずらくなる。さきほどの原尿内を伝達して聞こえた音はゆっくりと響くが、原尿が不足して乾燥し過ぎの膀胱では音がゆっくりと伝達せずに、突き抜けるような音になり、腎臓を伝達した音が脳上皮質につんざくような音にきこえて、音を聞き漏らすといった現象がおきる。リンパも内耳骨に少量となって、いくつかの兆候がかさなって、難聴がおきる。血管の収縮も音が増加して聞こえるなどの聴覚過敏症をうむときがある。

ちなみに人の咀嚼音がいらつくのは、ただ単に

嫌っている人の咀嚼がおおきかろうと小さかろうと、不快感を、感じる度にドーパミンや、ノルアドレナリンの分泌がおおくなっていて、スパイス器官のように、不快感がつづくと、パブロフのように、ドーパミンやノルアドレナリンの分泌がおおくなって、不快感が脳でまして、聴覚過敏症になっている

医学の応用です。日焼けの肌を白くできます。

肝臓にアルブミンをうち、(アルブミンの投与はは日焼けの患者が、おそらく、酒やタバコで糖분을かなり減少させていて、グルコースやセルロースをたくさん消費している可能性があり、残ったわずかなアルブミンから糖分の抽出を肝臓がおこなっていて、わずかなアルブミンから糖分を抽出するために、酸化したヘモグロビンが残りやすくなっている。まずアルブミンを肝臓に注射などで投与する。肝臓に乳酸リングルやブドウ糖、生理食塩水を投与して、経口摂取でショートケーキなどの糖분을補給させる。グルコースやペントースやセルロースを肝臓内部にためこめさせる。フィブリノゲンをためこめさせるためにフィブリンKを投与する。日焼けの症状の人は赤血球がドーパで酸化していて、アルカリが足りていないのと、アルブミンが不足していて、糖分がたりていずに、凝血崩壊速度が速くなっているためにケイツーやフィブリンKを投与する。その後、ヴェノグロブミンの投与を開始する。肝臓内部にフィブリンが足りて来たらおこなう。(アミノ酸伝達ホルモンを投与することでアミノ酸が脳下垂体にとどきホルモンが多くなる。脳下垂体近くに生理食塩水や電解水や利尿剤をうつ、脳下垂体からビタミンCやリン酸を取り除く。酸性のリンが尿中において、腎臓内が血中カルシウムが多くなる。アルカリが体内で多くなってドーパが酸化しメラニンになるのをふせげる。ヴェノグロブミンであがったホルモンでリン酸が腎臓内まで降りて血中カルシウムが多くなる。その時にラクテックDをつかう。脳の近くにヨウ素やカゼインが多くなる薬剤をうつ。肝臓内に酢酸を多くさせたり、カゼインを脳の近くにつく。脳の甲状腺やリンパ腺が白血球できていきやすいのでラクトグロブミンやヨウ素で白い肌にしていく。肝臓が衰弱しているために、赤褐色の肌になるため、肝臓にきく抗生剤をうっていく。リンデロンのような抗生剤をうつ。サイクロキシンで酸素をさらにリン酸にかえて、利尿剤をうつ。利尿剤で腎臓内の血中カルシウムをあげ、肝臓に血中カルシウムをふやさせる。炭酸カルシウムの濃度をあげる。鉄分やカルシウムなどを体内にとりこみ、電解質でヘモグロビンやカルシウムイオンをふやさせる。糖分不足になった赤血球が赤褐色になっているため、なるべく新しいヘモグロビンやヘム鉄を補給させる。電解質でなるべくカルシウムや銅のプラスイオンを多くさせる。電解質と乳酸リングルでマイナスイオンとプラスイオンを電離させ、なるべくカルシウムのような陽イオンをつくらせる。ビタミンの補正でビタミンb1b2b6b12もうっていく。ソリタTのようなリングルや抗生剤と糖분을さらに補給させる。血清をうつ。糖分、血中カルシウム、ヨウ素、乳酸カゼイン、塩分、塩素、カゼインや乳酸リングルによるビタミンDの補給で褐色のはだがどのくらいの期間をおいてか肌白になる

ブラックホールは普通アンドロメダのような星雲でできている。渦をまきながらそこに飲み込まれていく天体が天体の外気を天体からきりはなして、星雲のま反対にもうひとつアンドロメダみたいな星雲があつて、その二つの星雲の真ん中にブラックホールが存在している。重たい天体は磁力のあまりにたかまっている、その星雲の真ん中にある、磁力鋼の高い天体があり、そこにすべてひきよせられていく、おそらく、質量が存在すると、軽い天体であっても、磁力に引き寄せられていく、しかし、重たい天体は軽い気体を天体の真ん中へたたみこみながら重たくなっているために、磁力の高い、金属をつくりだしている。地球で言うなら水素だらけの天体だったのであるが、水素が2重3重になっていくと、水素の中心にあつまっていき、それが45億年たつて、地球のセルがウランになっているしくみである。ブラックホールもまた、軽い気体からはじまって、その中心に重たい元素がしずみこんで金属のようなセルを形成している。おそらく、地球の観測では絶対に観測できないほど元素の金属の電子量の高いウラン以上に重たい金属でできている。そこに飲み込まれていく天体が気体をきりはなしながら、質量は小さく、重たい金属でできている天体のほうが気体より速く中心天体にひきよせられていく。引き寄せられた天体が切り離れた大気がミストになって星雲の中をうづまいている。しかし、中心天体に引き寄せられた天体はその中心天体にあたって爆発を各々がやっている。どの惑星からかとかはわからないが、磁力の高い天体から順番に爆発してきえていく。質量も一定ではないから、つぎつぎにいろんな元素が起爆する。すると、明るさが常に一定でない星雲となり、光がかえ

って乱反射しすぎて光が安定しない空間ができる。常に発光しているものの反射が、無軌道であるために、光が暗光する現象つまりは、光が乱反射しすぎて光っているけど電子望遠鏡では光が映らない空間ができています。その空間はさまざまな天体が発する球状の電磁鋼を変形させていて、飲み込まれている最中の天体の磁力鋼は楕円になっている。この楕円になっている空間からブラックホールが空間をのみこんでいるのではなく、空間上の球状の電磁鋼を変形させている。つまり、空間が、なくなったのではなくて、空間上の球状のグラフィックが楕円に伸びて、やがて、その中心天体を挟んで星雲が繋がっていくような形となって、何も宇宙に穴があいているわけではない。星雲に飲み込まれかけた天体がだえんになって伸びて、つながっただけで空間は吸収された天体は燃えてなくなるものの、宇宙の空間自体は電磁鋼がつながっただけで次元が変わるわけでもない。球状の電磁石でかんがえると、電磁石が3つあったとして、真ん中に一番大きな電磁石をおいたとして、その両側にそれぞれ磁力の違う電磁石をおいたとする。球状の電磁石だから、最初は、各々の、まわりで球状の磁力をはっしている。それが中心天体に電磁力が楕円のようにひっばられていっても、電磁力鋼がのびているだけで空間は存在している。ブラックホールは空間がおりたたまれるようにかさなったのではなくて、電磁鋼が引っ張られている空間のなかで天体がきえていっている。その重くなった中心の天体が回りから引っ張る天体がなくなっても、重たい天体は存在し、何も宇宙の真ん中でなくてもダークマターという現象になっている。

最初の宇宙はコバルトや水素のような紫外線のとても電子顕微鏡では計測できない素粒子でできていて、それがたとえようのない範囲までひろがったのだとする。そのたとえようのない範囲に広がった空間に途方もない放電がおきたのだとして、それが電力を失うまで放電しつづけて、一切の電力をその途方もなく広がった空間が放電しきって、まず紫外線のように広がった空間に放電が起きて、紫外線のような空間が氷結をおこした。さらにそれがどこからともなく亀裂が生じて赤外線が発生した。氷結した紫外線は電力を失うまで放電しきっていたから、絶対零度までさがっていて、そこに赤外線が広がって、最初の宇宙のビッグバンが起きた原理と考えられる。しかし、途方もなく広がった空間の内部のどこかが赤外線が広がっていても、それ以上に紫外線がひろがっている。しかし、紫外線のなかに赤外線で燃えた空間の紫外線があり、赤外線が燃え広がっていき、真空のような空間ができたとする。その紫外線をなくした燃えた空間に慣性で紫外線があつまっていき、重力のようなものができ、それが最初の天体のできかたとなった最初の宇宙はコバルトや水素のような紫外線のとても電子顕微鏡では計測できない素粒子でできていて、それがたとえようのない範囲までひろがったのだとする。そのたとえようのない範囲に広がった空間に途方もない放電がおきたのだとして、それが電力を失うまで放電しつづけて、一切の電力をその途方もなく広がった空間が放電しきって、まず紫外線のように広がった空間に放電が起きて、紫外線のような空間が氷結をおこした。さらにそれがどこからともなく亀裂が生じて赤外線が発生した。氷結した紫外線は電力を失うまで放電しきっていたから、絶対零度までさがっていて、そこに赤外線が広がって、最初の宇宙のビッグバンが起きた原理と考えられる。しかし、途方もなく広がった空間の内部のどこかが赤外線が広がっていても、それ以上に紫外線がひろがっている。しかし、紫外線のなかに赤外線で燃えた空間の紫外線があり、赤外線が燃え広がっていき、真空のような空間ができたとする。その紫外線をなくした燃えた空間に慣性で紫外線があつまっていき、重力のようなものができ、それが最初の天体のできかたとなったブラックホールは普通アンドロメダのような星雲でできている。渦をまきながらそこに飲み込まれていく天体が天体の外気を天体からきりはなして、星雲のま反対にもうひとつアンドロメダみみたいな星雲があり、その二つの星雲の真ん中にブラックホールが存在している。しかしながら、必ずしも宇宙の真ん中にあるわけではなくて、アンドロメダのような星雲が観測されるところに存在する。重たい天体は磁力のあまりにたかまっている星雲の真ん中にある、磁力鋼の高い天体があり、そこにすべてひきよせられていく。おそらく、質量が存在すると、軽い天体であっても、磁力に引き寄せられていく。しかし、重たい天体は軽い気体を天体の真ん中へたたみこみながら重たくなっているために、磁力の高い、金属をつくりだしているが軽い天体より、引き寄せられるのが早くなっている。ブラックホールを地球で言うなら水素だらけの天体ではじまったのが、水素が2重3重になっていくと、水素の中心にあつまっていき、それが45億年たって、地球のセルがウランになっているしくみである。ブラックホールもまた、軽い気体からはじまって、その中心に重たい元素がしずみこんで金属のようなセルを形成している。おそらく、地球の観測では絶対に観測できないほど元素の金属の電子量の高いウラン以上に重たい金属でできている。そこに飲み込まれていく天体が気体をきりはなす。質量は小さく、重たい金属でできている天体のほうが気体より速く中心天体にひきよせられていく。引き寄せられた天体が切り離れた大気がミストになって星雲の中をうずまいている。しかし、中心天体に引き寄せられた天体はその中心天体に衝突して爆発を各々がやっている。どの惑星からかとかはわからないが、磁力の高い天体から順番に爆発してきえていく。質量も一定ではないから、つぎつぎにいろんな元素が起爆する。すると、明るさが常に一定でない星雲となり、光がかえって乱反射しすぎて、光が安定しない空間ができる。常に発光しているものの反射が、無軌道であるために、光が暗光する現象、つまりは、光が乱反射しすぎて光っているけど電子望遠鏡では光が映らない空間ができています。その空間はさまざまな天体が発する球状の電磁鋼を変形させていて、飲み込

まれている。飲み込まれている最中の天体の磁力鋼は楕円になっている。この楕円になっている空間からブラックホールが空間をのみこんでいるのではなく、空間上の球状の電磁鋼を変形させている。つまり、空間が、なくなったのではなくて、空間上の球状のグラフィックが楕円に伸びて、やがて、その中心天体を挟んで星雲が繋がっていくような形となっている。何も宇宙に穴があいているわけではない。星雲に飲み込まれかけた天体がだえんになって伸びて、つながっただけだ。空間は吸収された天体が燃えてなくなるものの、宇宙の空間自体は電磁鋼がつながっただけで次元が変わるわけでもない。球状の電磁石でかんがえると、電磁石が3つあったとして、真ん中に一番大きな電磁石をおいたとして、その両側にそれぞれ磁力の違う電磁石をおいたとする。球状の電磁石だから、最初は、各々の、まわりで球状の磁力をはっしている。それが中心天体に電磁力が楕円のようにひっぱられていって、電磁力鋼がのびているだけで空間は存在している。ブラックホールは空間がおりたたまれるようにかき消されたのではなく、電磁鋼が引っ張られている。空間のなかで天体がきえていっているものの、その重たくなった中心の天体が回りから引っ張る天体がなくなっても、重たい天体は存在し、宇宙の真ん中でなくてもダークマターという現象になっている。

オリンピックで提案があります。水回りの競技は静岡おこない、名古屋を選手村にして、その他の競技も東京で調整つかない競技場は神奈川県につくって、横浜に選手村をおいて、開会式と閉会式は東京で行う、計画を提案いたします。静岡県から名古屋までは無論飛行機で神奈川から横浜も無論飛行機で移動し、開会式と閉会式は名古屋や横浜の選手が飛行機で東京へくるのです。静岡県は名古屋市の観光ができるし、神奈川県は横浜の観光ができるし、選手たちをもてなすのです。あと、ビール各社がオリンピック応援商品として、全くおなじ作り方をしたビールを割引で売り出して、売り上げをビールの各社でわけあい、売り上げの一部が次のオリンピックの候補地の募金になるしくみを提案いたします

蓄電池の作り方についてのべます。貯水タンクの、大きさのタンクに塩酸と銅の電極と、亜鉛の電極をいれて、そこに水平にまるでI型磁石のように亜鉛と銅のまるでS極とN極でできているような反面が亜鉛反面が銅の電極を亜鉛と銅の電極中心を回転させ、バッテリーのような発電の仕方をして、そこに火力発電で作った電流を注入し、電力を増幅させる。これを各家庭に取り付けたり、各オフィスにいくつも設置して、1日の各家庭の電力を、作り出したい。政府が太陽パネルのように負担金を、出して設置を促すのです。目標は各家庭で蓄電池を2つくらいせっちしたり、各オフィスで、蓄電池を、5個設置したら、原発が要らなくなるようにしたいです。携帯会社とかはもっと大型のタンクをとりつけたり、大型のタンクをいくつも設置して、電波基地等の電力をつくりだします。問題なのはバッテリーに、ガソリンのように塩酸の充填が何ヵ月に一度ひつようになるかはわかりませんが、蓄電池を、つくりましょう。

環境庁と関係があるかわかりませんが、ジュースのペットボトルやポテトチップスのノミネートラップやチョコレート銀紙をメーカーから税金を徴収し、(一年間の売り上げの100分の1くらい)使わなくなったゴルフ場に植林していく計画を提案します。一度使用すると再生できない資源が税金の対象となって、メーカーから税金を徴収します。プラスチックなども税金の対象として、一年間の売り上げの1%を税率にします。植林はとくに、使わなくなったゴルフ場どこでもです。環境庁に関係があるかわかりませんが、提案いたします

国土交通省と環境庁あて

すこし、ビックリするかもしれませんが、火山でない山を金属探知機などで分析解析して、貴金属や宝石を採掘します。採掘したあとの山は自然が壊れてしまうものの、山がどくと見渡しがよくなる街もあって、植林も大切ですが、山をどけていく作業も必要です。山をどけたあとは街の区画をつくるなり、再び、植林したり、農地にしたりと政府の方針次第ですが、国土交通省や環境庁の仕事になり、貴金属や宝石が採掘できると政府の収入にもなって、提案いたします。

農地の計画

農業改革です。農業技術支援センターの様ところで東京ドームなん十個分の土地を確保します。東京とかでは難しいだろうけど、鳥取県や島根県や静岡県や新潟県や富山県などや、東京程人口が過密していないけんなら、東京ドームなん十個分の土地が確保できる県なら農業技術支援センターなどで農地を確保して、区割りなどをおこない、いろいろな野菜や果物をつくる。収穫できた野菜や果物を農協やJAが買い取って、土地のレンタル料金を差し引いた値段が収入となる。これを月毎や年ごとにおこなうかは、政府が決めてください。しかし、農業の初心者が農業に挑む場合もあります。そこで農業技術支援センターや各大学の農学部などがセクターに作り方を教えにきて、農業をおこないやすくします。農地で各役割をきめて、区割りをおおきくして、各県の名産の野菜や果物を作る場合もできるといいです。サラリーマンのように朝出勤してきて、種まき、肥料やり、土地の耕し、手入れ、水撒きなどをおこなったり、畑の設営などを行って、時給制にしていく方法もかんがえられます。また、新潟県とかでは、東京ドーム何十個分もかりて、お米を全区画に、うえるのです。農業技術支援センターや、農学部がきて、うえつけや手入れ、みずいれ、刈り取りなどをおこない、これは、先に書いた、セクター農地でも同じことが言えて、農業技術支援センターや農

学部が作り方を教えに来るので、等級があまり低くならず、等級が高いものを国が買い取ってくれる制度になるといいです。お米もその方法論でみんなで作って、収穫する。土地のレンタル料金は差し引いた金額が、収入となり、働いた人で分配するやりかたで、農業技術支援センターや農学部が、教えにしてくれるので等級の低いお米がつかれるわけです。過疎化がふえた県ではとくに、農地のセクターができるとよく、セクターで働くひとのなかには、お米の産地で生産者は多い県もあり、町から離れられない人もいて、農地の回りにモール街も、つくらねばなりません、農地でとれたものを農協や、JA、農業技術支援センターや、農学部が、買って土地のレンタル料金をさしひき、農家の収入になり、農業技術支援センターなどや、農学部が作り方をおしえてくれたり、難しい育て方の収穫物は一緒に手伝ってくれて、等級のたかい野菜や、果物をうり、土地のレンタル料金を徴収し、街から離れられない農業従事者の、ために大きな試験場の近くにはモール街を、つくるのです。

震災対策大臣あて

震災地区で電動車椅子が時速 60 キロまでで電動車椅子をつくる。電動車椅子はバンパーがおなじ高さにあって障害物にぶつくとディスクブレーキでとまるようになっているといい。また、電動車椅子でなくても、原付が乗れるお年寄り無料で震災の津波が起きやすい地域では免許が取れる仕組みになっていて、お年寄りのいる世帯では電動車椅子か原付が置いてある仕組みになっていて、津波の起きやすい地域では 300 メートルおきぐらいに高さ 30 メートルぐらいまで上がる、螺旋状に上る高台を作る提案をします。

地域型老人ホームのありかた。老人ホームを各地域にたて、まるで学生の登校区のように近所の人は近所の老人ホームに入れるようにする。その中央に大きな総合病院をたてて、老人ホームで具合が悪くなった人が搬送される仕組みとなるようにする。しかし、病院ではヘルパーを時給で雇い、ダメなのはすぐ辞めさせていくが、立派な人はのこしていき、ヘルパーの資格をとらせる。しかし、病院でも雇えるヘルパーが限られて来るだろうから、病院で雇い切れなくなったヘルパーは近隣の老人ホームでつとめてもらう。老人ホームで具合が悪くなった患者は普段から面倒を見ているヘルパーが病院で具合をはなす。患者の家族は病院も老人ホームも近所にあって、ヘルパーの数も整うと、世話の時間が減るし、ヘルパーも近所から預けられている患者が多くて、虐待などがへるとおもう。また、患者の家族が仕事帰りに老人ホームや病院で面会できる時間帯を夜半過ぎまで面会できるようにして、仕事と介護を両立しやすくする。介護については、老人ホームや病院に入院する場合、年金から入所料金や入院費が 1 ヶ月あたり、保険で 5~6 万円の負担で入所または入院ができ、15 万円くらいは老人に残る仕組みにする

郵政省で浮世絵のポスターやルーブル美術館の絵画のポスターや犬の写真のポスターや映画のパンフレットの拡大版ぼすたーやおにユリの球根や花の種などを収入印紙を買って購入できるようにしませんか？ 1000 円位の収入印紙でどれかひとつかえるようになっていたらよいのだとおもいます。500 円くらいで国から商品をしいれて、1000 円の収入印紙ごとに一つ一つかえるようになっていて、売り上げは自治体の収入になるのです。(造幣所ができるまで)一つ一つ 10 シリーズ位つくっておいて、かえってたくさん人が買うようにさたおくのです。自治体の収入にするために収入印紙を郵便局で買ってシートに張り付けた収入印紙の分だけシリーズを購入できるようにするのです。そのために郵政省で収入印紙をうって、専用のシートを配布し、自治体の収入にします

ストリートチルドレンの多い地域に民間の決して乱暴でないやりかたを行う、職安をつくろう。日雇いのブルーカラーホワイトカラーの仕事をつくって、最初は借りやすい部屋をかりる。仕事がつづいて、仕事の報酬が上がるとランクのたかい部屋へすすめる仕組みにする。さらに、国際連合が先進国で有名な企業の工場をつくり、エリート校から入社を毎年、大量に人を雇用し、その代わりにエリート校に入れる人をふやす。決め方は民間の学校をまずは国際連合がたてて、その学生から面接や簡単なテストを行い、入学者を選考する。話は変わるが、働く人は日雇いの賃金の一部が積立ての保険に入れるようになっていて、病院の保険や、雇用保険(仕事を退職したあとの退職手当など)や、子供さんが学校に通うときの入学資金に当てられる制度でこれは、労働者の働いたお金だけではたまらないので日本円の 100 円が 5000 円ぐらいの価値のくにでこれも先進国がお金をあつめて、保険を実施する。また、働いている人でも、朝、昼、夜、時間帯によって、ちゃんとご飯が出るようになっていて、おやつまで出るようにする。

黒人キャンプに総合栄養剤の入ったスープに入ったライスをおくろ。国家予算 2000 億円ぐらいを投じて、メーカーにご飯入りのスープを毎日違う味のスープをおくろ。お湯さえいればスープができるようになっていて、じゃがいもをとかしだけのスープよりましな気がします。それに 2000 億円ぐらいの予算で日本で安く売っている薬を抗生物質やリンデロンとかリンドールとかブドウ糖とかソリタ T とか、点滴や、錠剤になっている薬を輸出して、さらに、キャンプで大型スクリーンを設置して子供でもわかるアニメとかを流そう。さらに、トレーラーなどで水のある地域でみずやお湯をつんでカランでみずがふきでるようにして、シャワーを浴びれるようにしよう。以前日本に GHQ がレモン石鹼を配ったみたいに石鹼を配布しよう。日本だけでは予算が足りない場合もあるので世界中に協力を求めよう。なお、スープについては、キャンプのご飯用意する人がお湯をわかすだけだし、カップスープにお湯を注ぐだけなので、ご飯の準備が楽になるとおも

います。それと、テレビは子供でもわかるアニメをながすのですが、言葉もわかるといいので、言葉の話し方ができながら、童話のようなアニメをながして、言葉を多く理解させていこう。ストリートチルドレンの多い地域に民間の決して乱暴でないやりかたを行う、職安をつくろう。日雇いのブルーカラーホワイトカラーの仕事をつかって、最初は借りやすい部屋をかりる。仕事がつづいて、仕事の報酬が上がるとランクのたかい部屋へすめる仕組みにする。さらに、国際連合が先進国で有名な企業の工場をつくり、エリート校から入社を毎年、大量に人を雇用し、その代わりにエリート校に入れる人をふやす。決め方は民間の学校をまずは国際連合がたてて、その学生から面接や簡単なテストを行い、入学者を選考する。話は変わるが、働く人は日雇いの賃金の一部が積立ての保険に入れるようになっていて、病院の保険や、雇用保険(仕事を退職したあとの退職手当など)や、子供さんが学校に通うときの入学資金に当てられる制度でこれは、労働者の働いたお金だけではたまらないので日本円の100円が5000円ぐらいの価値のくいでこれも先進国がお金をあつめて、保険を実施する。また、働いてる人でも、朝、昼、夜、時間帯によって、ちゃんとご飯が出るようになっていて、おやつまで出るようにする

黒人キャンプに総合栄養剤の入ったスープに入ったライスをおくろ。国家予算2000億円ぐらいを投じて、メーカーにご飯入りのスープを毎日違う味のスープをおくろ。お湯さえいれればスープができるようになっていて、じゃがいもをとかしだけのスープよりましな気がします。それに2000億円ぐらいの予算で日本で安く売っている薬を抗生物質やリンデロンとかリンドロンとかブドウ糖とかソリタTとか、点滴や、錠剤になっている薬を輸出して、さらに、キャンプで大型スクリーンを設置して子供でもわかるアニメとかを流そう。さらに、トレーラーなどで水のある地域でみずやお湯をつんでカランでみずがふきでるようにして、シャワーを浴びれるようにしよう。以前日本にGHQがレモン石鹼を配ったみたいに石鹼を配布しよう。日本だけでは予算が足りない場合もあるので世界中に協力を求めよう。なお、スープについては、キャンプのご飯用意する人がお湯をわかすだけだし、カップスープにお湯を注ぐだけなので、ご飯の準備が楽になるとおもいます。それと、テレビは子供でもわかるアニメをながすのですが、言葉もわかるといいので、言葉の話し方ができながら、童話のようなアニメをながして、言葉を多く理解させていこう。ストリートチルドレンの多い地域に民間の決して乱暴でないやりかたを行う、職安をつくろう。日雇いのブルーカラーホワイトカラーの仕事をつかって、最初は借りやすい部屋をかりる。仕事がつづいて、仕事の報酬が上がるとランクのたかい部屋へすめる仕組みにする。さらに、国際連合が先進国で有名な企業の工場をつくり、エリート校から入社を毎年、大量に人を雇用し、その代わりにエリート校に入れる人をふやす。決め方は民間の学校をまずは国際連合がたてて、その学生から面接や簡単なテストを行い、入学者を選考する。話は変わるが、働く人は日雇いの賃金の一部が積立ての保険に入れるようになっていて、病院の保険や、雇用保険(仕事を退職したあとの退職手当など)や、子供さんが学校に通うときの入学資金に当てられる制度でこれは、労働者の働いたお金だけではたまらないので日本円の100円が5000円ぐらいの価値のくいでこれも先進国がお金をあつめて、保険を実施する。また、働いてる人でも、朝、昼、夜、時間帯によって、ちゃんとご飯が出るようになっていて、おやつまで出るようにする

LEDのディスプレイで街灯をつくるのはどうですか？ディスプレイからでる画面までは想定していませんが、日本各地域に設置するまでに10年はかかります。それに街のいたるところに防犯カメラが設置できます。電柱とかに取り付けて、人が登れないところにつくります。

沖縄だけでなく北海道や東北などや関東や近畿四国にそれぞれアメリカの基地をふやそう。オリンピックもちかくなってアメリカは基地があるからいいけどヨーロッパ人たちの相談できるインターポールのような警察やヨーロッパ人のためのNATOの基地を立てよう。外国人が犯罪に巻き込まれたときの裁判所を作っておくのも大事だし、各国の大使館が東京にあり、領事館が各県にあるぐらいにしよう。北朝鮮のミサイルを防ぐのは攻撃よりもアメリカの基地をふやせば撃ちずらくなる。

ロシアの北方領土の帰属についてというより、それぞれの人が日本に税金を払うか、ロシアに税金を払うかきめさせて、それぞれの国籍をはっきりとさせて、日本に帰る人は北海道などに住み、ロシアに住む人はロシアに帰国させて、すこしづつ日本に4島かえしてもらおうのはどうですか？どちらの国にも税金を払う人もいて、国籍をはっきりすると、らくになれるかもしれません。

造幣所を増やして今の十倍は国家予算が作れたら、今の十倍人の住みやすい政策をつくろう。所得税法人税の減税を計り出すために税収とは関係なく造幣を図ろう。少し税金の負担の少ない国にしていこう。造幣所を増やして今の十倍は国家予算が作れたら、今の十倍人の住みやすい政策をつくろう。所得税法人税の減税を計り出すために税収とは関係なく造幣を図ろう。少し税金の負担の少ない国にしていこう

浮力はたとえば金属が平たく延ばされると、ランダムに作られた水溶液中に何の物質かだんていできないが、中性子などがその水溶液にどのくらい力を伝達したかによって、水溶液の容積より、力の伝達が大きくなると、水溶液に浮く。

ちなみに小さく丸めた金属では、ランダムに作られた水溶液のなかでは力の伝達が小さい、そのために水溶液中に浮かばなくなる。平たく伸ばした金属では、陽子が多く水溶液の力の伝達が、大きくなる。小さく丸

めた金属では電子が多く、力の広がりかたが小さい。つまりは陽子のほうが力が広がりやすく、電子のほうが力の広がりかたが小さくなる。つまりは表面積が大きい物質にかぎって、水溶液中に広がる力がおおきく、浮く。

表面積が小さいものにかぎって、力の伝達が小さくてしずむ。しかし、さきほどの文章で書いたがランダムに作られた水溶液中に物体が浮いたり、沈んだりというのは、水溶液中に物質が投げ込まれた瞬間にランダムに作られた水溶液中に力の伝達がおきていて、その伝達と伝達した部分の水溶液の重さを比べている物質が存在する。その物質ははるか昔に人類がバネばかりなどで重さをはかるときなどに証明されている物質かは定かではないが、おそらく、中性子と陽子、電子が関係してくるのだと思える。

中性子で物体の質量をランダムに作った水溶液を中性子中にどれだけの質量が流れ込むのかを自然に計測する物質があり、その質量に対して、陽子の質量が大きいものは浮かび、電子の質量が中性子の質量より小さいと物は沈むようにできているのだと思うが、まだ、浮力に、関する物質は、科学上なにが決めてとなつて、物質の重量が測り出せるかは証明されていない。しかし、バネばかりにしても、メジャーにしても、物質の上のしかかる重量までは観測されない。おそらく、物体それぞれに電子質量があつて、どこまでがどの物質の質量かを一瞬にして、測り出す物質が存在している。その物質の検出がまだ、科学上不十分であるために、物質の質量を何ではかりだしているかはあくまでも推測にすぎないが、中性子にも、電子や陽子の、ような電磁力を発生していて、あくまで人体で考えると、人体にはさまざまな元素でできた物質が存在するが、その総中性子量子量で重さを測り出すようになっているにちがいない。中性子の量子は一体なにできているかは謎だが、衝撃が加わると金属のように長くたわんでいて、熱を持つ半減期が長くて陽子が多くなるのかもしれない。あくまで金属を圧延すると、熱をもち、平たくなっている時間が長いため、中性子も圧延などされると陽子が多くなり、半減期が長いぐらい陽子をたもっているのだとおもう。つまり、金属をハンマーで叩くと熱くなって、延びるのは、中性子が衝撃が加わると陽子になって、あまり、熱量は測り出せないが、電子よりは高温になって、たわんでいる状態となり、中性子が膨張し、水溶液の中性子数にくらべて、質量が大きくなっている。一方、縮められた金属はあくまで金属を叩いてなくて収縮した場合、金属は中性子の質量にくらべて、電子量がすくなくなつて、水溶液からしずむのである。物質は膨張すると、陽子が多くなり、質量が大きくなる。また、圧延でなく、重力などで金属が縮んだ場合、中性子のなかに中性子がいくつもおりたたまれて、質量が重くなる。圧延されて叩かれた中性子に、限って軽くなり、重力などでたたまれた中性子に、限っておもたくなる。しかし、質量の大きい中性子がなぜ陽子になって、質量の小さいと中性子にかぎって、電子になるかはさだかではない。もう一回改めて考えると、ランダムに作られた水溶液に投げ込まれた物質に、電子があまりに多いと物質はおもたくなつて、しずむ。ランダムに作られた水溶液に投げ込まれた物質に陽子が多いと質量が大きくなつて、物はうくと考えられる。

東京の求人紙を地方でも売り出す。

面接を地方でも行う。

仕事が決まったら、3ヵ月間試用期間働く。

そつなく、仕事がつづいたら、企業が政府の負担金と合わせて7万円までの借家をかりてあげる。(住宅補助が受けられるしくみ)あとは、住宅の費用を軽減された人が都会に住むしくみです。田舎の人が都会に引っ越しできるチャンスになります。

犯罪被害者が保護されたとして、もし、5年間働けなかったとすると、1ヵ月人が働くお金が25万円前後働けるとすると、全額までは支給できないにしても、半額の12、3万円は1ヶ月に犯罪損失生活費を犯罪に巻き込まれた年数分だけ支給されるようにしよう。途方もなく犯罪に巻き込まれた人も世の中には多くて途方もくれるが造幣を10倍ぐらいにし、様々な政策に捻出しよう。話は元に戻って、12、3万円の犯罪被害者損失生活費と生活保護がしばらくは出るようにして、月20万円ぐらいの見舞い金をつくろう。暫くは造幣所を100倍ぐらいにふやして、国家予算1000倍位めざして、いろいろ人の暮らしに役立つ政策をつくろう。

半導体の水溶液のなかでディスプレイをひからせて得られたフォトンで電力にかえる実験をおこなえないだろうか？携帯などの画面から出るフォトンで何かの配線を使って画面から出たフォトンをもう一度スマホに取り込むことができると、電力の消費がおさえられる。世の中のLEDから出た光を何かの導線を使ってフィードバックさせるやり方があると、電力によって一旦光ったディスプレイの光の素粒子をリチウム等に変えてリチウム電池で拾い直すやりかたができるとおもいます。

就労時間をどの仕事でも残業は抜いて8時間労働になっているところを1日6時間労働にしよう。おおよその仕事は朝10時から始まって夕方4時に終わるようにしよう。8時間働く人は6時間分の一日分の手当てと残業代2時間分の計算にしよう。力仕事は特に6時間で1万円もらえるようにして、もし、造幣所が何か所も建立できたら、商工会や経団連に資本投入して、労働者の賃金をあげていく働きかけをしたり、雇用保

除の企業の負担の軽減をおこなって、代わりに労働者の賃金をあげていく計画をしよう。休み時間も勤務時間に入るようにしたり、8時間働いて安月給というような仕組みにはしないで、一人一人の賃金をあげていって使い道をそれぞれ多くさせ、いろんなジャンルの企業の売り上げをあげさせていこう。これは一人一人が所持金が多くなるにつれて売れる企業も多くなって、その企業の賃金が上がり、また、別のものがうれるしくみでルーの法則といいます就労時間をどの仕事でも残業は抜いて8時間労働になっているところを1日6時間労働にしよう。おおよその仕事は朝10時から始まって夕方4時に終わるようにしよう。8時間働く人は6時間分の一日分の手当てと残業代2時間分の計算にしよう。力仕事は特に6時間で1万円もらえるようにして、もし、造幣所が何カ所も建立できたら、商工会や経団連に資本投入して、労働者の賃金をあげていく働きかけをしたり、雇用保険の企業の負担の軽減をおこなって、代わりに労働者の賃金をあげていく計画をしよう。休み時間も勤務時間に入るようにしたり、8時間働いて安月給というような仕組みにはしないで、一人一人の賃金をあげていって使い道をそれぞれ多くさせ、いろんなジャンルの企業の売り上げをあげさせていこう。これは一人一人が所持金が多くなるにつれて売れる企業も多くなって、その企業の賃金が上がり、また、別のものがうれるしくみでルーの法則といいます

意見の対象

(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）

意見の内容

(A) 主として産業財産権に関するもの

意見

最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2017を見ても、このような本心に政策的な決定は全く見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということ、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たにでてきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。

例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討すべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。

以下の提案は主に知財計画2018に対するものとして記載しているが、知財戦略ビジョンに対する意見も同様である。

(1) 「知的財産推進計画2017」の記載事項について：

a) 環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）に関する取組について

第25ページにTPPなどの協定に関する取組について書かれている。TPP協定については、2015年10月に大筋合意が発表され、その後、文化庁、知財本部の検討を経て、11月にTPP総合対策本部でTPP関連政策大綱が決定され、さらに2016年2月に署名され、3月に関連法案の国会提出がされ、11月の臨時国会で可決・成立し、2017年1月20日に参加国として初めての国内手続きの完了に関する通報が行われた。

しかし、この国内手続きにおいて、日本政府は、2015年10月に大筋合意の概要のみを公表し、11月のニュージーランド政府からの協定条文の英文公表時も全章概要を示したのみで、その後2ヶ月も経って2016年1月ようやく公式の仮訳を公表するなど、TPP協定の内容精査と政府への意見提出の時間を国民に実質与えない極めて姑息かつ卑劣なやり方を取っていたと言わざるを得ない。

そして、公開された条文によって今までのリーク文書が全て正しかったことはほぼ証明されており、TPP協定は確かに著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などを含んでいる。今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、今回の著作権法改正の法定賠償や非親告罪化の条文にも注意すべきところがあり、今のところ発効はしていないものの、極秘裏に行われた国際交渉の結果としてなし崩しでこのように危険な法改正がなされたことを私は一国民として強く非難する。

TPP協定についてはトランプ現アメリカ大統領が公約通り既に離脱の大統領令に署名している。その後日本政府はアメリカ抜きで11カ国でのTPP協定を推進し、大筋合意されたとの報道もある。最もクリティカルな部分である著作権と特許の保護期間延長とDRM規制の強化の部分こそ凍結されているようであるが、TPP協定を巡る問題は一部の条文を凍結したからといって解決するようなものではなく、私はこのような11カ国でのTPP協定の署名・批准及び関連する法改正にも反対する。日本政府はTPP協定の批准、関連法改正及び通報を取り消すべきであり、日本もTPP協定から脱退すべきである。

2017年12月には日EU(欧)EPA交渉も妥結されているが、その中には、著作権の保護期間延長が含まれている。しかし、この日欧EPA交渉もTPP協定同様の姑息かつ卑劣な秘密交渉で決められたものである。その内容についてほとんど何の説明もないままに著作権の保護期間延長のような国益の根幹に関わる点について日本政府は易々と譲歩し、EU側で公表している条文の内容についてすらお概要説明だけで、その翻訳すら公開していない。このように完全に国民をバカにしているとしか言いようがない日EU EPAの署名、批准及び関連する著作権法改正にも反対する。

また、TPP交渉や日欧EPA交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われたことも大問題である。国民一人一人がその是非を判断できるよう、途中経過も含めその交渉に関する情報をすべて速やかに公開すべきである。

なお、トランプ現アメリカ大統領は既に日米で2国間の通商交渉を行うともしており、このような交渉の中でTPP協定交渉同様に知財規制の強化が求められる可能性があるが、上で書いた通り、これ以上の知財規制の強化は危険なものとしかなり得ないものであり、そのような要求は日本政府として毅然とはねのけるべきである。

b) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通されたが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はされてはならない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、同時に、何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正で導入されたDRM回避機器の提供等への刑事罰付与や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加についても、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において2018年1月にとりまとめられた「データ利活用促進に向けた検討中間報告」において、DRM回避規制について、技術的制限手段による保護対象に一般的な電子計算機処理用データを追加し、そのための無効化する装置等の提供行為を不

正競争行為とするとともに、技術的制限手段の定義でアクティベーション方式によるものが含まれることを明確化し、無効化装置等の提供と同等とみなされる無効化サービス提供行為、不正な無効化符号提供行為を不正競争行為とするとしているが、これらのDRM回避規制強化のための法改正を是とするに足る立法事実の変化はなく、このような法改正のための法改正に私は反対する。この法改正の対象となるであろう行為類型は、著作権法におけるDRM回避規制も含めて考えると既に現行法で対処可能であるか、かえって正当なものとして認められるべき機器の解析やリバースエンジニアリングなどが阻害されることにつながる可能性が高いものばかりであり、このような無意味なDRM規制強化の検討は全て白紙に戻すべきである。

T P P 協定にはDRM回避規制の強化も含まれているが、上で書いた通り、これ以上のDRM回避規制の強化がされるべきではなく、この点でも私はT P P 協定に反対する。

c) 不正競争防止法によるデータ保護について

第15ページにデータそのものの保護について記載されている。この点について、上の不正競争防止小委員会の2018年1月の「データ利活用促進に向けた検討中間報告」において、一定の要件を満たすデータを不正競争防止法の保護対象とするとしているが、そもそも、この中間報告にあげられている全てのケースは既存の法制及び契約によって十分対応可能であり、既存の営業秘密の保護を超え、日本が独自に定義する過度に広範なデータを保護対象とすることに対する法改正ニーズ及び立法事実はなく、私はこのような不正競争防止法の改正に反対する。

d) 海賊版対策条約（ACTA）について

第25ページではACTAへの言及もなされているが、このACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対する。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやACTAに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきである。

e) 一般フェアユース条項の導入について

第15～16ページで柔軟性の高い権利制限規定について言及されており、2017年4月の文化審議会著作権分科会報告書を受けた検討を進めるとしているが、ここで言及されている法制・基本問題小委員会中間まとめは幾つかの個別の権利制限の導入や拡充をしようとしているという点で一定の評価はできるものの、一般フェアユース条項の導入について否定的な結論を結論ありきで出している点で到底納得のできるものではない。一般フェアユース条項については本中間まとめの整理を全て白紙に戻した上で、一から再検討を行い、ユーザーに対する意義からも、アメリカ等と遜色ない形で一般フェアユース条項を可能な限り早期に導入すべきである。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

2012年の法改正によって写り込み等に関する権利制限の個別規定が追加され、今後の検討によっても幾つかの個別の権利制限が追加される可能性があるが、これらはあった方が良いものとは言え、到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

また、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー一人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性

はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

権利を侵害するかしらないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処すべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

f) 私的録音録画補償金問題について

第16ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後8年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

g) インターネット上の著作権侵害の抑止及び著作権法におけるいわゆる間接侵害・幫助への対応について

第71ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について、特にリーチサイト対策の検討について書かれており、文化庁の法制・基本問題小委員会などで検討が進められている。しかし、このようなリーチサイト問題も含め、ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策については、通信の秘密やプライ

バシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を検討してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

ここで、リーチサイト対策の検討は、文化庁の法制・基本問題小委員会の論点案でも示されている通り、著作権法におけるいわゆる間接侵害・幫助への対応をどうするかという問題に帰着する。確かにセーフハーバーを確定するためにも間接侵害・幫助の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2018において間接侵害・幫助への対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害・幫助の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記してもらいたい。

h) 著作権ブロッキングについて

第71ページではサイトブロッキングへの言及もある。このような記載は著作権団体の提案を受けたものと思われるが、アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案(SOPA)や知財保護強化法案(PIPA)が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、その審議は止められている。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

その提案からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。

i) アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直しについて

第84ページにアーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しについて記載されており、美術館等による解説・紹介のための展示著作物のデジタルデータの利用を可能とすることが記載されている。しかし、アーカイブの利活用促進の観点からはこのような権利制限の追加だけでは不十分である。ここで、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(a) 現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(b) 同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(c) 個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文上明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。なお、諸外国における動向について注視が必要なことも無論であり、政府が強く関与する形で実質オプトアウト方式で強力に絶版作品の電子化を図るフランスの20世紀の絶版作品電子化法や、孤児作品のみならず絶版作品の利用についても規定するドイツの孤児・絶版作品デジタル利

用促進法なども参考にされてしかるべきである。

さらに、法制度上の問題ではないが、国会図書館が著作権切れの著作物について2次利用に関する許諾を原則不要としている通り、NHKによるものを含め国費又は国費相当の予算を用いた各種アーカイブにおいては、インターネットを通じ書誌事項だけではなく全コンテンツの提供を行うことを目標として資料の電子化を行うとともに、公開情報に著作権期間満了日を明示し、合わせて公開された著作権切れの著作物に関しては原則2次利用の許諾を不要とするべきである。そして、特に国会図書館及び国立公文書館のような文書中心のアーカイブに関しては一般ユーザーからの入力を通じたテキスト化システムの実装も検討してもらいたい。

(2) その他の知財政策事項について：

a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行された。また、日本レコード協会などのロビー活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で、2012年6月20日に改正著作権法が成立し、2012年10月1日から施行されている。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はないが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hokoku.html>）の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>）の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項を即刻削除するべきである。

b) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法の関係を検討するということを知財計画2018では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

4K放送について、無料放送を録画不可とできるようにする検討が放送局とメーカーで構成される次世代放送推進フォーラムにおいて行われているという報道もあった。その後の検討は不明だが、上で書いたような、コピーワンスやダビング10の愚を繰り返してはならない。このような消費者の利便性に極めて大きな影響を持つ検討については可能な限り速やかに今まで及び今後の検討の公開並びに利用者・消費者からの意見の取り入れを促すべきである。

c) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることが担保されなくてはならない。

d) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とされない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画2018において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

e) 二次創作規制の緩和について

2014年8月のクールジャパン提言の第13ページに「クリエイティビティを阻害している規制についてヒアリングし規制緩和する。コンテンツの発展を阻害する二次創作規制、ストリートパフォーマンスに関する規制など、表現を限定する規制を見直す。」と記載されている通り、二次創作は日本の文化的創作の原動力の一つになっており、その推進のために現状の規制を緩和する必要がある。これは知的財産に関わる重要な提言であり、二次創作規制を緩和するという記載を知財計画2018においてもそのまま取り入れ、政府としてこのような規制の緩和を強力に推進することを重ねてきちんと示すべきである。

f) リバースエンジニアリングのための権利制限の導入について

リバースエンジニアリングのための権利制限は、上の法制・基本問題小委員会の2017年4月の中間まとめにおいても導入すべきとされたが、この点について、2009年1月の文化審議会著作権分科会報告書において早期に措置すべきとされた後の8年間で何度も著作権法改正案を国会に提出する機会があったにもかかわらず、法改正案に入れなかったことは文化庁の怠慢である。技術的な調査・解析は、権利者の利益を害するどころか、技術の発展を通じて社会全体を裨益するものであり、著作権法によってこのような利用まで萎縮することは、その法目的に照らしても本来あってはならないことである。このような権利者の利益を害さず、著作物の通常の利用も妨げないような公正利用の類型についてはきちんとした権利制限による対応が必要である。このような利用を萎縮させて良いことなど全くなく、リバースエンジニアリングについ

て著作権法上の権利制限を速やかに設けると、知財計画2018には明記してもらいたい。

g) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム及び2015年からの新たな時代のニーズに対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするにはなお至っていない。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化するべきである。

h) 天下りについて

最近文部科学省の天下り問題が大きく報道され、全省庁で調査を行うこととなっているようだが、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。（これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない。）

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り返す自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持が規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきである。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることはこの規制の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除するべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである

(<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm> 参照)。

スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

そして、単純所持規制に相当し、上で書いた通り問題の大きい性的好奇心目的所持罪を含む児童ポルノの改正法案が国会で2014年6月18日に可決・成立し、同年6月25日に公布され、2015年7月15日に施行された。この問題の大きい性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項は即刻削除するべきであり、合わせ、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

さらに、性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項を削除するとともに、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義のプロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形での民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。

意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見（要旨）
第 1 に、コンテンツに対する国民の権利意識が低いという現状は、知的財産の普及を妨げるものであるため、対策を打つことが喫緊の課題である。 第 2 に、コンテンツの学術教材としての利用可能性。 第 3 に、良質なコンテンツ創出のためにクラウドファンディングの有効活用を提言する。
意見（全文）
<p>第 1 コンテンツに対する権利意識が低いという現状 知的財産推進計画の一環として小学校段階からの知財マインド育成が掲げられているが、現状として、知的財産法とりわけ著作権分野に対する一般人の規範意識低下は看過できるものではない。 映画の無断撮影や動画の違法アップロードについては既にメディアを通じて警鐘が鳴らされているところであるが、近年において新たに問題視されているのが紙媒体の漫画である。具体例を挙げると、「漫画村」というサイトでは出版社や作者に無断で漫画作品のページが画像データ化されており、閲覧者は当該画像データを自由に閲覧できるため、結果的に無料で漫画作品を読めるという仕組みになっている。しかも、当該サイトは海外のサーバーを経由してアップロードがなされているため、形式的には日本の著作権法に違反していないという旨の詭弁が用いられ、利用者も違法性の認識を欠いた状態で利用しているという事態が発生している。このようなサイトの存在が出版業界に打撃を与え、ひいてはクリエイターの創作意欲を著しく削ぐものとなっているという現状は深刻に受け止められるべきである。</p> <p>第 2 教材としてのコンテンツ利用可能性 知的財産権の侵害を阻止するために違法性の周知徹底を要することは勿論であるが、幼少期からの知財マインド育成という観点からすると、著作物に対する意識を再構築すべきであると考え。 すなわち、漫画やアニメといったコンテンツを単なる娯楽作品としてカテゴライズするのではなく、コンテンツそのものを教材や芸術作品として利用することも可能だと考える。 コンテンツを教材の一部に組み込むことについては、SMAP の「世界に一つだけの花」が音楽の教科書に掲載されたり、手塚治虫の作画が美術の教科書に掲載されたりということによって既に実現している。直近ではセンター試験の地理の問題でムーミンなどのアニメ作品がとりあげられていたことが記憶に新しい。 しかしながら、これらのコンテンツ利用は、特定の単元を履修するうえで付随的に利用されるものに過ぎず、ポップカルチャーとしての利用という枠組を越えたものではない。そのような使い方ではなく、漫画やアニメといったコンテンツにも、小説と同じく、純然たる教材としての利用可能性があるのではないか。 たとえば、現在の国語教育では、文学作品を通じて表現の機微や読解力を学ぶことになっているが、漫画作品では、文章の表現に加えて、登場人物の動作や表情などを、絵という媒体によっても表現することが可能であり、漫画の一コマから様々な読解や洞察をくわえることが可能である。 現に、インターネットでは連載中の作品に対する「考察サイト」というものが多く存在し、活発な議論が巻き起こされている。具体例としては、谷川ニコ原作の漫画「私がモテないのはどう考えてもお前らが悪い！」などが挙げられる。当該作品は、周囲に溶け込めない女子高生が徐々に成長していくという物語であるが、主人公や周辺人物の心情を言葉で単純に表現するのではなく、動作や背景などの婉曲的表現によって描写する点が高い評価を得ている。</p> <p>第 3 クラウドファンディングの有効活用 上記作品はインターネット上の評価は高いものの一般的な認知度は低い。こういった作品に対してさらなる周知を図るためにはメディアミックスが効果的である。 もっとも、メディアミックスにあたっては莫大な費用を要するため、資金援助が必要となるが、そのためのスキームを会得している者は現状では極めて少ない。 最も有効な手段として考えられるのはクラウドファンディングの有効活用であるが、その利用方法は現時点で十分に周知されているとは言えない。当該スキームが普及すれば良質な作品が世に出回る機会がさらにふえるのではないか。現に、クラウドファンディングによってアニメが製作された例は既にいくつかみられるのであり、ファンとしては作品をさらに普及させるために資金援助を行う一方、クリエイターとしても資金が集まればモチベーションアップにつながるであろう。</p>
意見の対象

(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(D) その他
意見
<p>「『カフェテリア方式』を好む人と『幕の内弁当方式』を好む人の間でギャップが生じている」からこそ「『雇用者・被雇用者』『供給側・需要側』がそれぞれのやりやすい形や『サービス内容』を選べる社会」にすべきです。</p> <p>例えばマイクロプロセッサ。パソコン市場に於いては64ビットが主流ですが、工作機械等に組み込まれている物は今でも8ビット等の少ないビット数のプロセッサを使っています。</p> <p>もし「沢山あるとみんな迷うから一つに絞りなさい。」とすると8ビットでいい機械に64ビット、逆に64ビットでなければ使えない用途のパソコンに8ビットのプロセッサを積む事態になってしまいます。</p> <p>それに『コレしか作らせない』という事は『これ以外は作るな』という事です。</p> <p>作るな、とされたら、日本では『その為』の新規研究開発は出来なくなります。</p> <p>これは外国に開発権を譲渡したのと同じ事なのです。</p> <p>研究出来ないから日本で新製品は生まれません。だから新製品が欲しいなら『外国に使用料等を払って使う』事になります。</p> <p>これがどれだけ国益・経済に悪影響を与えるかは言うまでもないでしょう。</p> <p>又『そのユーザーが使わない・使いきれない機能・性能が多くある製品・サービス』に対価を払わせたりするのはユーザーの金銭的負担だけでなく、『過剰な機能等には金を払いたくない』というユーザーの心理にあわせる為、供給側は『ユーザーの希望性能に見合う価格』にあわせざるを得なくなる、つまり『値引き』＝『利益率を引き下げる』をしなくてはなりません。</p> <p>例え一個では少額でも、それが年間となるとその部署や企業の存続に関わる事態になる可能性もあり得ます。</p> <p>『企業・個人が自分達が求める機能・性能を自由に実現出来る社会』の方が公共の福祉と私的・公共の利益の双方を満たせると考えます。</p> <p>AIの進展したからといって『超ヒマ社会』となるとは限らないでしょう。</p> <p>AIが設計から出来るようになっても結局使うのは『人間』ですから、『使ってみて初めて解るアレコレ。の実現の為のアイデア』は人間の領域であり続けるでしょう。</p> <p>そもそも『超ヒマ社会』というのは『職場衰滅社会』といえる状況ですから、「日々の糧を得る為のみの生活」しか送れない可能性があります。</p> <p>そうしたらAIが設計しロボットが作った品を誰が買うのか、という問題を考えると成立しないんじゃないでしょうか。</p> <p>というか『極少数の工場主・思想家・宗教家という裕福層と少数の地主や特別な才能を持つ芸術家・工芸家といった中の下層、大多数の特別な才を持たない小作人という貧困層』という社会になり『文明』としては滅亡という状態になるかと考えます。</p>

意見の対象
(A) 知財推進計画2018に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
(B) 主としてコンテンツに関するもの
(C) 主としてクールジャパンに関するもの
(D) その他
意見（要旨）
<p>戦前は『質素・儉約・外貨獲得・開発インフレ抑制』の為に庶民の『華美』や『購買欲』を『強健な地域・国家の育成』の為に抑さえ込んだ結果、今に至るも『外国ブランド志向』や『ソフトウェア軽視』を払拭できていない。よって、国や地方自治体やその関連団体はもとより、民間団体であっても『特定の思想や価値観の統一やその為の行動』はやめさせるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権法等の非親告罪化は『第三者の妨害活動』により正当なコンテンツ等が抹殺されることが可能であるので中止・廃止が望ましい。 ・一次創作者や権利者の『安心してコンテンツ等を発表できる権利』を確保する為にも、一般フェアユース条項、できればフランスのパロディー法みたいな法律の導入が望まれる。

・無名の作家にとって不利な状態にするダウンロード犯罪化・違法化を廃止すべき。
 ・『創作者・権利者の保護の為』に、TPP等の国際条約で著作権に関わる部分を親告罪に変えるべきではないか。
 ・営業方針に幅を持たせる為、著作物等の侵害時の親告・非親告制を創作者が選べるようにしたらどうか。
 女性キャラクターを使用している企業や行政・団体に対し、不当な理由・根拠で変更・中止を求める者が存在する。
 彼等に対し、異議表明の権利があるから強権的な対応が取れなくとも、教育等でそのような『不当な要求』は悪い事だと認識するようにしてほしい。

外国機関や団体に対し、日本のコンテンツ産業を破壊・支配下に置く目的で虚偽の宣伝を行っている団体や個人が確認されているので、法による処罰を含めた強力な対応を求める。

意見（全文）

政府や業界団体による『業界や社会を特定の思想や価値観に統一させたり、逆に排除させたりする行為や制度』を無くすべきです。

実は戦前青少年健全育成基本法や家庭教育支援法の『目指す所』が似ている内容の官製運動がありました。それは地方改良運動とか農林漁村経済更生運動と言われる『富国強兵欧米化政策の為の運動』です。

これ等の目的は富国以外にも『疲弊した地方経済を立て直す』という事がありましたが、その内容は『勤勉・貯蓄/寄付・耐乏・自力更生』という青少年健全育成条例や管理教育校の校則のような内容でした。

政府の国産品保護と質実剛健路線により『高級な国産品を使おう』ではなく『虚栄を廃して国産品を使おう』という路線を取らざるを得なかった為に『日本製＝粗末な物』という価値観を植えつけてしまいました。で、その結果…強制貯蓄や寄付によって国民の購買力が壊滅した為に国内需要が潰れ市場は成長せず、そして下手に『質実剛健』とした為に却って『故障が多いが高級品として認められている製品』を『作る素地』すら育てられず、結果戦後暫く経つまで二束三文の品しか作れませんでした。

それが今も続いて『小学校の海外ブランド制服問題』に繋がるのです。

実は戦前、福井県にある石田縞が一旦断絶した事がありました。

「御国の為に節約しよう。その為に石田縞の服を着よう」という宣伝を打った為か、その後化繊やセーラー服が出てくると途端に衰退しました。

もし気品あふれる、とか美しき、って方向でやってたら普段のおしゃれ着や布小物の需要が生まれ、それにより衰退しなかったかもしれません。

又、鹿島郡大同村（現 鹿島市）では『子供服は筒袖洋服とし、華美にせぬ事』という規約がありました。ちなみに、ファッション大国イタリアでは11歳から自分で服を選んで買う人が多く自然とセンスが磨かれるという話です。

『国の産業の地力の差』というのはこういう所から生まれる、という好例でしょう。

このように戦前は『質素・儉約・外貨獲得・開発インフレ抑制』の為に庶民の『華美』や『購買欲』を『強健な地域・国家の育成』の為に押さえ込みました。

結果、今に至るも『外国ブランド志向』や『ソフトウェア軽視』を払拭できていません。

だから国民に『健全/不健全とされる思想・価値観』を植えつける事は却って国を損なう結果となるのです。よって、国や地方自治体やその関連団体はもとより、民間団体であっても『特定の思想や価値観の統一やその為の行動』はやめさせるべきです。

『倒産後3年以上経ったメーカーのソフトウェアは、コピープロテクトを解除してコピーしても構わない。又、期限を定めて使用許可を出す方式の場合は使用期限を無期限にする為のパッチ等を作成しても構わない。製作者や制作会社はこれ等のパッチ等を出さなくてはならない。』と変えてください。

記録媒体交換等のサポートを引き受ける会社があればいいのですが、それが無い場合はソフトが壊れたら直せないのもう使えなくなります。

機械や絵画・陶芸品は製造会社や作者が業務停止等で修復が出来なくなっても、他の企業や作家が代わりに修復することが出来ます

それで産業遺産や骨董品はその品を永遠に後世に伝えることが出来るのです。

しかし、ソフトウェアはそれが禁止されている為に、百年どころか20年で作品が消滅、という事がよく起きているのです。

『ソフトウェアは資産』であるのなら、それこそユーザーに『保管に必要な複写・修理に関する権利』を認めるべきです。

『都市と田舎の分断、人材の偏在化』は完全に地方側の落ち度が原因です。デイリー新潮の記事に『移住者はゴミ出し禁止、絶対の年功序列… 移住民が落ちた「村八分」地獄』がありますが、この記事が事実ならば最早地方は『住んではいけない場所』になっていると判断せざるを得ません。

コレを解決するには『消防団を廃止し国費で消防署と消防官を配備する。それと同時に負担の大きい行事・義務を見直す』『ゴミの収集等の公的サービスの整備や規約管理は役所が全面的に行い、必ず全住民が平等に使えるようにする』『住人に対し、異なる価値観に対する蔑視や憎悪やプライバシーの侵害が、如何に己自身や地域にとって有害かを教育する』所から始めなくては駄目ですよ。

そもそも、地方生まれの人が故郷に帰りたがらない現状が『地方の闇』を雄弁に語ってますよ。

『攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化』にも関わってくる重要な事です。早急に着手する必要があると考えます

著作権法違反の非親告化による『害』は、何も2次創作云々だけの問題ではありません。

オリジナル作品だって『冤罪工作』という形で巻き込まれます。

特に、どうしても話や構図が似通ってしまう読みきりの作品は、『《それ》が気に入らない者・団体』の手によって『盗作』に仕立て上げられる可能性は非常に高いのです。

これは『《有害》のレッテル』なんかよりも遥かに効果的ですよ。

何しろ、「思想に問題があって叩いているのではありません。他人の作品（文や構図）を無断で使用した、つまり『窃盗』をしたから叩いているのです。」と言えればいいんですから。

一旦『盗作作家＝犯罪者』ってレッテルが付けば、どんなに人気がある有名作家でも、出版界には居辛くなります。

例えそれが『冤罪』だったとしてもね。

出版社もうかうかとしてられませんよ。

大抵の編集員はストーリーとかに口出ししてるから、編集員は必ず共犯扱いされます。

その編集員も中身を編集長に報告してる以上、絶対に告発者、特に警察は『編集部の組織的関与がある』と断定して立件します。

例えそれが『冤罪』であったとしても、冤罪であることが証明されるまでに出る損害は、出版社によっては会社が潰れる位の莫大なものになるでしょう。

現に『女くどき飯』の作者が『コトコトくどかれ飯』の作者と編集部に「作品のコンセプトとタイトルが似ている」とクレームを入れるという事件が起きました。

実際には『作者が募集した一般人と実際にデートした様子』を描いた前者と『実在の店舗を用いたフィクション』の后者という状態で、どう考えても著作権法違反は成立しないのですが、前者の作者の勢いと『周囲の前者に対する援護が物凄かった』事から結局後者の作者が連載中止を申し出る事態となりました。

また、コンテンツホルダーの経営戦略も狭まります。

二次創作や模倣品を『あえて』見逃し、『総合値でのシェア』を確保する事によってより多くの知名度と利益を手にするという方法がありますが、非親告化となったらこのやり方が『《何も》考えてない善意の第三者』の手によって潰されてしまいます。

以上のように『非親告化』は作家や隣接権者に多大な迷惑をかけるだけで一切の利がありません。

よって、著作権法の非親告化に反対します。

それでも TPP にある著作権侵害の非親告罪化をするならば、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項、できればフランスのパロディー法の導入することを求めます。

でなければ先にあげた事例が又起きてしまいます。

また、『侵害品か否かの調査手段が全く無い』ユーザーに重大な危険を与えるダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃も求めます。

この条項のせいで『無名の作家』がユーザーから無視される事態が起きますよ。

いっそ「著作権違反が非親告罪だと却って権利者の不利益が大きい。よって基本的には親告制としながら親告制と非親告制を選べるようにして、権利者が自分のやり方等に合う方を選べる」というのはどうでしょう。これなら TPP のラチェットに引っかからない筈ですし。

女性キャラクターを使用している企業や行政団体に対し、初めの頃は「女性への暴力」を理由に非難し、ある程度経って要求が通りそうだと判断したら「第三者審議機関という名の『自分達への利益誘導団体』の設立、または自団体で審議を受ける事を要求する。」という行政対象・民事介入暴力が、計画・未遂か既遂か

が一寸わからないのですが起きています。

また、ツイッター上では女性暴走族の通称である『レディース』を流用した『ツイッターレディース』自称する者が存在し、タイムラインへの荒し行為やツイッター社に虚偽報告をしてアカウント凍結をさせたりする事件が多発していました。

あからさまに書いちゃいますが、それを要求する『女権団体・運動家』の価値観は戦前にあった全国処女会中央部の創設者である内務省囑託の天野藤男氏と、天野氏の跡を引き継いだ文部省囑託の片岡重助氏の、身も蓋も無い書き方ですが「貞操を破った女は人としての尊厳を失う。」という思想と、廓清会やキリスト教婦人矯風会の『下等賤劣の婦女子は辱知の何物たるを知らざるより海外に出稼ぎして言ふに忍ひざる醜業を営む（東京婦人矯風雑誌 第15号、1889年）』『天草及び島原には私生児が多い。特に天草に酷しい。海外より帰る女は往々混血児を伴ひ来る。其の数は一村に十五六人に上るものもある。当人は之を以て、恰も軍人が金鵄勲章を貰ひたる如く心得、郷党亦之を卑しめず、群童に伍して、小学にも通ふ、由来私生児多き地なれば之を怪しまぬのである。……されば天草女島原娘の連れ帰る混血児にも独逸種、米國種、和蘭種、露西亜種、支那種、其の他雑多に亘ることは言ふまでもない。英国人は植民地にありても一般に混血児を産ましむることは最も少なく品性高きを以て有名であるが、本邦の海外醜業婦は世界中の種を持って来るのは情けない話である（矯風会編 1919、39-41頁 『海外醜業婦問題 第一輯 天草島原之部』）。』『而してそは民族衛生てふ最新の科学が吾等に下したる覚醒の声である。一個人の利害よりも、将た一家の幸不幸よりも、更に重く更に大なる一民族の興亡を主眼として、結婚に改良を施すことが、最新最善の結婚改良であらねばならぬ（永井潜「民族衛生より觀たる結婚の改良」婦人公論 10月号、1917年）』といった「宗教的戒律と純潔思想と家制度の維持の為に娼婦や『ふしだらな女性』への国辱視・排除・差別対象化、で構成された『民族衛生論』、アイルランドで大問題となったマグダレン修道院（本当は修道院ではなく『避難所』というそうです。）を代表とする「行動や『体型』がふしだらと看做された、者には『懲罰』を」という思想が基礎にあるのです。

彼等の差別観を別にしても、このような『自粛・萎縮強要団体・集団』による行為はコンテンツ振興の破壊どころか、「自身の意見の主張」自体を萎縮・忌避させてしまいます。

「他人に異議を唱える権利」の絡みもありますから強力な対策は取れないでしょうが、学校教育等で『自粛や萎縮を強要する行為』は対象の人権等を蹂躪するおぞましい行為である、と学校教育等で指導して下さい。

また、外国の政府やマスコミやNGO、そして国連機関に対し、自分たちの利益の為にコンテンツ産業に打撃を加える目的で虚偽や誇張・矮小させたデータ等と用いてロビイングを行っている団体が存在します。

こちらの方はコンテンツ産業のみならず、広く日本国民全般に悪影響を及ぼしてしまいますので、詐欺罪等を視野に入れた強力な取締りを要求します。

最近『AV強制出演問題』が取りざたされています。

「『アダルトビデオ』という『うしろめたい仕事』だから起きるのだ」と言う人もいますが、実際は日本の雇用・下請の慣習や法律や『純潔絶対主義な価値観』が招いた事件なのです。

もし、義務教育で『契約・労働の法律』をしっかりと教えられていたら、もし『気軽に、それこそ交渉中に中座して弁護士に相談できる気風』があったら、もし『性的な話題や行為』が禁忌になっていなければ、『働いてても生活保護が受けられる制度』ならば殆ど起きなかった事件です。

これは『女優』だけでなく作家でも起きている事件です。もっとも、作家ですから出演ではなく『原稿を勝手に書き換える』や『雑誌の掲載順や掲載そのものを使って嫌がらせをする』とか『作家が書きたいジャンルを書かせず、それどころか描きたくないジャンルを書かせる』や『ネーム没はタダ働き』等。

しかし、これは『研究・開発職から営業部へ異動』『秘書課から清掃・食堂担当に異動』『結婚した/自宅を建てたからもう迂闊にやめないだろう、という事で転勤を命じる』や『建設現場で契約外の作業を無償でやらされる』という、被雇用者や下請に非常に不利な雇用慣行やそれを認める労働法制が生んだモノなのです。

ですので、この問題を『根底から絶つ』為に『雇用・所属契約時には従事する職種やジャンルを厳密に定め、それと異なる業種への異動を原則禁止とする』『転勤・転属等は、事業所閉鎖を除き従業員の意思のみで決定する。尚、これの通告後一定の日数を置かず、又は外出を制限して従業員や下請け等が外部の専門機関に相談できない状態にした上で契約や通告を受諾させてはならない。』を刑法として定める必要があります。AVに限らず全年齢向けの作品の出演者や作家を守る為にも『この段階から』やらなくてはならないんですよ。